

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	1	府 省 庁 名				経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）						
要望項目名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更						
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 【現行制度(令和2年度～)】						
		発電事業・ 小売事業	左記以外の 電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）			
	課税 標準	収入割 付加価値割 資本割	収入割	所得割	付加価値割	資本割	
	税率	収入割 1.05% (0.3%) 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	1.3% (0.3%)	400万円以下の金額 1.4% (1.0%) 400万円超 800万円以下の金額 2.5% (1.8%) 800万円超の金額 3.6% (2.6%)	1.2%	0.5%	
関係条文	※（ ）内は、特別法人事業税に係る税率						
	・ 特例措置の内容						
	電気供給業の課税方式については、従来収入金額が課税標準となっており、令和2年度税制改正において、発電・小売事業について、外形標準課税が一部導入されたものの、引き続き、他の一般の事業とは異なった課税方式が存続している。地域独占や経過措置を除き総括原価方式に基づく規制料金は既に撤廃されており、発送電分離も行われ、課税根拠は無くなっている。						
	こうした中、他業種等からの新規参入が拡大し、競争が一段と激しくなっているところ、業種間の「課税の公平性」を回復するためにも、他の一般の競争下にある事業と同様の課税方式への変更を要望する。						
地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び 第72条の24の7 地方税法施行令 第22条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第2条、第5条、第6条及び第7条							
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] —						

要望理由	(1) 政策目的 電気供給業の法人事業税については、当該事業が地域独占（垂直一貫体制）及び総括原価方式の下で行われることを前提に、保有する設備や従業員の規模に比して所得が低く抑えられること（事業規模に対する所得の過少性）及び電気料金算定時に原価算入し使用者である消費者に転嫁すること（法人事業税の回収確実性）ができることを根拠として、1949 年度（昭和 24 年度）以降収入金額を課税標準とする課税が行われてきた。 しかし、1995 年（平成 7 年）より発電部門は全面自由化されており、また、「電力システムに関する基本方針（平成 25 年 4 月 2 日閣議決定）」に基づく電気事業法の改正に基づき（平成 26 年 6 月 11 日関連法案成立）、2016 年（平成 28 年度）4 月 1 日より、小売部門の全面自由化（上述の地域独占（垂直一貫体制）及び総括原価方式に基づく規制料金の原則廃止）が行われ、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれることとなった。実際に、エリアによっては新電力シェアが 2 割を超えるなど、異業種からの参入を含めて競争が進展している。さらに 2020 年（令和 2 年）送配電部門の法的分離及び小売規制料金の原則撤廃により、競争は更に進展している。 その中で、電気供給業に係る法人事業税については、令和 2 年度税制改正で発電・小売電気事業全体において 2 割程度の見直しが行われたものの、引き続き、他の一般的な事業と異なる課税方式が適用されているため、異業種からの参入が相次ぐ状況下においては、新規参入者の間で課税方式・負担に格差が生じる状況にあり、競争環境の公平性が担保されていない。事業者間の「課税の公平性」を確立することにより、更なる競争を促進することを目的とし、本措置を要望する。 (2) 施策の必要性 電力システム改革に伴い、電気供給の対価たる電気料金は、規制官庁による認可を受ける規制料金から、他の一般の事業における財・サービスの提供の対価と同様に市場競争を通じて消費者が選択することができる自由料金へと変容（今後、経過措置料金も順次撤廃）していることから、電気供給業者はコスト低減による競争力ある価格設定やそれに伴う顧客の獲得等を通して利潤最大化（所得の最大化）を図ることが可能となっている。また、地域独占が撤廃されたことも相まって、課税分を料金原価に算定し消費者に確実に転嫁することも難しい状況になっている。以上のように、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれることとなった電気供給業においては、当初他の一般の事業と異なり収入金課税方式を採用することとなった根拠となる事由は失われており、従前通りの収入金額を課税標準とする課税方式を存置する必要性に乏しいと考えられる。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源およびエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	政策の達成目標	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進捗状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の課税方式を措置することを通じ、課税の公平性を確立し、更なる競争の進展を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	他業種からの新規参入者を含め、すべての電気供給事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	事業間の税負担の公平性が図られることにより、電力市場における更なる競争の進展に寄与することが期待される。なお、本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、「課税の不公平」を是正する措置であることに留意。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 原子力発電施設解体準備金（国税・法人税） ・ 電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） ・ 電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進捗状況等を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、他の一般の事業と遜色の無い、実態に沿った課税方式を措置することを通じ、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確立していく本措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昭和 59 年度より継続的に要望 令和 2 年度改正要望によって、発電・小売事業については 2 割程度を見直し。

令和 6 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	2	府 省 庁 名 経 済 産 業 省									
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）										
要望項目名	特定ガス供給業等に係る法人事業税の課税方式の変更										
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）										
		特定ガス供給業 (※)		一般・特定 ガス導管事業		その他の事業 (資本金1億円超の普通法人)			その他の事業 (資本金1億円以下の普通法人)		
	課税 標準	収入割、 付加価値割、 資本割		収入割		付加価値割、 資本割、 所得割			所得割		
	税率	収入割	0.48%	収入割	1.0%	付加価値割	1.2%	所得 割	800 万円超	7.0%	
		付加価値割	0.77%			資本割	0.5%		800 万円以下 400 万円超	5.3%	
		資本割	0.32%			所得割	1.0%		400 万円以下	3.5%	
	(※) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 10 項に規定するガス製造事業者（同法第 54 条の 2 に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第 38 条第 2 項第 4 号の供給区域内においてガス製造事業（同法第 2 条第 9 項に規定するガス製造事業をいう。）を行うものに限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く）に限る。										
	・ 特例措置の内容										
	令和 4 年度税制改正において、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特定ガス供給業に該当する事業者以外が行うガス供給業の課税方式については、その他の事業と同様の課税方式に見直されたが、ガスシステム改革による事業環境や競争状況の変化を踏まえ、未だ収入金課税の対象となっている特定ガス供給業、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業に該当する事業者の法人事業税について、「その他の事業」と同様の課税方式へ変更する。										
	関係条文	地方税法第 72 条、第 72 条の 2、第 72 条の 12、第 72 条の 24 の 2、第 72 条の 24 の 7 地方税法施行令第 22 条、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 2 条、第 7 条									
減収 見込額	[初年度] － (－) [平年度] － (－) [改正増減収額] － (単位：百万円)										

要望理由	(1) 政策目的 ガス導管事業等のガス供給業の法人事業税の課税標準は収入金額とするとされており、「その他の事業」と異なる扱いになっている。以下に記載の理由から、「課税の公平性」を確立するため、一般の競争下にある「その他の事業」を行う企業と同様の課税方式に改めるものである。 (2) 施策の必要性 特定ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由については、①地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、②料金認可制により所得が低く抑えられるため所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないこととされているが、その前提は以下のとおり、大きく変化している。 具体的には、ガス事業における規制緩和について、大口需要に対する自由化範囲が平成 16 年 4 月から 50 万 m³ 以上に、平成 19 年 4 月からはさらに 10 万 m³ 以上へ拡大され、平成 29 年 4 月からは小口も含めて全面自由化された。小売全面自由化を契機に小口の都市ガススイッチングが進むとともに、産業用等（大口）でも、燃料獲得競争が激化している。さらには、ガスは代替性があるエネルギーであることから、LPG や灯油等との競争に加え、昨今のオール電化住宅の普及による競争も激化しており、特定ガス供給業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めていいる。このため、特定ガス供給業においては既に一般の産業と同様の競争が発生しており、事業税の価格転嫁が容易であるという状況にはない。 更に、ガスシステム改革（平成 27 年 6 月にガス事業法改正）による小売の地域独占撤廃及び料金規制原則廃止が実施されたことを機に、平成 30 年度及び令和 4 年度の税制改正により、特定ガス供給業に該当しないガス小売事業者等は一般の課税方式へ見直しされたところ。 「課税の公平性」を確立することは、新規参入者と既存ガス事業者との競争活性化による料金抑制、更なる天然ガス利用拡大に寄与し、ガスシステム改革の目的達成に資することから、特定ガス供給業事業者に係る課税方式の見直しが必要である。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																																				
	政策の達成目標	特定ガス供給業は、法人事業税として収入金額（ガス売上）に課税されることから、他の一般企業と同等の税負担水準とすることを通じて、課税の公平性を図る。 売上高に対する租税負担率の業種間比較（単位：％） <table><tr><td></td><td>ガス</td><td>全産業</td><td>製造業</td><td>化学工業</td><td>石油製品等製造業</td><td>鉄鋼</td><td>機械製造業</td><td>電力</td></tr><tr><td>R1</td><td>5.2 (3.3)</td><td>1.9 (0.7)</td><td>1.9 (0.5)</td><td>2.7 (0.6)</td><td>0.1 (0.2)</td><td>0.8 (1.0)</td><td>1.7 (0.5)</td><td>4.3 (3.3)</td></tr><tr><td>R2</td><td>5.6 (3.7)</td><td>2.0 (0.7)</td><td>1.9 (0.6)</td><td>2.4 (0.6)</td><td>0.8 (0.3)</td><td>0.9 (1.1)</td><td>1.8 (0.5)</td><td>4.3 (3.4)</td></tr><tr><td>R3</td><td>4.4 (3.3)</td><td>2.2 (0.7)</td><td>2.4 (0.6)</td><td>3.4 (0.5)</td><td>1.5 (0.3)</td><td>2.1 (0.9)</td><td>2.3 (0.5)</td><td>3.3 (3.2)</td></tr></table> 出典：法人企業統計年報（財務省）他 ※下段は事業税外形部分及び固定資産税等		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械製造業	電力	R1	5.2 (3.3)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	2.7 (0.6)	0.1 (0.2)	0.8 (1.0)	1.7 (0.5)	4.3 (3.3)	R2	5.6 (3.7)	2.0 (0.7)	1.9 (0.6)	2.4 (0.6)	0.8 (0.3)	0.9 (1.1)	1.8 (0.5)	4.3 (3.4)	R3	4.4 (3.3)	2.2 (0.7)	2.4 (0.6)	3.4 (0.5)	1.5 (0.3)	2.1 (0.9)	2.3 (0.5)	3.3 (3.2)
		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械製造業	電力																													
	R1	5.2 (3.3)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	2.7 (0.6)	0.1 (0.2)	0.8 (1.0)	1.7 (0.5)	4.3 (3.3)																													
	R2	5.6 (3.7)	2.0 (0.7)	1.9 (0.6)	2.4 (0.6)	0.8 (0.3)	0.9 (1.1)	1.8 (0.5)	4.3 (3.4)																													
R3	4.4 (3.3)	2.2 (0.7)	2.4 (0.6)	3.4 (0.5)	1.5 (0.3)	2.1 (0.9)	2.3 (0.5)	3.3 (3.2)																														
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置																																					
同上の期間中の達成目標	ガス使用者の利益保護や、ガス事業の健全な発達（安定供給、保安の確保等）に向け、「その他の事業」との公平な競争条件を確保する。																																					
政策目標の達成状況	—																																					
有効性	要望の措置の適用見込み	特定ガス供給業に該当する事業者 5 社 一般ガス導管事業者 193 社 特定ガス導管事業者 31 社																																				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（特定ガス供給事業）に対する「課税の公平性」を確立するものである。 本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による措置が適している。 本措置がない場合、その他の産業との税負担水準の格差が改善されない。																																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																				
	要望の措置の妥当性	本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものである。また、自由化や燃料間競争の進展している特定ガス供給業において、「その他の事業」並みの税負担水準とすることは、課税の公平性の観点から妥当である。																																				

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	公平な競争条件を確保するために、課税方式を「その他の事業」と同様とすることにより、「その他の事業」との税負担水準の格差を改善する。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	○昭和 50 年度税制改正から「その他の事業と同一の扱い」にするよう継続的に要望。 ○平成 30 年度税制改正において、「ガス供給業」の対象範囲から、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び経過措置料金規制対象事業者以外の者が行うものを除外 ○令和 4 年度税制改正において、「ガス供給業」の対象範囲から、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、 ・ 特定ガス供給業以外の事業者を行うものを除外 ・ 特定ガス供給業に該当する事業者の課税方式について、収入割の一部に外形標準課税を組入

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	3	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設	
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再生可能エネルギー（再エネ）の導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、現在、小売電気事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者等の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするもので、2024年度から導入を予定している。発電側課金が導入された際、発電事業者等が一般送配電事業者等に支払う発電側課金分に相当する額を対象とする。 ・ 特例措置の内容 発電事業者等が一般送配電事業者等に支払う発電側課金分に相当する額を控除する。 ※発電事業者が非収入金課税事業者である場合は、発電側課金分を特定して当該相当分を小売電気事業者等から控除する。	
[関係条文]	[地方税法 附則第9条第8項、地方税法施行令 附則第6条の2第2項]	
減収 見込額	[初年度] ▲4,454（―） [平年度] ▲4,454（―） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	（１）政策目的 我が国は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む一方で、再エネの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大や、経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の対応の増大など、送配電関連費用を押し上げる方向での変化が生じている。 こうした環境変化に対応しつつ、託送料金を最大限抑制するためには、一般送配電事業者による経営効率化等の取組を進めることに加え、これまで整備されてきた送配電網の効率的な利用を促すことが重要であることから、発電側課金の導入が決定されたもの。 この発電側課金について、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、他の事業との課税の非公平を一部是正することを目的とし、本措置の新設を要望する。 （２）施策の必要性 発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、現在、小売電気事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者等の一部の負担を求めるものである。 この点、電気の供給を行う者たる発電事業者等は、いずれも、その電気の供給に際し、一般送配電事業者等が保有する送配電網に接続した上で託送供給を行うことが必須となるため、電気の供給において、一般送配電事業者等に対しその託送供給の対価たる発電側課金を支払うと共に、当該発電側課金分相当額を含めて、小売電気事業者から電気の供給に係る料金を収受することとなる。換言すれば発電側課金分相当額が、収受側と支出側のいずれの法人でも課税標準を構成する結果として二重課税が発生することとなる。 したがって、収入金額を課税標準とする電気供給業における課税方式が存置される場合に限り、電気の供給において必ず生ずる支出たる発電側課金分相当額に係る二重課税を回避し、収入金額を課税標準としない他の一般の事業と電気事業との間で生じている課税関係の公平性を図るため、発電事業者等の課税標準たる収入金額から、発電側課金分相当額を控除すること等が必要である。	
本要望に 対応する 縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	政策の達成目標	系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置（本要望は電気供給業に適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。）
	同上の期間中の達成目標	系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行う。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み件数：1,000件超（令和5年8月1日時点における発電事業者の届出数から推計） 適用事業者：他業種からの新規参入者を含むすべての発電事業者等
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、発電事業者等が一般送配電事業者等に支払う発電側課金分を控除することで、収入金額を課税標準としない他の一般の事業と電気事業との間で生じている課税関係の不公平の一部が是正されることになるため、本措置が電気事業への参入促進及び市場における競争促進に寄与することとなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電気事業と他の事業との間の課税の公平性を図ることに繋がると共に、電気事業への参入促進及び市場における競争促進に寄与することから妥当性を有する。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	4	府 省 庁 名		経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望 項目名	電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設			
要望内容 (概要)	（１）特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） （容量市場に係る措置） ・ 将来の一定期間（実需給年度）における需要に対して必要な供給力を、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）が市場管理者となってオークションで募集する容量市場について、小売電気事業者等から広域機関に支払われる容量拠出金。 （電源入札・予備電源に係る措置） ・ 供給力不足が明らかになり、かつ、あらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合に、電源の新設や休止電源の再稼働等を通じて「供給力」を確保する電源入札について、一般送配電事業者等から広域機関に支払われる電源入札拠出金。 ・ 緊急時にも必要な供給力が確保されるよう、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働が可能な休止電源を「準供給力」として調達・維持する予備電源制度について、一般送配電事業者等から広域機関に支払われる電源入札拠出金。 （２）特例措置の内容 （容量市場に係る措置） 二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、容量市場における小売電気事業者等から広域機関に対して支払われる容量拠出金について、小売電気事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置（恒久）を創設する。 （電源入札・予備電源に係る措置） 同様の目的で、電源入札や予備電源制度における一般送配電事業者等から広域機関に対して支払われる電源入札拠出金についても、一般送配電事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置（恒久）を創設する。			
（ 関係条文 ）	（ 地方税法第 72 条の 2、第 72 条の 12、第 72 条の 24 の 2 地方税法施行令第 22 条 ）			
減収 見込額	[初年度] ▲12,370 （－） [平年度] ▲8,000 （－） [改正増減収額] － （－）			

要望理由	(1) 政策目的 (容量市場に係る措置) 全国の供給力の確保は原則として容量市場において行うこととしている。容量市場では、供給力はオークションで募集され、落札した発電事業者に対しては供給力の対価として、容量確保契約金が支払われるが、当該契約金の原資は、小売電気事業者等から広域機関が徴収する容量拠出金となっている。 小売電気事業者等が電力を販売するために仕入れた電力の支払に相当する金額は、事業税の課税標準である収入金額から控除する対象であることが地方税法施行令で定められている。他方、小売電気事業者等が負担する容量拠出金は、収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の安定供給の確保を目指す。 (電源入札・予備電源に係る措置) 電源入札・予備電源制度についても、一般送配電事業者等が負担する電源入札拠出金は、地方税法施行令に規定されておらず収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の安定供給の確保を目指す。 (2) 施策の必要性 (容量市場に係る措置) 容量市場において確保した供給力に基づく実需給は2024年度から開始される。当該年度より、広域機関による小売電気事業者等からの容量拠出金の徴収、発電事業者等への容量確保契約金額の支払が行われることになる。地方税法施行令第二十二條に定められているとおり、小売電気事業者等は電力販売のために供給を受けた電気の金額を課税標準たる収入金額を控除することとなっている。容量拠出金は電力販売のために供給を受ける電気の価値の一部（供給力としての価値）を構成するため、本要望において二重課税を回避することにより、容量市場導入後においても、小売電気事業者等の課税の公平性を担保することが不可欠である。 (電源入札・予備電源に係る措置) 昨今は電力需給の状況が厳しい年が続いており、仮に供給力不足が生じた場合に円滑な対応を可能とすべく、電源入札に係る一般送配電事業者等の二重課税を回避する必要がある。また、電源入札等の一類型である予備電源制度は、昨今の電力需給の状況等を鑑み、最速で2024年度からの開始を予定している。供給力不足が明らかになった後に行う電源入札と供給力不足に備える予備電源制度は、ともに、一般送配電事業者等が託送料金を原資とした「電源入札拠出金」を広域機関に支払い、広域機関から落札した電源を運営する発電事業者に対して「電源入札等補填金」として支払われることで、必要費用が確保される。発電事業者の収入（電源入札等補填金）は法人事業税の課税標準となるため、一般送配電事業者等の課税標準たる収入金額の算定に当たり、電源入札拠出金を控除できない場合は二重課税となるため、本要望において二重課税を回避することにより、予備電源制度の導入後においても、一般送配電事業者等の課税の公平性を担保することが不可欠である。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 (容量市場に係る措置) ○第6次エネルギー基本計画(2021年10月22日閣議決定) 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応 (11) エネルギーシステム改革の更なる推進 ①脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力システムの構築に向けた取組 (a) 供給力確保のための強化策及び枠組の検討 自由化前は、地域独占と規制料金により費用回収が保証された旧一般電気事業者が、需要に合わせて必要となる発電設備(kW)や燃料(kWh)を計画的に確保していたが、自由化の進展と卸電力市場取引の増加に伴い、短期的な卸電力市場をベースとした競争の中で、採算性の悪化する電源の退出が進展し、新規投資も停滞している。 (略) 設備容量(kW)確保の観点では、追加的な供給力の確保や電源の過度な退出の防止に向けた対応策の検討を進めるとともに、4年後に必要な供給力を事前のオークションにより効率的に確保する容量市場について、その着実な運用を行いつつ、効率性の更なる向上に向けて不断の見直しを行う。 (容量市場、電源入札・予備電源に係る措置) ○GX実現に向けた基本方針(2023年2月10日閣議決定) 2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組 (2) 今後の対応 5) カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備 電力システム改革については、需要家の選択肢の拡大や広域的電力供給システムの形成といった成果が見られる一方、火力発電所の休廃止や原子力発電所の再稼働の遅れなどによる供給力不足や需要家保護の観点からの小売電気事業の規律強化など制度設計上の課題も存在する。 そのため、供給力確保に向けて、2024年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(2023年6月16日閣議決定) 2. GX・エネルギー安全保障 (1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組 ⑤カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備 供給力確保に向けて、来年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。
		(容量市場に係る措置) 容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること。 (電源入札・予備電源に係る措置) 電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合において「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること。
	政策の達成目標 税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久(本要望は電気供給業に適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。)

	同上の期間中の達成目標	(容量市場に係る措置) 容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること。 (電源入札・予備電源に係る措置) 電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合において「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	小売電気事業者 730 社、一般送配電事業者 9 社（沖縄電力を除く）、配電事業者 0 社 ※資源エネルギー庁の登録小売電気事業者一覧、一般送配電事業者一覧から推計。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を通じ、容量拠出金・電源入札拠出金を拠出する小売事業者・一般送配電事業者等にとって、容量市場・電源入札等の導入前後での課税対象に関する公平性が担保され、制度運用の円滑化が図られるため、電力の安定供給確保につながると考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	(容量市場に係る措置) 容量市場は、電力の価値のうち、kW（供給力）の価値と kWh（電力量・燃料）の価値を区分して整理し、kW 価値部分を容量市場において取引し、供給力を確保しようとする取組である。容量市場で取引される kW 価値は、容量市場の導入前において、小売電気事業者等が供給を受ける電気の価値の一部を構成するものである。そのため、今回の要望により容量拠出金を課税標準である収入金額から控除する金額と位置付けることは、容量市場導入前後での公平性の観点から妥当である。 (電源入札・予備電源に係る措置) 電源入札等については、電源入札拠出金を一般送配電事業者等の課税標準たる収入金額から控除できない場合、二重課税が発生してしまうため、電源入札等の実施前後での公平性の観点から、今回の要望措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	5	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	電力広域的運営推進機関が行う金銭貸付業の収益事業からの除外		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 第 211 回通常国会で成立した「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」に基づき、電力広域的運営推進機関（以下、電力広域機関）が、電力の安定供給及び再生可能エネルギー大量導入の観点から公共性が高いと経済産業大臣が認定した系統整備事業を行う民間事業者に対して建設資金の一部を貸し付ける。 ・ 特例措置の内容 電力広域機関が広域系統整備計画を実施する事業者に対して行う金銭貸付（電気事業法第二十八条の四十一第一項第五号の三に掲げる業務として行う金銭貸付業）について、法人税法施行令第 5 条第 3 項に規定する「金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの」に追加し、収益事業に該当する金銭貸付業から除外する。		
関係条文	法人税法施行令第 5 条第 3 項 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 1 項第 3 号		
減収 見込額	[初年度] 精査中 (-) [平年度] 精査中 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 再生可能エネルギーの大量導入や電力の安定供給確保に必要な大規模系統整備を実現するため、多額の資金及び長期の整備期間を要する大規模連系統線の増強に係る資金調達環境を整備し、我が国における大規模電力系統整備を促進する。 (2) 施策の必要性 2050 年カーボンニュートラル実現も見据え、再生可能エネルギーの大量導入や電力供給網のレジリエンス強化を推進するためには、長期の整備期間を要する大規模な連系統線の増強が必要。このため、電力広域機関は 2023 年 3 月に「広域連系統のマスタープラン」を策定し、今後、将来の系統整備計画を具体化していく方針。 このような全国での系統整備は、同マスタープランの試算によれば総額 6～7 兆円もの大規模事業となることが見込まれるが、多額の費用を要し、事業期間も長期に及ぶこと等により、民間事業者だけで長期間にわたり多額の資金を調達することは困難。このため、特に重要性の高い系統整備については、建設段階において当該計画の実現可能性を高めるため、民間事業者の円滑な資金調達を可能とするための環境整備が必要。こうした状況を踏まえ、第 211 回通常国会で成立した「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」に基づき、電力広域機関の業務に、系統増強に係る建設資金の貸付業務を追加することとした。 電力広域機関が電気事業法に基づき実施する貸付は、電力の安定供給及び再生可能エネルギー大量導入の観点から公共性が高いと経済産業大臣が認定する系統整備事業にのみ実施するものである。すなわち、電力広域機関の収益性を目的とするものではなく、極めて公共性の高い業務である。このため、電力広域機関が広域系統整備計画を実施する事業者に対して実施する金銭貸付について、法人税法施行令において収益事業に該当しない金銭貸付業として位置付ける。		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○改正電気事業法（第二十八条の四十九・第二十八条の四十） （整備等計画の認定） 第二十八条の四十九 広域系統整備計画（前条第三項又は第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に定められた電気工作物であつて経済産業省令で定める規模以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者は、単独で又は共同して、その整備又は更新に関する計画（以下「整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。 2・3 （略） （業務） 第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一～五の二 （略） 五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。 ○GX 実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定） 2. エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組 5) カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備 マスタープランに基づき、費用便益分析を行い、地元理解を得つつ、道路、鉄道網などのインフラの活用も検討しながら、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を進める。地域間を結ぶ系統については、今後 10 年間程度で、過去 10 年間と比べて 8 倍以上の規模で整備を加速すべく取り組み、北海道からの海底直流送電については、2030 年度を目指して整備を進める。さらに、系統整備に必要な資金調達を円滑化する仕組みの整備を進める。
	政策の達成目標	広域連系系統のマスタープランに基づき、我が国における大規模電力系統整備を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めなし
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
有効性	政策目標の達成状況	電力広域機関は、2050 年カーボンニュートラル実現も見据えた将来的な電力系統の絵姿として、2023 年 3 月にマスタープランを策定した。今後、マスタープランを踏まえて整備内容を具体化し、個別の計画を策定しながら、中長期的に複数の計画に基づく系統整備を行っていく。 現時点では、このうち最初の計画として、北海道と本州をつなぐ海底直流送電網等の整備計画の具体化を進めている。
	要望の措置の適用見込み 要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	現時点で電力広域機関から民間事業者への金銭貸付が予定されている計画は 1 件（北海道～本州間の海底直流送電） 今後、その他の地域においても計画策定が完了次第、系統整備が進んでいくものと見込まれる。 本制度の措置により、広域系統整備計画を実施する民間事業者の資金調達が円滑に進むことで、大規模系統整備の促進に繋がる。

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	電力広域機関による金銭貸付は、電気事業法に基づく電力の安定供給及び再生可能エネルギー大量導入の観点から公共性が高いとして経済産業大臣による認定を受けた整備事業者を対象を限定して実施されることとしており、公共性の観点から著しく効果が見込まれる系統整備に限定して支援を行うための制度設計がなされている。
税負担軽減措置等の 適用実績		—
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績		—
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）		—
前回要望時の 達成目標		—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由		—
これまでの要望経緯		—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	6	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	戦略物資生産基盤税制（GX分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除）の創設	
要望内容 （概要）	・ 中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資（戦略物資）について、その生産・販売量に応じた税額控除措置を新たに講じる。 ・ 本税制について、税額控除の繰越制度を講じる。	
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号	
減収 見込額	[初年度] 精査中 （ — ） [平年度] 精査中 （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	（１）政策目的 “世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。 （２）施策の必要性 近年、欧米を中心とする先進各国では、GX や DX 等の中長期的成長が見込まれる戦略分野について、政府が大規模・長期・包括的な支援を行うことにより、自国内への企業の立地・投資を誘致する動きが強まっている。例えば、米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、10 年間にわたる生産・販売量に応じた税制措置をはじめとした投資促進政策を導入しており、実際に国内外の企業の事業検討に影響を及ぼしつつある。こうした動きも踏まえ、フランス、ドイツ、カナダ、韓国等においても、予算・税制をはじめとした投資促進政策の新設・拡充が検討または措置されている。このような状況下、海外と比べて遜色ない事業環境を整備するため、我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な対策を講じる必要がある。	
本要望に 対応する 縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和5年6月16日） 各国では、戦略分野について、5年から10年にわたる初期投資にとどまらないランニングコストを含めた包括的支援が、既に実施又は予定されている。米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、予算・減税措置を行うこととした。欧州企業の中にはこれを踏まえて米国内での事業を検討する企業も出てきたことから、EUはこれに対抗する形で、EU域内での国家補助規制をGX分野の投資については緩和する方向で改正することを発表した。我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要である。
	政策の達成目標	中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安保等の観点踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	長期間にわたる適用期間を措置する。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略物資の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略物資の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、国内生産物資の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力・経済成長につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の 妥当性	本税制は、生産活動の初期段階にある設備投資減税等ではなく、その後の生産・販売の段階に着目し、それを拡大すべく措置を講じるものである。 GX 分野等における設備投資減税等は、生産基盤を保有する上では意義はあるものの、先進各国が自国内への企業の立地・投資を誘致する動きを強める中で、日本の経済成長や産業競争力強化のためには、国内における生産の拡大や需要開拓を通じた販売の拡大を行うことが重要である。 例えば、蓄電池等の戦略物資について、米国においては、インフレ削減法等の枠組みを通じて、10 年間にわたる生産・販売量に応じた税制措置をはじめとした投資促進政策を導入しており、こうした海外の政策動向の変化に対応することができなければ、国際的な競争に大きく劣後し、わが国の産業競争力や立地拠点としての競争力を喪失することになりかねない状況。各国と遜色ない措置を講じることで、対象商品の国内での生産を維持・拡大することが、我が国の産業競争力強化・経済成長に資する。
税負担軽減措置等の 適用実績		—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）		—
前回要望時の 達成目標		—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由		—
これまでの要望経緯		—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	7	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	大企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 青色申告を提出する事業者が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人の場合は令和5年から令和6年の各年）に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から 3%以上増加している場合、その法人の雇用者給与等支給増加額の 15%の税額控除ができる。 さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が上乗せされる。 ①継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から 4%以上増加している場合は 10%上乗せ ②教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から 20%以上増加している場合は 5%上乗せ なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の 20%を限度とする。 ただし、その事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が 10 億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合として一定の場合に該当する場合に限る。 ・ 特例措置の内容 今年の 30 年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつながる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。 加えて、賃上げを行う企業の裾野の拡大に向けて、中堅企業に対する措置を強化するとともに、赤字等の厳しい業況の中にある中堅企業の賃上げを後押しする観点から、税額控除額が控除の上限額を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を創設する。 さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。		
関係条文	（ 地方税法附則第 9 条第 13 項、第 14 項、第 15 項、第 16 項及び第 17 項 租税特別措置法 42 条の 12 の 5、68 条の 15 の 6 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 4、第 39 条の 47		
減収見込額	[初年度] 精査中（精査中） [平年度] 精査中（精査中） [改正増減収額] —（単位：百万円）		

要望理由	(1) 政策目的 企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく。 (2) 施策の必要性 今年の春闘の賃上げ率は30年ぶりの高水準となったが、一時的な物価上昇を理由にした賃上げも多いのが実態。今後物価上昇率が安定したとしても、今年の賃上げ率を一過性のものとせず、来年以降も高い水準の賃上げが必要。このため、本税制の延長期間を長期化することで、政府の長期的な方針を明確にし、賃上げに関する企業の計画的な検討を促し、「構造的・持続的な賃上げ」をより強力に進めることが必要。 加えて、賃上げを行う企業の裾野を拡大する観点からは、地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される中堅企業について、赤字等の厳しい業況の中にある企業も含めて賃上げを後押しすることが必要。 さらに、我が国の最重要課題である少子化問題の根本原因である若者・子育て世代の所得の低さの改善を図る観点から、所得向上と、仕事と子育ての両立や女性活躍への支援の両方を追求する企業に対する賃上げを後押しすることが必要。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023（抜粋） 第1章 マクロ経済運営の基本的考え方 1. 本基本方針の考え方 「新しい資本主義」を通じて、経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を成し遂げる。また、社会全体でこども・子育てを支える社会の構築や全てのこどもがチャンスを得られる教育制度の確保、生活の安定や将来の安心の基盤となる社会保障制度の持続可能性の向上、多様な価値観が尊重される包摂社会の実現に向けた取組等を通じ、分厚い中間層を復活させていく。 第2章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 （家計所得の増大と分厚い中間層の形成） 中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（抜粋） I. 資本主義のバージョンアップに向けて 1. 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂の考え方 新しい資本主義を通じて、官民が連携し、社会課題を成長のエンジンへと転換することで、経済の付加価値を高めつつ、企業が上げた収益を労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという成長と分配の好循環を成し遂げ、分厚い中間層を復活させていく。 （中略） 3. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現 新しい資本主義は一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現するものでなければならない。官民連携による社会的課題の解決とそれに伴う新たな市場創造・成長の果実は、多くの国民・地域・分野に広く還元され、成長と分配の好循環を実現していく必要がある。 Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」 （7）多様性の尊重と格差の是正 ②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。
	政策の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずる。

	同上の期間中の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現																																	
	政策目標の達成状況	平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年以降、平均給与額※は堅調に上昇。 <table><thead><tr><th></th><th colspan="4">(平成)</th><th colspan="4">(令和)</th></tr><tr><th>万円</th><th>26 年</th><th>27 年</th><th>28 年</th><th>29 年</th><th>30 年</th><th>元年</th><th>2 年</th><th>3 年</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>415</td><td>420</td><td>422</td><td>432</td><td>441</td><td>446</td><td>433</td><td>443</td></tr></tbody></table> ※国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者 1 人当たりの平均給与額（各年における 1 年間の給料・手当及び賞与の合計額）。									(平成)				(令和)				万円	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年		415	420	422	432	441	446	433
	(平成)				(令和)																														
万円	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年																											
	415	420	422	432	441	446	433	443																											
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中																																	
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	「構造的・持続的な賃上げ」を実現し、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現が図られる。																																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																	
	要望の措置の妥当性	企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく、という政策目的を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。																																	

税負担軽減措置等の適用実績	○適用事業者数 令和元年度 11,248 件 令和2年度 6,126 件 令和3年度 6,546 件 （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ○減収額実績 令和元年度 1,136 億円 令和2年度 818 億円 令和3年度 980 億円 （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）																											
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—																											
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年以降、平均給与額※は堅調に上昇。 <table><tr><td></td><td colspan="4">（平成）</td><td colspan="4">（令和）</td></tr><tr><td></td><td>26 年</td><td>27 年</td><td>28 年</td><td>29 年</td><td>30 年</td><td>元年</td><td>2 年</td><td>3 年</td></tr><tr><td>万円</td><td>415</td><td>420</td><td>422</td><td>432</td><td>441</td><td>446</td><td>433</td><td>443</td></tr></table> ※国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者 1 人当たりの平均給与額（各年における 1 年間の給料・手当及び賞与の合計額）。		（平成）				（令和）					26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年	万円	415	420	422	432	441	446	433	443
	（平成）				（令和）																							
	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年																				
万円	415	420	422	432	441	446	433	443																				
前回要望時の達成目標	—																											
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																											
これまでの要望経緯	・平成 25 年度 創設： 所得拡大促進税制（給与等支給額の平成 24 年度からの増加額の 10%を税額控除）の創設。適用期限は平成 27 年度末。 ・平成 26 年度 拡充及び延長： 給与等支給額の総額増加要件の緩和及び適用期限の 2 年延長。 ・平成 27 年度 拡充： 給与等支給額の総額増加要件の緩和。 ・平成 29 年度 拡充：																											

	給与等支給額の平均額増加要件の厳格化。 ・平成30年度 創設： 大企業分の所得拡大促進税制廃止及び賃上げ・生産性向上のための税制（給与等支給額の前年度からの増加額の15%又は20%を税額控除）の創設。適用期限は令和2年度末。 ・令和2年度 延長・見直し： 設備投資の減価償却費割合要件の厳格化。 ・令和3年度 延長・見直し： 継続雇用者給与等支給額の増加要件を新規雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。設備投資の減価償却費割合要件を廃止。 ・令和4年度 延長・見直し： 新規雇用者給与等支給額の増加要件を継続雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。控除率の拡充。
--	--

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	8	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 青色申告を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から 1.5%以上増加している場合、その中小企業者等の雇用者給与等支給増加額の 15%を税額控除できる。 さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が加算される。 ① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から 2.5%以上増加している場合は 15%加算 ② 教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から 10%以上増加している場合は 10%加算 なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の 20%を限度とする。 ・ 特例措置の内容 今年の 30 年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものにせず、少子化対策にもつながる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。 加えて、赤字の中小企業者等や黒字が十分でない中小企業者等の賃上げを促進するため、税額控除額が上限を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を設ける。 さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、第 292 条第 1 項第 4 号、地方税法附則第 8 条第 12 項		
減収 見込額	[初年度] 精査中 (▲11,800) [平年度] 精査中 (▲11,800) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むことで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大に取り組む。 (2) 施策の必要性 今年の春闘の賃上げ率は 30 年ぶりの高水準となったが、これを一過性のものとすることなく、構造的・持続的な賃上げにつなげることが重要。 中小企業が優秀な人材を確保し、生産性の向上や将来の成長につなげていくためには、赤字や黒字が十分でないなど足元の業況が厳しい中でも賃上げを行うインセンティブを高める必要がある。 さらに、我が国の最重要課題である少子化問題の根本原因である若者・子育て世代の所得の低さの改善を図る観点から、所得向上と、仕事と子育ての両立や女性活躍への支援の両方を追求する企業に対する賃上げを後押しすることが必要。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023 第2章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成) 今年の春季労使交渉の賃上げ率は約 30 年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。 中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」 (7) 多様性の尊重と格差の是正 ②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。 i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進 中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万人を超える規模の特別調査の実施、重点5業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。 ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。 また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。
	政策の達成目標	赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。

	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずる。						
	同上の期間中の達成目標	赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。						
政策目標の達成状況	○雇用者報酬、名目／内閣府「GDP 統計」							
	年度		平成 28	29	30	令和元	2	3
	雇用者報酬(兆円)		268	274	282	288	284	289
	年度		平成 22	23	24	25	26	27
	雇用者報酬(兆円)		251	252	251	253	258	262
	(参考 1：達成目標の一要素としての「賃上げ率」)							
	平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年度以降は、従来の低水準の賃上げ率から脱却し、高水準の賃上げが行われてきた。令和 5 年度は 30 年ぶりの高水準となったが、これを一過性のものにすることなく、構造的・持続的な賃上げにつなげる必要がある。							
	※春季生活闘争による賃上げ率／従業員数 300 人未満企業／日本労働組合総連合会「第 7 回（最終）回答集計」							
	年		令和元	2	3	4	5	
	賃上げ率(%)		1.94	1.81	1.73	1.96	3.23	
	年		平成 26	27	28	29	30	
	賃上げ率(%)		1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	
	年		平成 22	23	24	25		
	賃上げ率(%)		1.47	1.53	1.52	1.53		
	(参考 2：達成目標の一要素としての「雇用者数」)							
総務省の労働力調査によると、従業員数 500 人未満企業の雇用者数はコロナ禍の影響から回復の途上にある。着実な雇用の回復はマクロの所得にプラスであることから、賃上げだけでなく、雇用も支える必要性がある。								
※雇用者数／従業員数 500 人未満企業※非農林業／総務省「労働力調査」								
年度		平成 28	29	30	令和元	2	3	4
雇用者(万人)		3,496	3,510	3,535	3,546	3,522	3,491	3,501
年度		平成 22	23	24	25	26	27	
雇用者(万人)		3,477	3,460	3,427	3,435	3,443	3,468	
○個人消費の拡大								
※家計最終消費（除く持ち家の帰属家賃）名目／内閣府「GDP 統計」								
年度		平成 28	29	30	令和元	2	3	
家計最終消費(兆円)		243	249	252	250	231	240	
年度		平成 22	23	24	25	26	27	
家計最終消費(兆円)		230	230	232	242	242	245	

有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	「構造的・持続的な賃上げ」を実現し、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	「赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す」という政策目的を達成するには、赤字や黒字が十分でない企業を含め、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。

税負担軽減措置等の適用実績	<table><tr><th>年度</th><th>平成 26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>令和元</th><th>2</th><th>3</th></tr><tr><td>適用件数(件)</td><td>74,186</td><td>86,614</td><td>95,347</td><td>117,332</td><td>128,358</td><td>118,583</td><td>93,229</td><td>131,517</td></tr><tr><td>減収額(法人住民税)(億円)</td><td>137</td><td>144</td><td>168</td><td>234</td><td>255</td><td>171</td><td>82</td><td>118</td></tr></table>									年度	平成 26	27	28	29	30	令和元	2	3	適用件数(件)	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358	118,583	93,229	131,517	減収額(法人住民税)(億円)	137	144	168	234	255	171	82	118
	年度	平成 26	27	28	29	30	令和元	2	3																											
	適用件数(件)	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358	118,583	93,229	131,517																											
減収額(法人住民税)(億円)	137	144	168	234	255	171	82	118																												
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【令和 3 年度】 (都道府県民税) 税額控除 17 億円 (市町村税) 税額控除 101 億円																																			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度以降高水準の賃上げが行われている。また雇用者報酬の増加、消費拡大が確認できる。																																			
前回要望時の達成目標	—																																			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																																			
これまでの要望経緯	平成 25 年度 新設 平成 26 年度 延長（平成 29 年度末まで）、 拡充（雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等） 平成 27 年度 拡充（雇用者給与等支給増加割合の要件緩和） 平成 28 年度 拡充（雇用促進税制との併用禁止解除） 平成 29 年度 拡充（中小企業に対する控除率の強化） 平成 30 年度 延長（令和 2 年度末まで）、 拡充（要件見直し、基準年度の撤廃） 令和 3 年度 延長（令和 4 年度末まで） 拡充（継続雇用者要件から給与総額要件に変更） 令和 4 年度 延長（令和 5 年度末まで） 拡充（要件見直し、控除率の強化）																																			

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	9	府省庁名	経済産業省															
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																	
要望項目名	（一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化																	
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電気供給業等</th> <th colspan="3">その他の事業（資本金一億円超の普通法人）</th> </tr> <tr> <th>課税標準</th> <th>収入金額</th> <th>所得割</th> <th>付加価値割</th> <th>資本割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税率</td> <td>1.05% (0.75%)</td> <td>400万円以下の金額 1.9% (0.3%) 400万円超 800万円以下の金額 2.7% (0.5%) 800万円超の金額 3.6% (0.7%)</td> <td>1.2%</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table> ※（ ）内は特別法人事業税分を除く税率 ・特例措置の内容 電気供給業に係る法人事業税の課税方式は収入金課税方式が採用されており、収入金額全体に対して課税されることとなるが、例えば、B社からX円で電気を調達したA社が、電気の利用者に対してX+Y円で電気を供給した場合、何ら措置を講じなければ、A社の収入金であるX+Y円、B社の収入金であるX円の両方が課税対象となり、X円分の二重課税が生じることとなる。このため、二重課税を回避する観点から、地方税法施行令第22条においては、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額分については自社の収入金から控除可能とされている。 平成30年10月に間接オークション制度（注）を導入したことにより、卸電力取引所を介した同一法人内における大量の自己約定が発生することになったが、卸電力取引所における同一法人内の自己約定について支払った金額分については、電気供給業を行う他社からの電気の購入に該当しないため、現行の地方税法施行令第22条が適用されず、経済的な二重課税が発生することになる。 （注）発電設備を保有する事業者が、連系線を活用し、当該発電設備を保有する地域以外の地域において小売供給を行う場合、卸電力取引所を経由することとしたもの このため、平成30年度の税制改正において、電気事業者が卸電力取引所において、電力の買入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買入約定価格に限る）に相当する金額を収入金から控除できる特例制度を創設した。 この特例制度は令和2年度末までの時限措置として講じられ、さらに令和3年度に税制改正において、令和5年度末までの時限措置として講じられた。連系線のより効率的な運用の観点から、間接オークション制度は令和6年度以降も継続する予定であり、卸電力取引所経由の自己約定が発生する見込みであることから、今般、事業者の二重課税を防止し、連系線のより効率的な運用を促進するために上記時限措置の恒久化を要望する。				電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）			課税標準	収入金額	所得割	付加価値割	資本割	税率	1.05% (0.75%)	400万円以下の金額 1.9% (0.3%) 400万円超 800万円以下の金額 2.7% (0.5%) 800万円超の金額 3.6% (0.7%)	1.2%	0.5%
	電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）																
課税標準	収入金額	所得割	付加価値割	資本割														
税率	1.05% (0.75%)	400万円以下の金額 1.9% (0.3%) 400万円超 800万円以下の金額 2.7% (0.5%) 800万円超の金額 3.6% (0.7%)	1.2%	0.5%														
関係条文	地方税法 第72条の12 附則 第9条の19 地方税法施行令 第22条 附則 第6条の2																	
減収見込額	本措置は二重課税を見直すものであり、減収額は生じないと考えられるものの、仮に本措置が無い場合（二重課税が生じる場合）の税収と本措置がある場合（二重課税が回避される場合）の差額を減収額と考えると本措置の適用による法人事業税の減収額は以下のとおり推定される。 〔初年度〕 ▲5,044 （－） 〔平年度〕 ▲5,044 （－） 〔改正増減収額〕 － （単位：百万円）																	

要望理由	(1) 政策目的 電力システムに関する基本方針（平成 25 年 4 月閣議決定）」に基づく電気事業法の改正により（平成 26 年 6 月 11 日関連法案成立）、平成 28 年 4 月より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、全国大で限界費用の安い順で電源が稼働する、広域メリットオーダーの達成が必要とされている。他方で、平成 30 年 9 月以前においては、地域間の連系線利用ルールとして「先着優先ルール」が存在し、これにより連系線の空き容量が十分でない場合には連系線を利用できないため、広域メリットオーダーの達成への障壁となっていた。 こうした状況を踏まえ、平成 30 年 10 月に、コストの安い電源順に送電することを可能とする間接オークション制度が導入され、公平な競争環境の下での連系線のより効率的な利用、そして広域メリットオーダーの達成が促進されてきた。 一方で、小売事業者から需要家への電力販売による収入に基づき課税標準を計算するに当たり、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額については、卸電力取引所経由のものも含めて、課税標準から控除できる一方で、同じく卸電力取引所経由の電気の購入であり、経済的には実態が変わらない自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することとなると考えられる。このため、本税制措置により卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、課税の公平性を確保することが必要。 (2) 施策の必要性 上述のとおり、課税の公平性確保、及び連系線のより効率的な運用の促進のため、これに必要な税制上の整備が必要である。 なお、本二重課税は、電気・ガス・保険業のみに適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	政策の達成目標	連系線利用における公平な競争環境を確保し、連系線のより効率的な利用を促進する。そのために、卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避し、課税の公平性を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久化
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	電気事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	従来、電気事業者の卸電力取引所における同一法人内の自己約定は、グロス・ビディングによる場合を除き、ほぼ発生することはなかったが、平成 29 年度 10 月に間接オークション制度が導入されたことにより、卸電力取引所における同一法人内の自己約定が大幅に増加した。 この点、グロス・ビディングを除く卸電力取引所における同一法人内の自己約定については、会計上、グロス処理が行われるため、同一法人内の売り約定価格と買い約定価格が共に法人事業税の課税標準となるが、これらに対しては、現行の地方税施行令第 22 条が適用できないため、経済的な二重課税が発生することになる。 本措置は、卸電力取引所における同一法人内の自己約定に対する経済的な二重課税を防止するためのものであり、新たに税收減が生じることはないと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	卸電力取引所における同一法人内の自己約定について支払った金額分については、電気供給業を行う他社からの電気の購入に該当しないため、現行の地方税施行令第 22 条が適用されず、経済的な二重課税が発生することになる。本件は二重課税を防ぐための措置であり、当該租税特別措置をとることが適切である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—

前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	平成 30 年 10 月に予定されていた間接オークション制度の導入に先立ち、平成 30 年度の税制改正要望にて、電気事業者が卸電力取引所において、電力の買入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する収入金額に対する法人事業税を非課税とする特例制度を恒久措置として要望を行った。 前回資源エネルギー庁において、電力会社の収入金課税自体についての見直しに関する具体的な議論の最中であったこともあり、3 年間の時限措置として要望を行ったが、間接オークション制度は今後も継続する予定であることを踏まえ、今回は恒久措置として要望を行いたい。

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	10	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	☒ 個人住民税 ☒ 法人住民税 ☒ 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	外国子会社合算税制の見直し		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策として国際的に合意されたグローバル・ミニマム課税は、我が国でも令和5年度税制改正において、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）の法制化が行われ、適用開始時期は諸外国の動向や対象企業の準備に要する期間を確保する観点から、2024年4月以後に開始する対象会計年度とされた。さらに、OECDにて実施細目の議論が継続している論点については、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以降での法制化が検討されている。グローバル・ミニマム課税の導入により、対象企業に追加的な事務負担が生じること等から、こうした更なる法制化を踏まえて、既存の外国子会社合算税制について引き続き必要な見直しを検討し、企業の事務負担を軽減する。具体的には、確認対象企業の絞り込みや簡素化、経済活動基準の簡素化、CFC税制とグローバル・ミニマム課税の申告時期等の関係整理、両制度間における情報の利活用等について検討する。		
関係条文	法人税（租税特別措置法第66条の6～9） 所得税（租税特別措置法第40条の4～6）		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20を中心に国際的な議論が進展している。2021年10月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への課税権配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。このうちグローバル・ミニマム課税については、各国での法制化作業が進められており、我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われ、2024年4月以後に開始する対象会計年度より適用が開始される予定である。また、OECDにて実施細目の議論が継続している論点については、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以降での法制化が検討されている。 グローバル・ミニマム課税の導入にあたっては対象企業に追加的な事務負担が生じること等が見込まれているが、今後予定されている更なる法制化によっても事務負担が生じること等を踏まえて、既存の外国子会社合算税制について引き続き必要な見直しを検討し、簡素な制度とすることで、日本企業への過度な事務負担を防止する。 （２）施策の必要性 我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。一方で、経済のデジタル化が加速する中、日本企業は諸外国企業との間で激化する競争に直面している。こうした状況を踏まえ、税制面からも、日本企業と外国企業との公正な競争条件を確保していくことが必要であり、国際合意に基づいたグローバル・ミニマム課税の導入は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともにこれに資するものである。 他方で、同課税の導入にあたっては新たな事務負担が生じること等が見込まれていることから、日本企業への過度な事務負担とならないように、既存の外国子会社合算税制を簡素な制度にする必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
	政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開を円滑化することが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	令和6年度改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえて、外国子会社合算税制について必要な見直しを行うことを求めるものであり、対象企業の事務負担軽減を図るものとして、当該税制の見直しによる措置が妥当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。
前回要望時の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年度 拡充 （合算対象を判定する租税負担割合（トリガー税率）の引下げ（25%→20%）） （統括会社特例の導入） 平成 25 年度 拡充 （無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し） 平成 27 年度 拡充 （被統括会社の範囲の見直し） （税務申告時の別表添付要件の見直し） 平成 28 年度 拡充 （外国税額控除の適正化） 平成 29 年度 拡充 （外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入） （航空機の貸付けの取扱いの見直し） 平成 30 年度 拡充 （日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益に対する合算課税の見直し） （その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直し） 令和元年度 拡充 （ペーパーカンパニーの範囲等の見直し） 令和 2 年度 拡充 （部分合算課税制度における受取利子等の範囲の見直し） 令和 5 年度 拡充 （特定外国関係会社の適用免除基準の見直し） （書類添付義務の見直し）

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	11	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	☒ 個人住民税 ☒ 法人住民税 ☒ 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	スピノフの実施の円滑化のための税制措置の拡充		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 元親会社に一部持分を残すパーシャルスピノフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする特例措置。 ・ 特例措置の内容 スピノフを行う企業に持分を一部残す場合の課税の特例措置について、段階的に事業を切り出そうとする企業の利便性向上に向けて、恒久化等の所要の措置を講ずる。		
関係条文	租税特別措置法第 68 条の 2 の 2 租税特別措置法施行令第 39 条の 34 の 3		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ること等により、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要。 特に、スピノフについては、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている。 スピノフを活用した事業の切出しを行いやすくするため、スピノフの実施の円滑化のための所要の措置を講ずることで、大企業発のスタートアップの創出や企業の事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。 （２）施策の必要性 日本企業は、大規模化・多角化が進むほど利益率が低下する傾向があり、事業環境が急速に変化する中で、事業切出し等による、ポートフォリオの見直しの重要性が一層高まっている。 令和３年６月にはコーポレートガバナンス・コードが改訂され、事業ポートフォリオ見直しに関する戦略の実行が取締役会の責務とされたこと等を受け、上場企業を中心に事業ポートフォリオ組替えの検討の加速が見込まれる。 こうした中で、スピノフは、事業の売却先を必要とせず、企業が主体的に行うことができることから、事業ポートフォリオ見直しの一環として事業切出しを行う際の有望な選択肢の一つとなるとともに、大企業内の成長事業を切り出しスタートアップとして創出することにもつながる。 特に、スピノフを行う企業に持分を一部残すパーシャルスピノフは、切り出される子会社が元親会社のブランドやシステムの継続利用等を必要とする等、事業切出し時点で完全に資本関係を解消することが難しい日本の大企業の実態と合致しており、事業切出しを促進する上で意義があることから、令和５年度税制改正においてパーシャルスピノフを適格株式分配とする１年間の特例措置が創設されたところ。今年に入		

	り、パーシャルスピノフを含め、スピノフの検討を複数企業が公表する等、企業によるスピノフ検討が加速しており、本税制の創設は重要な契機となっている。 他方、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間を要する。令和6年度以降も引き続き企業価値向上に向けた事業再編を促進するためには、子会社の段階的な分離・独立を検討する幅広い企業がスピノフを活用し、大企業が有する人材や技術等の資源の潜在能力を発揮できる環境を整備することが重要であることから、本税制措置について恒久化等の所要の措置を講ずる。
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計画の推進 2. スタートアップ育成 5 か年計画の推進 （6）オープンイノベーションの推進 ③組織再編の更なる加速に向けた検討 大企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出のため、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても課税の対象外とした。
	政策の達成目標	スピノフを行う企業に持分を一部残す場合について所要の措置を講ずることで、事業再編を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定め無し
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	持分を一部残すスピノフに関する課税の特例措置は令和 5 年 4 月 1 日からの適用であり、現時点で、特例措置の適用要件である事業再編計画の認定に至った案件はない。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現行制度は、大企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出を目的としており、切り離す事業の成長発展や新規性に関する要件が設けられた時限措置である。他方、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となり、1 年間という時限措置では企業の検討が難しいことや、スピノフは様々な企業が実施し得る事業再編手法であることを踏まえ、本税制措置について恒久化等の所要の措置を講ずることが有効である。

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	本特例措置は元親会社に一部持分を残すパーシャルスピンオフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とするものである。 本措置の存置によって、子会社の段階的な分離・独立を検討したい企業にもスピンオフの活用が広がり、大企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出を加速することができる。 その上で、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となることから、制度の存続に関する企業の予見可能性を確保するため、恒久化が妥当。

税負担軽減措置等の適用実績	【適用件数】 令和5年度：0件（令和5年8月時点）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を講じた結果として、今年度に入って持分を一部残すスピンオフの検討を公表した企業が出てきており、手段として有効。
前回要望時の達成目標	認定株式分配に係る事業再編計画の認定件数：1件以上 認定株式分配の検討を公表した企業数：3件以上
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	持分を一部残すスピンオフに関する課税の特例措置は令和5年4月1日からの適用であり、現時点で、特例措置の適用要件である事業再編計画の認定に至った案件はない。 他方、特例措置の適用を前提とした持分を一部残すスピンオフの検討を公表した企業が存在するため、今後の適用が見込まれる。
これまでの要望経緯	平成29年度 組織再編税制等に係る所要の見直しを要望。スピンオフのための税制創設。 平成30年度 スピンオフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編税制における所要の措置を要望。要件の明確化等が実現。 令和4年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。検討事項とされた。 令和5年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。租税特別措置法で1年間の時限措置が実現。

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	1 2	府 省 庁 名 経 済 産 業 省																				
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																					
要望 項目名	特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）の拡充																					
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ストックオプション税制は、取締役や従業員等に付与される新株予約権の一種であるストックオプションについて下記要件を満たす場合、権利行使時における取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に、売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度である。 現行制度の要件 <table border="1"> <tr> <td>1. 付与対象者の範囲</td> <td>自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材</td> </tr> <tr> <td>2. 所有株式数</td> <td>発行済み株式の 1/3 を超えない</td> </tr> <tr> <td>3. 権利行使期間</td> <td>付与決議日の 2 年後から 10 年後まで（設立から 5 年未満の非上場企業においては、15 年後まで）</td> </tr> <tr> <td>4. 権利行使価額</td> <td>権利行使価額が契約締結時の時価以上</td> </tr> <tr> <td>5. 権利行使限度額</td> <td>権利行使価格の合計額が年間で 1,200 万円を超えない</td> </tr> <tr> <td>6. 譲渡制限</td> <td>他人への譲渡禁止</td> </tr> <tr> <td>7. 発行形態</td> <td>無償であること</td> </tr> <tr> <td>8. 株式の交付</td> <td>会社法に反しないこと</td> </tr> <tr> <td>9. 保管・管理など契約</td> <td>証券会社等と契約していること</td> </tr> <tr> <td>10. その他事務手続き</td> <td>法定調書、権利者の書面等の提出</td> </tr> </table> ・ 特例措置の内容 株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃その他の利便性向上のための所要の措置を講じる。		1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材	2. 所有株式数	発行済み株式の 1/3 を超えない	3. 権利行使期間	付与決議日の 2 年後から 10 年後まで（設立から 5 年未満の非上場企業においては、15 年後まで）	4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上	5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で 1,200 万円を超えない	6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止	7. 発行形態	無償であること	8. 株式の交付	会社法に反しないこと	9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること	10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出
1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材																					
2. 所有株式数	発行済み株式の 1/3 を超えない																					
3. 権利行使期間	付与決議日の 2 年後から 10 年後まで（設立から 5 年未満の非上場企業においては、15 年後まで）																					
4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上																					
5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で 1,200 万円を超えない																					
6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止																					
7. 発行形態	無償であること																					
8. 株式の交付	会社法に反しないこと																					
9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること																					
10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出																					
関係条文	地方税法第 32 条第 2 項、同法第 313 条第 2 項 租税特別措置法第 29 条の 2、租税特別措置法施行令第 19 条の 3、租税特別措置法施行規則第 11 条の 3																					
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）																					

要望理由	(1) 政策目的 スタートアップは、社会課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する新しい資本主義の考え方を体現するものであり、新しい資本主義に向けた重点投資分野にも位置付けられている。 スタートアップを大きく成長させるためには、それを支える人材の獲得が不可欠だが、現状、我が国の人材は大企業に集中している状況。こうした中、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たってストックオプションは重要な役割を担っている。 このため、インセンティブを通じて業績向上への意欲を高めることに加え、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することで、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。 (2) 施策の必要性 ストックオプション税制は、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たって重要な役割を担うストックオプションの利便性・魅力を向上させるものであり、スタートアップの人材獲得に寄与している。 他方で、税制適格ストックオプションの株式保管委託要件がM&A等の場面において制約になっている。また、社外高度人材への税制適格ストックオプション付与のためには、一定の要件を満たすスタートアップに限定され、かつ中小企業等経営強化法による計画認定が必要となるが、対象者の範囲が狭く、認定に伴う手続きがスタートアップの負担になっているとの声がある。スタートアップ企業の人材獲得力向上のためには、税制適格ストックオプションの権利行使限度額の大幅引上げ又は撤廃が必要である。 このため、本制度について株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃、その他の利便性向上のための所要の措置を講じることにより、スタートアップ企業のグローバルでの人材獲得競争力を更に高め、国内外の有能な人材を獲得しスタートアップの成長を実現する必要がある。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（2023 年 6 月閣議決定） （4）スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築 ①ストックオプションの環境整備 （ii）税制適格ストックオプションの制度見直し スタートアップの手續の簡素化の観点から、株券の保管委託義務を不要化することとしたところであるが、そもそも、税制適格ストックオプションの株式保管委託要件が M&A 等の場面において制約になっている。これに対し、非公開会社では会社法の制約によって株式に譲渡制限が付されていること、また、発行会社及びストックオプション付与対象者によって税務処理が行われていることに着目し、非公開会社における税制適格ストックオプションの株式保管委託要件の撤廃を検討する。 社外高度人材への税制適格ストックオプション付与のためには、一定の要件を満たすスタートアップに限定され、かつ中小企業等経営強化法による計画認定が必要となるが、この認定制度について調査を行った上で、認定に伴う手續負担なしで税制適格ストックオプションの付与を可能とするよう検討を行う。 スタートアップの人材獲得力向上の観点から、税制適格ストックオプションの上限額の大幅引上げ又は撤廃を検討する。 これらを含めて、スタートアップフレンドリーな制度となるよう税制適格ストックオプションの手續の簡素化や要件の更なる見直しを含めて利便性向上を図る。
	政策の達成目標	人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度の利便性を高めることで、スタートアップの人材獲得に寄与し、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めなし
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	本税制を利用することで、取締役や従業員等の業績向上への意欲が上昇し、企業は国内外の有能な人材を新たに確保できている。このため、本税制を通じてスタートアップ企業等の成長が促され、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長に寄与している。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の利便性向上のために所要の措置を講じることで、わが国のスタートアップの人材獲得競争力が高まり、スタートアップの更なる成長が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	スタートアップが大きく成長するには、それを支える人材が必要。資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにとって、研究・開発等の未来投資を確保しながら人材を獲得する上で将来の成長（株価）に基づくインセンティブを与えるストックオプションは重要な手段であり、ストックオプション税制は、ストックオプションの利便性・魅力を向上させスタートアップの人材獲得に寄与するものである。 したがって、スタートアップの実態に応じて本制度の利便性向上のための所要の措置を講じることが、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することに繋がるものであり措置として妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	スタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の拡充はストックオプションの利便性等を更に向上させ、我が国スタートアップのグローバルでの人材獲得競争力を高めるものであり、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につながる。
前回要望時の達成目標	【前回要望時の達成目標（令和5年度税制改正要望）】 人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度の利便性を高めることで、スタートアップの人材獲得に寄与し、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成8年度 創設 平成10年度 拡充（対象要件の拡充） 平成14年度 拡充（対象要件の拡充） 平成18年度 拡充（対象要件の拡充） 平成31年度 拡充（対象要件の拡充） 令和5年度 拡充（対象要件の拡充）

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	13	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応		
要望内容 (概要)	経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応等に関して、OECD/G20 を中心に国際的な議論が進展している。2021 年 10 月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS : IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。 市場国への新たな課税権の配分については、2023 年 7 月に OECD よりステートメントが公表され、2023 年後半に多数国間条約が公表、同年末の署名、2025 年の発効が目標とされた。今後、多数国間条約等の規定を基に国内法制化される際には、OECD での議論状況や諸外国の動向を踏まえながら、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。 グローバル・ミニマム課税については、各国での法制化作業が進められており、我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR : Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われ、2024 年 4 月以後に開始する対象会計年度より適用が開始される予定である。 令和6年度以降の税制改正において、軽減課税所得ルール（UTPR : Undertaxed Profits Rule）や国内ミニマム課税（QDMTT : Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、グローバル・ミニマム課税の実施細目に係る国際的な議論を踏まえた法制化が実施される際には、国際ルールに合わせた同制度の簡素化やガイダンスの提供等による明確化を図ることで、日本企業の事務負担軽減を図る。		
関係条文	法人税（法人税法第 82 条～第 82 条の 10、150 条の 3） 地方法人税（地方法人税法第 24 条の 2～第 24 の 8）		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に対応した国際課税ルールのあり方を巡る新たな課税上の課題等が生じ、それらに対応した措置を講ずるため、OECD/G20 を中心に、現行の国際課税ルールの見直しについて国際的な議論が進められている。2021 年 10 月には、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS : IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。 市場国への新たな課税権の配分については、2023 年 7 月に OECD よりステートメントが公表され、2023 年後半に多数国間条約が公表、同年末の署名、2025 年の発効が目標とされた。 グローバル・ミニマム課税については、実施に向けて各国での法制化作業が進められており、我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR : Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われており、2024 年 4 月以後に開始する対象会計年度より適用が開始される予定である。 今後、市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化が行われる場合や、グローバル・ミニマム課税の更なる国内法制化作業が進められる場合は、各制度の対象となる日本企業の過度な事務負担とならないようにするとともに、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。 (2) 施策の必要性 OECD/G20 を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論やそれに基づく国内法制化の作業は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、日本企業の公正な競争環境の確保に資するものである。 各制度の導入にあたっては日本企業への過度な事務負担とならないよう、国際ルールに合わせて簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮する必要がある。こうした施策を通じた国内外における競争条件のイコールフットィングの実現は、日本企業の海外展開を推進し、特に成長が見込まれる新興国市場等でのシェア獲得に資するものである。このように外需を取り込み、海外で得た利益を最終的に我が国に還元することは、我が国経済の活性化にとって重要である。		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
	政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化及び日本の立地環境の整備
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	日本企業の国際的な競争条件のイコルフットィング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国際合意に基づく市場国への課税権の新たな配分に係る国内法制化及びグローバル・ミニマム課税の導入にあたり、日本企業への過度な負担とならないよう、国際ルールに合わせてグローバル・ミニマム課税の導入にあたって制度の簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和５年度 新設 （グローバル・ミニマム課税の導入）

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	14	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 令和2年の法的な分社化に伴い、不可避免的に外部化したグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額。 ・ 特例措置の内容 電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除する。		
関係条文	地方税法 第72条の24の2 地方税法施行令 第22条 等		
減収 見込額	[初年度] — （ ▲2,081 ） [平年度] — （ ▲2,081 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 電力システム改革に関しては、「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月閣議決定）に基づき数次の制度整備が講じられており、その一環として、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月成立）に基づき、令和2年4月1日以降、一般送配電事業者は小売電気事業又は発電事業を営んではならないこととされたところ（いわゆる「法的分離」）。 法的分離後のグループ会社間取引については、適正な競争関係を阻害しない観点から行為規制が行われることとなっており、安定供給の確保等の観点から、必要な範囲に限り例外的に当該取引の料金について、収入金額の算定から控除する特例措置が平成31年度から5年間の期間で講じられたところ。 他方、電力の安定供給の確保に資するよう、効率化によって資金を確保し、設備更新・修繕等の安定供給に資する取り組みとしてのグループ間取引は、今後も継続することが想定されることから、本措置の延長を要望する。 （2）施策の必要性 同上。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源およびエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	政策の達成目標	電気事業者の分社化により不可避免的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、電気の安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年度～10年度
	同上の期間中の達成目標	電気事業者の分社化により不可避免的に外部化された取引による追加的な法人事業税の負担を回避することで、電気の安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を着実に進めること。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	22社（旧一般電気事業者及び電源開発株式会社並びにそれぞれから分社化した社）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	電気事業者の分社化により不可避免的に外部化された取引による追加的な法人事業税の負担を回避することで、電気の安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を着実に進めること。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・原子力発電施設解体準備金（国税・法人税） ・変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税・固定資産税） ・電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） ・軽油引取税の課税免除の特例（地方税・軽油引取税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電力システム改革の一環である法的分離に伴う電気事業者の不可避免的な分社化により外部化された取引による事業者の追加的な法人事業税の負担を回避することで、電力の安定的な供給等への影響を最大限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備の着実な進捗に寄与することから、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	・平成３１年度税制改正要望において、令和２年の法的分離に伴う分社化等により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額を、法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって控除する要望を行った。 ・これを踏まえ、平成３１年度より５年間、分社化に伴いグループ間となった電気事業者間の取引に係る収入金額のうち、電気の安定供給の確保のためにやむを得ずグループ会社間で行わなければならないものとして事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置を講じている。

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	15	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （軽油引取税）	
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）	
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉱さいバラス製造業を営む者（中小事業者等に限る）の事業場内においてもっぱら鉱さいの破碎、鉱さいバラスの集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1klにつき 32,100 円（32.1 円／l）の課税免除。 ・特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。	
関係条文	根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項	
減収見込額	[初年度] — (▲135) [平年度] — (▲135) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 ものづくり産業における基礎物資である鋼材の安定的な供給、安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。 (2) 施策の必要性 幅広い産業で活用される鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である鉱さいを再生資源に利用できるよう加工する鉱さいバラス製造業は、その多くが中小企業であり、我が国の基幹産業である鉄鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。また、鉱さいバラスは平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」として指定され、土木資材として全国各地で有効利用されており、省資源・省エネルギーの観点からもリサイクル材としての役割はますます重要となってきた。	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展																											
	政策の達成目標	我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される鋼材の安定供給を確保する。本制度を通じて、企業の財務基盤の安定化に資する政策的支援を講じ、基礎物資である鋼材の安定供給が図られる事業環境を整備する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。																											
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日（3年間）																											
	同上の期間中の達成目標	鉱さいバラス製造事業者の経営安定を図るとともに、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。																											
	政策目標の達成状況	本措置により、鉱さいバラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。（鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約99%が鉱さいバラスとしてリサイクルされている）。																											
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td></td><td>軽油使用量</td><td></td><td>軽油使用量</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>15,614 kl</td><td>令和5年度</td><td>4,199kl</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>15,310 kl</td><td>令和6年度</td><td>4,199kl</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>15,511kl</td><td>令和7年度</td><td>4,199kl</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>4,299kl</td><td>令和8年度</td><td>4,199kl</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>3,904kl</td><td></td><td></td></tr></table> 令和5年度以降は推計値（鐵鋼スラグ協会調べ）					軽油使用量		軽油使用量	平成30年度	15,614 kl	令和5年度	4,199kl	令和元年度	15,310 kl	令和6年度	4,199kl	令和2年度	15,511kl	令和7年度	4,199kl	令和3年度	4,299kl	令和8年度	4,199kl	令和4年度	3,904kl		
		軽油使用量		軽油使用量																									
平成30年度	15,614 kl	令和5年度	4,199kl																										
令和元年度	15,310 kl	令和6年度	4,199kl																										
令和2年度	15,511kl	令和7年度	4,199kl																										
令和3年度	4,299kl	令和8年度	4,199kl																										
令和4年度	3,904kl																												
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、事業者の経営の安定化が図られ、産業基盤を支える鋼材の低廉かつ安定的な供給が可能となり、我が国製造業の国際競争力の強化に寄与している。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。																												
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																											
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																											
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																											
	要望の措置の妥当性	本措置が廃止され、軽油に課税された場合、その多くが中小企業である鉱さいバラス製造業者の経営が悪化し、鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなるおそれがあり、こうした状況を回避するためにも、本制度は妥当である。また、鉱さいバラスは、セメント材料等として、石炭・石灰石の節約、省エネルギー、CO2排出量の削減に大きく寄与するとともに、平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」にも指定されており、リサイクル材としての役割は極めて重要である。																											

税負担軽減措置等の適用実績		件数	減収額
	平成 30 年度	26 件	5.0 億円
	令和元年度	26 件	4.9 億円
	令和 2 年度	26 件	5.0 億円
	令和 3 年度	10 件	1.4 億円
	令和 4 年度	10 件	1.3 億円
	令和 5 年度	10 件	1.4 億円
令和 5 年度は推計値（鐵鋼スラグ協会調べ）			
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	（根拠条文：附 12 条の 2 の 7 ①、措置又は特例名：軽油引取税の課税免除の特例措置） 税額 令和元年度 86,567,248 千円 令和 2 年度 77,621,716 千円 令和 3 年度 77,798,908 千円		
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置により、事業者の経営の安定化が図られ、産業基盤を支える鋼材の低廉かつ安定的な供給が可能となり、我が国製造業の国際競争力の強化に寄与している。また、鉰さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に貢献している。		
前回要望時の達成目標	鉰さいバラス製造事業者の経営安定を図るとともに、鉰さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO ₂ 排出削減を促進する。		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置により、鉰さいバラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉰さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。（鉄鋼製造工程で生成される鉰さいの約 99%が鉰さいバラスとしてリサイクルされている）。		
これまでの要望経緯	・昭和 39 年度（創設） 課税免除対象用途は「鉰さいバラスの集積等のために使用する機械の動力源」 ・平成 21 年度税制改正により軽油引取税は目的税（道路特会財源）から普通税に改められたことにより、使途制限が廃止。課税免除措置については 3 年（平成 21 年度～平成 23 年度末）存続。さらに、平成 24 年度、平成 27 年度、平成 30 年度税制改正において、それぞれ 3 年間延長。令和 3 年度税制改正において、適用対象を中小事業者等に限定した上、課税免除措置を 3 年間延長。		

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ **延 長** ・ そ の 他)

No	16	府省庁名 経済産業省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 生コンクリート製造業を営む者の事業場内において、専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき 32,100 円（32.1 円/L）の課税免除。 ・特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を３年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第１２条の２の７第１項第５号 地方税法施行令附則第１０条の２の２第７項		
減収見込額	[初年度] — （▲２２） [平年度] — （▲２２） (単位：百万円) [改正増減収額] —		
要望理由	（１）政策目的 土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートを円滑に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。 （２）施策の必要性 生コンクリートは、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。また、昨今の度重なる台風や豪雨被害による復旧工事の際には、早急な災害廃棄物の受入れや資材提供の等を求められることも増えてきている。 こうした生コンクリートを製造する事業場で使用するフォークリフト等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力等に転換することができない。 また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率 99%）であり、仮に軽油引取税による課税があった場合にはその負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある生コンクリート製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定化と社会インフラ等の整備に必要な生コンクリートの安定的供給を図る必要がある。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートの円滑な供給を図る
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間
	同上の期間中の達成目標	生コンクリートの供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。
	政策目標の達成状況	生コンクリートは安定的に供給されている。また、中小企業である生コンクリート事業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている
有効性	要望の措置の適用見込み	(年度) (適用数量 (kL)) 平成30年度 668 令和元年度 700 令和2年度 606 令和3年度 685 令和4年度 685 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和4年度は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	生コンクリート製造業は、地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である生コンクリート製造事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要不可欠な生コンクリートの安定的供給を実現できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	ウクライナ問題の影響からロシア産石炭のフェードアウト宣言を受け、コンクリートの原料であるセメント価格が急騰したが、他律的な要因による価格高騰であってもユーザー側から価格転嫁が十分に認められていない価格転嫁が非常に困難な業種。また、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、生コンクリート製造業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要不可欠な生コンクリートの安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	(年度)	(適用件数)	(減収額 (百万円))																		
	平成30年度	80	21																		
	令和 元年度	84	22																		
	令和 2年度	84	19																		
	令和 3年度	81	22																		
	令和 4年度	81	22																		
出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和4年度は経済産業省試算																					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績																					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	生コンクリート製造業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である生コンクリート製造業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要な生コンクリートの安定的供給を実現できる。																				
前回要望時の達成目標	生コンクリートの大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。																				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	生コンクリートの市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており低廉で安定的な供給が行われている。今般のロシア・ウクライナ問題の影響による燃料価格高騰を除き、急激な価格高騰及び雇用者の減少などにはつながっていない。 <table><tr><td></td><td>セメント(原料)</td><td>生コンクリート</td></tr><tr><td>平成30年</td><td>103.9%</td><td>102.2%</td></tr><tr><td>令和 元年</td><td>100.0%</td><td>102.9%</td></tr><tr><td>令和 2年</td><td>100.9%</td><td>101.4%</td></tr><tr><td>令和 3年</td><td>100.0%</td><td>102.8%</td></tr><tr><td>令和 4年</td><td>100.0%</td><td>102.0%</td></tr></table> 出所：（一財）経済調査会「積算資料」				セメント(原料)	生コンクリート	平成30年	103.9%	102.2%	令和 元年	100.0%	102.9%	令和 2年	100.9%	101.4%	令和 3年	100.0%	102.8%	令和 4年	100.0%	102.0%
	セメント(原料)	生コンクリート																			
平成30年	103.9%	102.2%																			
令和 元年	100.0%	102.9%																			
令和 2年	100.9%	101.4%																			
令和 3年	100.0%	102.8%																			
令和 4年	100.0%	102.0%																			
これまでの要望経緯	平成13年度：創設 平成21年度：3年間延長 平成24年度：3年間延長 平成27年度：3年間延長 平成30年度：3年間延長 令和 2年度：3年間延長																				

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ **延 長** ・ そ の 他)

[illegible]

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展												
	政策の達成目標	中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品の安定的な供給を図る。												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間												
	同上の期間中の達成目標	セメント製品の供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。												
	政策目標の達成状況	セメント製品は、近年においても安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用の減少などにはつながっていない。												
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>(年度)</td><td>(適用数量 (kL))</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>17, 121</td></tr><tr><td>令和 元年度</td><td>16, 381</td></tr><tr><td>令和 2年度</td><td>16, 187</td></tr><tr><td>令和 3年度</td><td>16, 139</td></tr><tr><td>令和 4年度</td><td>16, 139</td></tr></table> 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和4年度は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）	(年度)	(適用数量 (kL))	平成30年度	17, 121	令和 元年度	16, 381	令和 2年度	16, 187	令和 3年度	16, 139	令和 4年度	16, 139
	(年度)	(適用数量 (kL))												
平成30年度	17, 121													
令和 元年度	16, 381													
令和 2年度	16, 187													
令和 3年度	16, 139													
令和 4年度	16, 139													
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	セメント製品製造業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難であるセメント製品製造事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要不可欠なセメントの安定的供給を実現できる。													
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—												
	要望の措置の妥当性	ウクライナ問題の影響からロシア産石炭のフェードアウト宣言を受け、コンクリートの原料であるセメント価格が急騰したが、他律的な要因による価格高騰であってもユーザー側から価格転嫁が十分に認められていない価格転嫁が非常に困難な業種。また、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、格転嫁も困難であるセメント製品製造事業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要不可欠なセメントの安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。												

税負担軽減措置等の適用実績	(適用件数) (減収額 (百万円))																					
	平成30年度	895	550																			
	令和 元年度	879	526																			
	令和 2年度	882	520																			
	令和 3年度	878	518																			
	令和 4年度	878	518																			
出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和4年度は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）																						
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績																						
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	セメント製品製造業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難であるセメント製品製造事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要不可欠なセメントの安定的供給を実現できる。																					
前回要望時の達成目標	セメント製品の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	セメント製品の市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間においても、ほぼ変動がなく推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。 <table><thead><tr><th></th><th>セメント(原料)</th><th>セメント製品</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成30年</td><td>103.9%</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>令和 元年</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>令和 2年</td><td>100.9%</td><td>105.0%</td></tr><tr><td>令和 3年</td><td>100.0%</td><td>101.0%</td></tr><tr><td>令和 4年</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr></tbody></table> 出所：（一財）経済調査会「積算資料」					セメント(原料)	セメント製品	平成30年	103.9%	100.0%	令和 元年	100.0%	100.0%	令和 2年	100.9%	105.0%	令和 3年	100.0%	101.0%	令和 4年	100.0%	100.0%
	セメント(原料)	セメント製品																				
平成30年	103.9%	100.0%																				
令和 元年	100.0%	100.0%																				
令和 2年	100.9%	105.0%																				
令和 3年	100.0%	101.0%																				
令和 4年	100.0%	100.0%																				
これまでの要望経緯	平成13年度：創設 平成21年度：3年間延長 平成24年度：3年間延長 平成27年度：3年間延長 平成30年度：3年間延長 令和 2年度：3年間延長																					

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	18	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）	
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）	
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物の掘削事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において、専らその掘削、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1klにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除。 ・特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。	
関係条文	地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項	
減収見込額	[初年度] — （▲9,358） [平年度] — （▲9,358） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	（１）政策目的 鉄鋼、セメント、木材等と並んで土木・建築用の重要な基礎資材である砂利、碎石（岩石を砕いたもの）を安定的に供給することにより、国民の生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業である砂利採取業者や採石業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。 （２）施策の必要性 砂利等は、骨材の中核として、生コンクリートの原料や路盤材などに必要な基礎資材であり、住宅、ビル並びに道路、橋、トンネル、ダム、鉄道及び港湾施設のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。また、昨今の度重なる台風や豪雨被害による復旧工事の際には、早急な災害廃棄物の受入れや資材提供の等を求められることも増えてきている。 砂利採取場や採石場で掘削などに使用されるブルドーザーや油圧ショベル等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力源に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、仮に軽油引取税による課税があった場合に、立場上その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定と社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利等の安定的供給を図る必要がある。	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展												
	政策の達成目標	中小企業である砂利採取業者等の経営の安定と雇用を維持し、土木・建築用の重要な基礎資材である砂利等の円滑な供給を図る。												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間												
	同上の期間中の達成目標	砂利等の供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。												
	政策目標の達成状況	砂利等は安定的な供給が行われている。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。												
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>(年度)</td><td>(適用数量 (kL))</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>303,785</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>296,733</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>299,843</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>291,536</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>291,536</td></tr></table> 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業（石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業）の実績値（担当部署に確認）を減算した値を当該業として算定。令和4年度は経済産業省調べ・試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む）	(年度)	(適用数量 (kL))	平成30年度	303,785	令和元年度	296,733	令和2年度	299,843	令和3年度	291,536	令和4年度	291,536
	(年度)	(適用数量 (kL))												
平成30年度	303,785													
令和元年度	296,733													
令和2年度	299,843													
令和3年度	291,536													
令和4年度	291,536													
要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利等の安定的供給を実現できる。													
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—												
	要望の措置の妥当性	ウクライナ問題の影響からロシア産石炭のフェードアウト宣言を受け、コンクリートの原料であるセメント価格が急騰したが、他律的な要因による価格高騰であってもユーザー側から価格転嫁が十分に認められていない価格転嫁が非常に困難な業種。また、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、格転嫁も困難であるセメント製品製造事業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要不可欠なセメントの安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。												

税負担軽減措置等の適用実績	(適用件数) (減収額 (百万円)) 平成30年度 1, 867 9, 751 令和 元年度 1, 849 9, 525 令和 2年度 1, 843 9, 625 令和 3年度 1, 827 9, 358 令和 4年度 1, 827 9, 358 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業（石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業）の実績値（担当部署に確認）を減算した値を当該業として算定。令和4元年度は経済産業省調べ・試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む）																						
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績																						
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採事業者は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要な不可欠な砂利等の安定的供給を実現できる。																						
前回要望時の達成目標	砂利等価格の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。																						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	砂利等の市場価格については、安定的に推移している。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。 <table> <tr> <td></td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td></tr> <tr> <td>(砂利)</td><td>100.0%</td><td>105.5%</td><td>101.0%</td><td>100.0%</td><td>103.1%</td></tr> <tr> <td>(碎石)</td><td>100.0%</td><td>103.1%</td><td>102.3%</td><td>105.0%</td><td>106.5%</td></tr> </table> 出典：一般財団法人建設物価調査会「建設物価」を基に試算						平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	(砂利)	100.0%	105.5%	101.0%	100.0%	103.1%	(碎石)	100.0%	103.1%	102.3%	105.0%	106.5%
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																		
(砂利)	100.0%	105.5%	101.0%	100.0%	103.1%																		
(碎石)	100.0%	103.1%	102.3%	105.0%	106.5%																		
これまでの要望経緯	昭和36年度 創設 昭和37年度 拡充 ・「鉱物」に「岩石」を含める。 ・対象機械を「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」から「鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械」に拡充。 昭和46年度 拡充 ・「事業場」に「砂利を洗浄する場所」を含める。 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長 平成27年度 3年間延長 平成30年度 3年間延長 令和 2年度 3年間延長																						

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	19	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （軽油引取税）	
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）	
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 石炭の採掘事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取り。 ・特例措置の内容 石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積込みまたは運搬のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに対して、軽油引取税の課税を免除する措置を3年間延長する。	
関係条文	地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項	
減収見込額	[初年度] — (▲216) [平年度] — (▲216) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	（1）政策目的 国内炭を生産する炭鉱構内で使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、国内石炭の安定供給確保及びエネルギーの安定供給確保を図る。 （2）施策の必要性 現状、原子力発電所の稼働停止に伴う火力発電所の焚き増し等による燃料コスト増は、国民、企業の負担につながるものであり、政府及び電力会社においては、燃料コスト抑制に最大限努めている。 この中の一つの燃料である石炭については、調達に係る地政学リスクが最も低く、熱量当たりの単価が低廉であることに加え、保管が容易であることから、現状において安定供給や経済性に優れた重要なエネルギーと位置づけられている。（北海道の発電電力量のうち、石炭は約46%を占めている（2021年度実績）） こうした中で、ロシアのウクライナ侵略に伴うロシアへの依存度低減及び欧州の需要増に加え、アジア諸国の経済成長により石炭の安定供給の確保を巡る環境が厳しさを増しており、安定的な国内の供給源である国内の石炭掘採事業者の存在感が増している。 石炭掘採事業者は、掘削機械の大型化等により生産効率を上げ、軽油の使用量の削減にも取り組んでいるが、ブルドーザー等の重機には軽油に代替しうる燃料がないことから、軽油の使用量の削減には限界がある。 現在の制度は、平成21年に道路特定財源から一般財源化された際、国民生活への劇的変化の緩和措置として認められたものと承知しており、軽油引取税の租税特別措置により、石炭掘採事業者の経営基盤が安定化し、ユーザーである北海道内の石炭火力発電所に対し、国内炭を安定的に供給することが可能となっている。 このような状況の中、石炭掘採事業者は、軽油引取税の免除措置が講じられない場合は、税負担分を製品価格に転嫁せざるを得なくなるが、これは電力会社の燃料調達コストを上昇させ、さらなる電力料金の値上げ（※北海道電力は、平成23年の震災発生以降平成25年9月及び平成26年11月、令和5年6月に電気料金値上げを実施）や、火力発電所への燃料供給に支障を来すこととなり、国民生活に多大な影響を及ぼすこととなる。 仮に、軽油引取税の免除措置が講じられず、軽油引取税を石炭価格へ転嫁出来ない場合は、石炭掘採事業者の純利益が大きく減少し、事業の存続が危ぶまれる状態となる。北海道内において国内の石炭を燃料とする火力発電所は砂川火力発電所、釧路火力発電所である。特に砂川発電所は国内炭の利用を前提に設計されているため、国内炭の供給が止まれば、発電所の運転が困難となり国民生活に多大な影響が出ることとなる。 したがって、課税免除措置の継続が必要である。	
本要望に対応する縮減案	該当なし。	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	政策の達成目標	国内石炭の安定的な生産を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
	同上の期間中の達成目標	国内石炭の安定的な生産を図る。
	政策目標の達成状況	・ 軽油引取税の免除により国内石炭事業においては、過去5年平均（平成30年度～令和4年度）で石炭生産1トンあたり約325円の低減効果あり。 ・ 引き続き、国内炭の国際競争力のある価格での安定的な生産体制の確保は重要であり、本税制は必要である。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度～令和8年度の適用者数は7社（北海道のみ）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制は、国内石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、これによりその採掘原価をトン当たり383円程度低減する実効的効果がある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同様の政策目的に係るほかの支援措置や義務付け等はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし。
	要望の措置の妥当性	国内炭は、市場原理の中、生産活動に対する国の支援なしに、生産しているところ。今後とも競争力のある価格での生産体制を維持するために本制度が必要。 石炭生産においては、削岩、掘採、運搬等に多量の燃料を消費するため、その燃料コストを低減させ、採掘原価の低減に直接寄与する軽油引取税の課税免除措置は、国内石炭の安定的な生産を図る上で適切な措置と考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績	＜算出方法＞ 北海道経済産業局調べに免税額（32.1円／L）を乗じ算出（7社合計）。（単位：千円） 平成30年度 271,934 令和元年度 251,053 令和2年度 227,595 令和3年度 233,632 令和4年度 215,994
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	軽油引取税の課税免除の特例措置（総額） 平成30年度 85,002,854 千円 令和元年度 86,567,248 千円 令和2年度 77,621,716 千円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制は、国内石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、これによりその採掘原価を直接、低減する実効的効果がある。 国内炭は、市場原理の中で生産活動に対する国の支援なしに石炭を生産し、生産量は国内消費の約0.4%ではあるが、国内資源として活用されている。国内炭の競争力のある価格での生産体制を維持していく上で、本制度は有効に活用されていると評価できる。 なお、政策評価法に基づき令和2年の事前評価等において、本措置の有効性は評価済み。
前回要望時の達成目標	石炭の安定供給確保を図る。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	現時点において安定的掘採及び供給を続けているため、目標は達成しているものの、将来的にも安定的な生産体制を維持することが目標であるため引き続き実施する必要がある。
これまでの要望経緯	昭和36年 創設 平成21年 （道路特定財源から一般財源化） 平成24年 3年間の延長 平成27年 3年間の延長 平成30年 3年間の延長 令和 3年 3年間の延長

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	20	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （軽油引取税）		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免税措置。 ・特例措置の内容 上記の用途に供される軽油に係る軽油引取税を免税する措置を3年間延長するよう要望する。		
関係条文	地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項		
減収見込額	[初年度] — (▲2, 662) [平年度] — (▲2, 662) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 ・社会資本の整備・充実に必要不可欠な基礎資材であるセメント、生コンクリートや、鉄鋼等の基礎原材料である石灰石等の鉱物資源の安定供給を中長期的かつ持続的に確保することにより、我が国の経済・産業の発展を図るとともに、石灰石鉱業において大半を占める中小企業の経営基盤を強固にすることにより、地方経済の発展、雇用の安定を図る。 ・特に、福島を中心とした東日本大震災からの復興に係る需要や国土強靱化への対応、また、2025年（令和7年）の大阪万博や整備新幹線等に必要な石灰石等鉱物資源の安定供給の確保を図る。 (2) 施策の必要性 ・石灰石等鉱物資源は、我が国における社会資本の整備・充実に用いられるセメント、生コンクリートや鉄鋼等の基礎原材料として必要不可欠である。また東日本大震災をはじめとする過去の大規模な災害により倒壊した道路等の公共インフラ設備や、商業施設、住宅等の民間施設の復興工事、今後の大阪万博や新幹線等のためのインフラ整備、さらには近年の想定範囲を遥に超える規模の自然災害等の被害からの復旧・復興、国土強靱化やインフラ老朽化対策、加えて治水対策・河川堤防の再整備等にも必要不可欠なものである。 ・一方で、石灰石鉱山等で掘採・積み込み・運搬に使用される重機は、大型重機であるため軽油使用量が多大なものとなる。また、運輸業等における通常道路で使用するトラック等と異なり、軽油を使うディーゼルエンジンは燃費が良く大型化しやすい構造であるため、世界の産業用大型機械はほとんどがディーゼルエンジンを搭載したものという特殊性から、他の動力源に転換するのも非常に困難である。 ・また、石灰石鉱山等は、経営基盤が脆弱な中小企業が大半であり、主要な売り先が鉄鋼会社、セメント会社等大企業であることから、軽油引取税により課税された場合、売り先との力関係から価格への転嫁は実質上不可能である。 ・こうしたことから、事業者の自助努力では如何ともしがたい状況下において、課税増分は全て事業者が負担することとなり、これが経営に与える影響は大きく、廃業等の増加を加速化する可能性もあり、地域の経済・雇用にも大きな影響を与えることとなる。 ・従って、軽油引取税課税措置免除期間の延長は、今後とも必要な措置である。		
本要望に対応する縮減案	該当なし。		

合理性

政策（施策）

6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進

○経済財政運営と改革の基本方針 2022

・第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

（3）多極化・地域活性化の推進

（分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築）

我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や観光等による地域活性化に向けた環境整備のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、港湾、漁港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、航空ネットワークの維持・活性化、港湾の24時間化も念頭においたA Iターミナルの実現、造船・海運業等の競争力強化等に取り組む。

・第3章 内外の環境変化への対応

2. 防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

（防災・減災、国土強靱化）

切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。

政策体系における政策目的の位置付け

・国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の中長期的な安定供給。

政策の達成目標

令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間の延長

・軽油引取税の課税免除措置により石灰石等鉱物の掘採事業を営む者の経営基盤が安定するとともに生産コストの低減が図られ、鉱物資源の安定供給がなされること。

政策目標の達成状況

・我が国の操業している鉱山数は令和4年4月1日現在で342鉱山（うち金属鉱山10、非金属鉱山332）。最も鉱山数が多いのは非金属鉱山の石灰石鉱山（216鉱山）、次にけい石鉱山（87鉱山）となっており、金属鉱山では金・銀鉱山（4鉱山）が最も多い鉱山である。

・石灰石及びけい石は、国内生産による自給率が毎年ほぼ100%で推移。金についても、毎年一定の生産量を継続し、我が国の鉱物資源の安定供給に大きく貢献している。

<主な鉱物の国内生産量、輸入量、輸出量及び推定自給率（我が国鉱山からの供給率）>

		石灰石 (千t)	けい石 (千t)	金 (kg)
平成30年度	国内生産量	142,653	9,655	6,245
	鉱山生産			118,960
	その他（注）			
	輸入量	518	98	7,368
	輸出量	5,238	1	155,533
令和元年度	推定自給率	103%	99%	-28%
	国内生産量	137,506	9,060	6,724
	鉱山生産			161,143
	その他（注）			
	輸入量	551	99	3,303
令和2年度	輸出量	5,603	1	146,305
	推定自給率	104%	99%	26%
	国内生産量	129,164	8,585	6,633
	鉱山生産			158,381
	その他（注）			
令和3年度	輸入量	433	86	4,957
	輸出量	5,700	0	148,378
	推定自給率	104%	99%	31%
	国内生産量	132,682	8,203	6,502
	鉱山生産			117,184
その他（注）				
令和3年度	輸入量	440	105	5,314
	輸出量	5,846	1	166,519
	推定自給率	104%	99%	-17%

（注）その他：
輸入鉱石を国内で製錬し生産された金、再生金（リサイクル）

【推定自給率】
国内鉱山生産／（国内生産＋輸入量－輸出量）×100

【出典】
（1）石灰石、けい石
①国内生産量（鉱山生産）：生産動態統計
②輸入量、輸出量：財務省貿易統計
（2）金
①国内生産量（鉱山生産）：生産動態統計
②国内生産量（その他）、輸入量、輸出量：資源エネルギー庁貴金属流通統計調査、財務省貿易統計

<主な用途>
石灰石：セメント原料、コンクリート用骨材、鉄鋼原料等
けい石：セメント原料、ガラス、陶芸原料等
金：電子部品、触媒等

	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td></td><td>適用件数 (鉱山数)</td><td>免税軽油 使用量 (k L)</td><td>減収額 (百万円)</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>340</td><td>82,935</td><td>2,662</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>340</td><td>82,935</td><td>2,662</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>340</td><td>82,935</td><td>2,662</td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>340</td><td>82,935</td><td>2,662</td></tr></table> ※ 近年の鉱山数は微減の傾向であるが、前述した今後の需要増の可能性も見えれば、適用件数は現在の規模で推移すると捉えることができるため、令和5年4月1日現在の鉱山数340をベースに今後の減収額を推計。		適用件数 (鉱山数)	免税軽油 使用量 (k L)	減収額 (百万円)	令和5年度	340	82,935	2,662	令和6年度	340	82,935	2,662	令和7年度	340	82,935	2,662	令和8年度	340	82,935	2,662
		適用件数 (鉱山数)	免税軽油 使用量 (k L)	減収額 (百万円)																		
令和5年度	340	82,935	2,662																			
令和6年度	340	82,935	2,662																			
令和7年度	340	82,935	2,662																			
令和8年度	340	82,935	2,662																			
有効性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	・当省が行った実態調査のうち、中小企業の掘採事業者の直近の経営状況は、15%程度が赤字であったが、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることになった場合、赤字企業の割合は45%弱に上昇する見込みとなった。 ・また、課税による経営状況の悪化で休廃業・倒産が多数発生することで自給率の低下が懸念されるほか、事業者にとって、また地域雇用において、その影響度は極めて大きいことが予見される。そのため本措置が延長されない場合、国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源を継続して安定的に供給することができなくなってしまう可能性がある。 ・中小事業者の事業継続が困難になった場合、閉山時に必要な緑化修復や埋戻し工事に必要な経費が十分積み立てられないまま閉山を迎えることとなり、その結果、緑地化や補強工事が行われないまま跡地が放置され、陥没等が生じかねないこととなる。 ・このため、本措置は地方圏で事業を展開する掘採事業者の安定的な事業の継続に資し、鉱物資源の安定供給確保に有効な手段であるとともに、地域経済活性化や国土強靱化にも大いに貢献することとなる。																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																				
	要望の措置の妥当性	・石灰石等鉱物資源は、社会資本整備を支える重要な物資であるとともに、国内で自給できる貴重な鉱物資源である。 ・激甚化する自然災害に対応するための国土強靱化、防災・減災関連事業、老朽化した各種社会インフラの整備のほか、大阪・関西万博やリニア中央新幹線などの新規社会インフラの整備のために必要とされる膨大なセメント、骨材、鉄鋼等の供給を支えてきた。 ・このため、石灰石等鉱物資源採掘事業者が安定的かつ中長期的に供給責任を果たしていくために経営基盤の安定は不可欠。 ・したがって、経営不安化の大きな要因となる軽油引取税については、今後も課税免除措置の継続は必要。																				

税負担軽減措置等の適用実績					
		適用件数 (鉱山数)	免税軽油 使用量 (k L)	減収額 (百万円)	
		平成30年度	360	93,972	3,016
		令和元年度	350	90,139	2,893
		令和2年度	346	84,817	2,723
		令和3年度	342	86,595	2,780
	【適用件数（鉱山数）】 経済産業省調べ 【免税軽油使用量】 鉱物生産量当たりの免税軽油使用量に生産量を乗じて算出				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—				
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	・石灰石等鉱物資源は、コンクリート、鉄鋼、骨材等の製造に必要な不可欠な基礎物資である。特に石灰石はセメントの主要原料のほか、鉄鋼を生産するのに必要な副原料、コンクリート用骨材、道路の路盤材等に利用され社会資本整備を支える重要な物資であるとともに、国内で自給できる貴重な鉱物資源である。 ・軽油引取税の課税免除措置がなされない場合、課税により採掘事業者の経営状況が悪化し、休廃業・倒産が多数発生することで、国内の基幹産業を支える重要な物資である石灰石等鉱物資源を安定的に供給することができなくなることで、原材料不足による工事遅延や工事中止が発生する可能性が高くなり、結果的に国民の生活を維持する社会資本整備や大震災の復旧・復興に大きな影響を及ぼす恐れがある。				
前回要望時の達成目標	・国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の中長期的な安定供給。				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	・現時点においては、石灰石等鉱物資源を安定的に供給できているため目標は達成しているが、ウクライナ情勢の長期化や為替の影響による資材・エネルギー価格の高騰を受け、石灰石の主要用途先であるセメント・コンクリートや鋼材といった建築資材の需要が停滞しており、石灰石の生産量や出荷量も低迷している。さらに採掘工程で使用される電力価格の高騰によるコスト増も相まって、採掘事業者は厳しい経営環境におかれている。 ・今後も安定的な供給体制を維持していくためには、軽油引取税免税措置を続けていく必要がある。				
これまでの要望経緯	・昭和31年度（創設） 課税免除対象用途は「さく岩機及び動力付試すい機の動力源」 ・昭和34年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザー及びダンプカー（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正 ・昭和36年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正 ・昭和37年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正 ・昭和46年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内においてもつばら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正				

	＜平成 21 年度より軽油引取税は道路特定財源から一般財源に改正＞ 平成 21 年度 課税免除措置を 3 年間延長 平成 24 年度 課税免除措置を 3 年間延長 平成 27 年度 課税免除措置を 3 年間延長 平成 30 年度 課税免除措置を 3 年間延長 令和 3 年度 課税免除措置を 3 年間延長
--	--

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	21	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内の事業会社またはその国内CVCが、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される制度。 ・特例措置の内容 適用期限を令和8年3月31日まで延長する。		
関係条文	税特別措置法第66条の13 地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号		
減収見込額	[初年度] — (▲554) [平年度] — (▲554) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。 (2) 施策の必要性 我が国企業は欧米企業と比較して稼ぐ力が劣っている。企業の稼ぐ力を持続的に向上させるためには、①既存事業領域の収益性を高める「知の深化」と同時に、②将来の収益の柱となる新しい事業領域を開拓する「知の探索」を推進する、「両利きの経営」が重要。 日本の企業は自前主義の傾向が強く、オープンイノベーションの実施率が低い状況である。既存企業がスタートアップ企業等とのオープンイノベーションを進める際には、企業行動の変革を後押しすることが重要であり、オープンイノベーションを促進するため、一定の要件を満たしたスタートアップへの投資を行う事業会社を対象とした税制優遇措置を令和2年度税制改正で創設した。 日本の事業会社による国内スタートアップへの投資件数・金額は、2018年以降減少傾向にあったが、本税制を措置した2020年以降は再び増加しているなど、税制の効果が一定程度あったと推察される。そうした中、2022年はスタートアップの資金調達環境が悪化し、事業会社における国内スタートアップ投資は概ね横ばいであったのに対し、本税制の適用投資額は大幅増加しており、事業会社によるスタートアップ投資の増加に貢献している可能性が示唆された。 このように、事業会社とスタートアップによるオープンイノベーションは一定程度、促進されてきたが、スタートアップへの投資・オープンイノベーションを経営戦略として根付かせるためには、中長期的に一定の投資が必要である。また、スタートアップ育成5か年計画においてスタートアップへの投資額を5年で10倍にする目標を掲げている中、今後の事業会社のスタートアップへの投資方針は必ずしも前向きではない。こうした状況を踏まえ、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するとともに、		

	スタートアップへの投資を後押しする措置が必要である。 また、令和5年度改正においては、スタートアップの出口戦略の多様化を図り、スタートアップが飛躍を遂げることができる環境を整備することを目的として M&A 型を創設した。日本のスタートアップの出口戦略は IPO が大半を占め、M&A による出口戦略の選択肢が限定的であることから引き続き措置を講じる必要がある。 このため、本税制の適用期限を令和8年3月31日まで延長する必要がある。
本要望に対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 【スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）】 6. 第三の柱：オープンイノベーションの推進 (1) オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り方 ○スタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。 2. 目標 目標については、創業の「数」（開業数）のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。 ○この投資額は、過去5年間で2.3倍増（3,600億円（2017年）→8,200億円（2021年））であり、現在、8,000億円規模であるが、本5か年計画の実施により、5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。 3. パッケージの方向性 ○スタートアップのエグジットを考えた場合、M&AとIPOの比率に着目すると、米国ではM&Aが9割を占めるのに対し、我が国ではIPOが8割であり、圧倒的にIPOの比率が高い。M&Aの比率を高めていくことが求められる。 ○このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略（出口戦略）としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。 【統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月6日閣議決定）】 第1章 総論（国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション） 2. 科学技術・イノベーション政策の3つの基軸 (3) イノベーション・エコシステムの形成 ③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大（成長志向の資金循環形成） オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。 【経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）】 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進（スタートアップの推進と新たな産業構造への転換） さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制度の整備を進める。 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023年改訂版（令和5年6月16日閣議決定）】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進 2. スタートアップ育成5か年計画の推進 (6) オープンイノベーションの推進 ①オープンイノベーションを促すための税制措置等 スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。
-----	-------------------	---

	政策の達成目標	・事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成 5 か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027 年度に 10 兆円規模とする）を実現する。 ・我が国スタートアップのエグジットに占める M&A の比率を 2027 年度までに欧州並みの比率（IPO:M&A=1:2）へ高める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（2 年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	○事業法人によるスタートアップ投資額（出典：INITIAL） 2019 年 1,817 億円 2020 年 1,870 億円 2021 年 2,266 億円 2022 年 2,318 億円 ○国内スタートアップのエグジット状況 （出典：ベンチャーエンタプライズセンター） 2021 年度 IPO：67%、M&A：33%
有効性	要望の措置の適用見込み	令和 6 年度 348 件 566 億円程度 令和 7 年度 546 件 865 億円程度 ※上記見込みは新規出資型と M&A 型の合算値であり、金額は所得控除額を示す
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	2022 年の事業会社等による国内ベンチャー投資全体のうち約 17%が実際に本税制の適用を受けており、非常に活用割合が高い。また、本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の投資の伸び率よりも大きく、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定程度貢献している。したがって、本税制の延長は、事業会社等によるスタートアップ投資の促進に大きく寄与するものと考えている。 また、事業会社がスタートアップの M&A をする際の構造的な阻害要因である買収価格の目線の差を埋めることで、事業会社によるスタートアップの M&A が促進されるため、政策目的の達成に有効な手段である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	事業会社の事業再構築と、スタートアップ企業の更なる成長・出口戦略の多様化を実現するためには、事業会社とスタートアップ企業との出資を通じたオープンイノベーションを促進する必要がある。 さらに、本特例措置では純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資のみに対象を限定することで、必要最小限の措置となるよう制度設計がなされている。 また、日本においてスタートアップの M&A が進まない要因への対応施策として、より有効な税制措置を講じ投資判断を後押しするインセンティブを付与することは、政策手段として有効である。

税負担軽減措置等の適用実績	【本特例措置の適用を受けた適用事業者数・所得控除額・推定減収額】（出資年度ベース）			
	出資年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
	適用事業者数	53	46	70
	所得控除額（億円）	56	88	149 (151)
	推定減収額（億円）	13	20	35 (35)
	※推定減収額は法人税率を 23. 2%として試算			
	※上記実績は新規出資型のみの実績			
	※2020 年度、2021 年度の適用事業者数及び所得控除額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会提出）による			
	※2022 年度の適用事業者数は経産省調査による。また、同調査で集計した投資額を基に所得控除額を推定（所得控除率 25%）			
	※なお、前回要望時における 2022 年度の適用事業者数の見込みについて、当時は適用件数で実績を見込んでいたため、本表には記載していない			
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップに投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップとのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。 2022 年はスタートアップの資金調達環境が悪化し、事業会社における国内スタートアップ投資は概ね横ばいであったのに対し、本税制の適用投資額は大幅増加しており、事業会社によるスタートアップ投資の増加に貢献しているものと推測される。 M&A 型については令和 5 年度に制度が創設されたところであり、事業年度末に申請を行う制度設計上、現時点での申請はないものの、事前相談等を受けている状況である。			
前回要望時の達成目標	・ 事業会社が出資を通じてスタートアップと経営資源を共有し、オープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップが事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げる。 ・ スタートアップの出口戦略の選択肢として M&A がより検討される環境を整備することで、世界に伍するスタートアップエコシステムを確立する。			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	日本の事業会社による国内スタートアップへの投資件数・金額は、2018 年以降減少傾向にあったが、本税制を措置した 2020 年以降は再び増加している。また、本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の投資の伸び率よりも大きく、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定貢献した。他方、今後の事業会社のスタートアップへの投資方針は必ずしも前向きではないため、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする措置が必要である。 M&A 型については令和 5 年度に制度が創設されたところであり、事業年度末に申請を行う制度設計上、現時点での申請はないものの、事前相談等を受けている状況である。日本のスタートアップの出口戦略は IPO が大半を占め、M&A による出口戦略の選択肢が限定的であることから引き続き措置を講じる必要がある。			

これまでの要望経緯	令和2年度 創設 令和4年度 2年間延長及び拡充 令和5年度 拡充（M&A型の創設）
-----------	--

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	22	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	海外投資等損失準備金の延長		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合 ^(※) の準備金の積立て及び損金算入を認める制度。 (※) 探鉱法人の場合は出資額の 50%、開発法人の場合は出資額の 20% ・ 特例措置の内容 適用期限を 2 年間延長し、令和 8 年 3 月 31 日までとする。		
関係条文	・ 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 2 項、第 292 条第 1 項第 3 号 ・ 租税特別措置法第 55 条 ・ 租税特別措置法施行令第 32 条の 2 ・ 租税特別措置法施行規則第 21 条		
減収見込額	[初年度] — (▲71) [平年度] — (▲71) [改正増減収額] —		

	(2) 施策の必要性 資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う自主開発の推進を図ることが極めて重要である。 他方で、石油・天然ガスや鉱山における探鉱・開発といった資源開発事業は、多い場合は数兆円規模の巨額の資金が必要となる上、数多くのリスクが存在する。例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものである。 国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、本制度により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動を後押しすることが引き続き必要である。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	政策の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる」を設定）。 ※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。 ※鉱物資源（ベースメタル）の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計（経産省）及び貿易統計（財務省）による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（2 年間）
	同上の期間中の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する。
	政策目標の達成状況	○石油・天然ガスの自主開発比率 平成 29 年度：26.6% 平成 30 年度：29.4% 令和元年度：34.7% 令和 2 年度：40.6% 令和 3 年度：40.1% 令和 4 年度：33.4% ○鉱物資源（ベースメタル）の自給率 平成 29 年度：50.6% 平成 30 年度：50.2% 令和元年度：52.1% 令和 2 年度：50.4% 令和 3 年度：45.8%
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、中東、東南アジア、中南米等の地域で本税制を活用した探鉱・開発が行われる見込み。 ○適用事業者（法人）数 令和 6 年度：2 社 令和 7 年度：2 社 ○適用事業者（法人）の範囲 令和 6 年度：鉱業、石油製品製造業等 令和 7 年度：鉱業、石油製品製造業等

		※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会提出）における令和元年度～令和 3 年度実績の平均値を算出し、この水準が令和 6 年度～令和 7 年度についても継続するものと推定。
	要望の措置の 効果見込み （手段としての 有効性）	本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会提出）によると、本制度の適用事業者（法人）数は、令和元年度～令和 3 年度の平均で 2 社、また、本制度の適用額は、令和元年度～令和 3 年度の平均で約 54 億円となっている。この間、法人実効税率は約 30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1 社あたり年間で約 8 億円ものキャッシュフロー改善効果が生じることが見込まれる。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト（生産段階）からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては上昇傾向にあり、本制度は政策目標の達成に関して有効であると考えられる。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	○石油・天然ガス ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構海外探鉱等事業への出資（令和 5 年度予算額：479 億円） ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構海外の天然ガス資産開発・液化等出資（令和 5 年度予算額：1,270 億円） ○金属鉱物・ウラン ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外探鉱等事業への出融資（令和 5 年度予算額：117 億円） ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外ウラン探鉱支援事業（補助金）（令和 5 年度予算額：4.3 億円）
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。 一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。
	要望の措置の 妥当性	予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。 また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し（益金算入）、プロジェクトが失敗することなく据置期間（5 年）を経過した場合、その後 5 年にわたり均等に取崩し（益金算入）をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。 なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。

税負担軽減措置等の適用実績	○適用事業者（法人）数 平成 29 年度： 5 社 平成 30 年度： 2 社 令和元 年度： 3 社 令和 2 年度： 2 社 令和 3 年度： 2 社 ○損金算入額 平成 29 年度： 2,574 百万円 平成 30 年度： 18,093 百万円 令和元 年度： 6,620 百万円 令和 2 年度： 1,253 百万円 令和 3 年度： 8,473 百万円 ○減収額 平成 29 年度： 602 百万円 地方税 42 百万円 平成 30 年度： 4,198 百万円 地方税 294 百万円 令和元 年度： 1,536 百万円 地方税 108 百万円 令和 2 年度： 291 百万円 地方税 20 百万円 令和 3 年度： 1,966 百万円 地方税 138 百万円 ○適用事業者（法人）の範囲 平成 29 年度： 鉱業、石油製品製造業等 平成 30 年度： 鉱業、石油製品製造業等 令和元 年度： 鉱業、石油製品製造業等 令和 2 年度： 鉱業、石油製品製造業等 令和 3 年度： 鉱業 ※適用事業者（法人）数、損金算入額、適用事業者（法人）の範囲については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 211 回国会提出）における令和元年度～令和 3 年度実績をもとに作成。 ※減収額については、上記損金算入額に対して各年度の法人税率を乗じることで算出。
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	租税特別措置法第 55 条、第 68 条の 43 適用額：138 百万円（内訳 道府県民税：20 百万円、市町村民税：118 百万円） ※令和 3 年度の適用状況。
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	石油・天然ガスの自主開発比率は、平成 29 年度の 26.6%から、令和 4 年度には 33.4%に上昇している。 鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、平成 29 年度は 52.1%であり、令和 3 年度は 45.8%となっている。過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず、直近の自給率が低下している。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。
前回要望時の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○石油・天然ガスの自主開発比率の達成度 令和 4 年度時点で 66.8%（＝33.4%/50%） ○鉱物資源（ベースメタル）の自給率の達成度 令和 3 年度時点で 57.3%（＝45.8%/80%） ※資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまで最低でも 10 年程度を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける場合がある。したがって、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率の推移については、このような事象

	を考慮する必要がある。 ※いずれにせよ、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にある。																																																																
これまでの要望経緯	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【年度】</th><th>【要望等の内容】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 39 年度</td><td>「海外投資損失準備金」創設（3 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 42 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 44 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 45 年度</td><td>「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 46 年度</td><td>石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 48 年度</td><td>海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組</td></tr> <tr> <td>昭和 49 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 51 年度</td><td>延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）</td></tr> <tr> <td>昭和 53 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 55 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 57 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 59 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 61 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>昭和 63 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>平成 2 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>平成 4 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>平成 6 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>平成 8 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>平成 10 年度</td><td>延長（2 年間）（開発の積立率：40%→30%）</td></tr> <tr> <td>平成 12 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>平成 14 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>平成 16 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>平成 18 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>平成 20 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>平成 22 年度</td><td>延長（2 年間）（探鉱の積立率：100%→90%）（石炭、木材を除外）</td></tr> <tr> <td>平成 24 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>平成 26 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>平成 28 年度</td><td>延長（2 年間）（探鉱の積立率：90%→70%）</td></tr> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>延長（2 年間）（探鉱の積立率：70%→50%）（開発の積立率：30%→20%）</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度</td><td>延長（2 年間）</td></tr> </tbody> </table>	【年度】	【要望等の内容】	昭和 39 年度	「海外投資損失準備金」創設（3 年間）	昭和 42 年度	延長（2 年間）	昭和 44 年度	延長（2 年間）	昭和 45 年度	「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）	昭和 46 年度	石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）	昭和 48 年度	海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組	昭和 49 年度	延長（2 年間）	昭和 51 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）	昭和 53 年度	延長（2 年間）	昭和 55 年度	延長（2 年間）	昭和 57 年度	延長（2 年間）	昭和 59 年度	延長（2 年間）	昭和 61 年度	延長（2 年間）	昭和 63 年度	延長（2 年間）	平成 2 年度	延長（2 年間）	平成 4 年度	延長（2 年間）	平成 6 年度	延長（2 年間）	平成 8 年度	延長（2 年間）	平成 10 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：40%→30%）	平成 12 年度	延長（2 年間）	平成 14 年度	延長（2 年間）	平成 16 年度	延長（2 年間）	平成 18 年度	延長（2 年間）	平成 20 年度	延長（2 年間）	平成 22 年度	延長（2 年間）（探鉱の積立率：100%→90%）（石炭、木材を除外）	平成 24 年度	延長（2 年間）	平成 26 年度	延長（2 年間）	平成 28 年度	延長（2 年間）（探鉱の積立率：90%→70%）	平成 30 年度	延長（2 年間）（探鉱の積立率：70%→50%）（開発の積立率：30%→20%）	令和 2 年度	延長（2 年間）	令和 4 年度	延長（2 年間）
【年度】	【要望等の内容】																																																																
昭和 39 年度	「海外投資損失準備金」創設（3 年間）																																																																
昭和 42 年度	延長（2 年間）																																																																
昭和 44 年度	延長（2 年間）																																																																
昭和 45 年度	「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）																																																																
昭和 46 年度	石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）																																																																
昭和 48 年度	海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組																																																																
昭和 49 年度	延長（2 年間）																																																																
昭和 51 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）																																																																
昭和 53 年度	延長（2 年間）																																																																
昭和 55 年度	延長（2 年間）																																																																
昭和 57 年度	延長（2 年間）																																																																
昭和 59 年度	延長（2 年間）																																																																
昭和 61 年度	延長（2 年間）																																																																
昭和 63 年度	延長（2 年間）																																																																
平成 2 年度	延長（2 年間）																																																																
平成 4 年度	延長（2 年間）																																																																
平成 6 年度	延長（2 年間）																																																																
平成 8 年度	延長（2 年間）																																																																
平成 10 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：40%→30%）																																																																
平成 12 年度	延長（2 年間）																																																																
平成 14 年度	延長（2 年間）																																																																
平成 16 年度	延長（2 年間）																																																																
平成 18 年度	延長（2 年間）																																																																
平成 20 年度	延長（2 年間）																																																																
平成 22 年度	延長（2 年間）（探鉱の積立率：100%→90%）（石炭、木材を除外）																																																																
平成 24 年度	延長（2 年間）																																																																
平成 26 年度	延長（2 年間）																																																																
平成 28 年度	延長（2 年間）（探鉱の積立率：90%→70%）																																																																
平成 30 年度	延長（2 年間）（探鉱の積立率：70%→50%）（開発の積立率：30%→20%）																																																																
令和 2 年度	延長（2 年間）																																																																
令和 4 年度	延長（2 年間）																																																																

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	23	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ 地方消費税 ）		
要望項目名	脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の措置		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）の設立に伴い、法人住民税、事業税、事業所税及び地方消費税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。 ・特例措置の内容 ○法人住民税（（法人税割）法人税法別表二の公益法人等としての非課税措置を適用） ○事業税（地方税法第72条の5第1項による非課税措置を適用） ○事業所税（法人税法別表第二の公益法人等として非課税措置を適用） ○地方消費税 ※消費税（国税）と連動した要望		
関係条文	地方税法第24条第5項（法人住民税（法人税割））、第72条の5第1項（事業税）、第701条の34第2項（事業所税）、法人税法第2条第6号、別表第二		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 化石燃料賦課金等の徴収や、排出量取引制度の運営、債務保証等の金融支援業務を担う機構を新たに設立することにより、2050年カーボンニュートラルの達成等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に貢献する。 （2）施策の必要性 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（以下「GX」という。）実現に向けて投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要である。 令和5年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」（令和5年2月10日閣議決定）及び「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和5年5月12日成立）により、機構の設立含め「成長志向型カーボンプライシング構想」等の新たな政策が具体化されることとなった。 具体的には、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブとして、2028年度から化石燃料賦課金や、2033年度から発電部門に対する排出量取引制度を導入することとされているが、排出量取引制度の運営や賦課金等の徴収等（先行投資支援の一部を含む）に係る業務を実施する機関として、機構を創設する。排出量取引制度と炭素に対する賦課金制度との「ハイブリッド型」のカーボンプライシングを導入するため、両制度に関する調整・管理及び徴収業務を、本機構が一体的に実施する。 また、GX分野の中には、大規模かつ長期的な資金供給が必要である一方、技術や需要の不透明性が高く、民間金融だけではリスクを取り切れないケースも存在するため、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）の確立が重要である。欧米では、これまでに対処したことのない不確実性を克服するため、公的機関と民間機関が、案件ごとにリスクに応じて、補助金、出資、債務保証などの財政支援と金融手法を提供する方向でGX投資促進策を整備しつつあり、我が国においても、新たなファイナンス手法を開発・確立していくことが必要である。		

	具体的には、公益性・公平性・中立性を持った公的機関である機構が、民間金融機関等が取り切れないリスク（通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等）を特定した上で、GX技術の社会実装段階における金融手法によるリスク補完策（債務保証等）を検討・実施していく。 機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の措置を設けることを要望するものである。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 【背景となる法律】 ○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号） （機構の目的） 第二十条 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うことにより、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進することを目的とする。
	政策の達成目標	2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後10年間で官民150兆円超のGX投資を実現するため、機構は債務保証等の金融支援業務等を行う。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
	同上の期間中の達成目標	2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現。
	政策目標の達成状況	令和5年6月30日 脱炭素成長型経済構造移行への円滑な移行の推進に関する法律 施行 （今後の予定） 令和6年度中 機構の設立
有効性	要望の措置の適用見込み	1法人（機構）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できるとされている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に金融支援業務、化石燃料賦課金の徴収、排出量取引制度の運営といった業務を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	（国税） ・ 所得税（公共法人等（所得税法別表第一））として非課税措置を適用 ・ 法人税（公益法人等（法人税法別表第二））として非課税措置を適用 ・ 消費税（消費税法別表第三に掲げる法人）として課税の特例措置を適用 ・ 印紙税（印紙税法別表第三に掲げる者）として非課税措置を適用 ・ 登録免許税（登録免許税法別表第三に掲げる者）として非課税措置を適用
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和6年度予算要求
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進が可能となる。
	要望の措置の妥当性	機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できるとされている極めて公共性の高い法人である。 なお、機構と同様の業務を行う認可法人等は税制上の優遇を受けていることから、機構だけ別の扱いをすることは均衡を欠くこととなる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	24	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方消費税）		
要望項目名	リース会計基準の変更に伴う所要の措置		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 今般のリース会計基準の見直しにより税務処理が変更となる場合、リース利用者をはじめ関連業界への影響が想定される。このため、リース取引の存立基盤へ大きな影響を与えることがないよう、当該会計基準の変更にに向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずる。 ・特例措置の内容 リース会計基準の見直しは国際的な整合性の観点等から検討されたものであるが、リース会計基準は税制と密接に関係しているため、リース会計基準の変更にに向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずる。		
関係条文	—		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 我が国のリース取引は、設備導入を容易にするビジネスツールとして広く定着しており、我が国企業の競争力維持のため、企業経営に必要なものである。 今般のリース会計基準の見直しにより税務処理が変更となる場合、リース利用者をはじめ関連業界への影響が想定される。このため、リース取引の存立基盤へ大きな影響を与えることがないよう、当該会計基準の変更にに向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することを目的とする。 （２）施策の必要性 当該会計基準の見直しにより税務処理が変更される場合、変更内容によってはリース取引の利用者等に過度な負担がかかる可能性がある。リース取引は我が国産業の設備投資の重要なツールであり、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えないよう、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることが必要である。 なお、リース会計基準の見直しは国際的な整合性の観点等から検討されたものであるが、リース会計基準は税制と密接に関係しているため、リース会計基準の変更にに向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することができる。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
	政策の達成目標	リース会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	リース会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展を促進する上で有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	リース取引の存立基盤へ大きな影響を与えないよう、当該会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することを目的としており、政策目的達成手段として妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	25	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （ 地方消費税 ）		
要望項目名	国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方の見直し		
要望内容（概要）	国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、プラットフォームを介したデジタルサービスの提供者である国外事業者に代わり、プラットフォーム運営事業者が消費税を納税するプラットフォーム課税の導入など、国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方について検討する。		
関係条文	—		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うビジネスが急速に拡大している。 こうした国外事業者が提供するデジタルサービスに対する消費税の課税のあり方については、諸外国では、適切な課税を確保する観点から、プラットフォーム運営事業者に申告・納税を求める制度が既に導入されている。 我が国においても、諸外国における制度や執行上の課題、プラットフォーム運営事業者の役割等を踏まえ、事業者の事務負担や税務当局の執行可能性に配慮しつつ、国内外の事業者間の競争条件の公平性と中立性の観点から、国外事業者の適切な課税を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進める。 （２）施策の必要性 経済のデジタル化・グローバル化に伴い、国内に一切拠点を有しない国外の事業者が、インターネット等を通じて国内の消費者に対して役務提供を行うビジネスが急速に拡大している。 プラットフォーム運営事業者が取引の仲介のみを行う消費者向け電気通信利用役務の提供については、プラットフォーム運営事業者の背後にいる国外事業者自身が納税義務を負うことになっているが、日本国内に一切拠点を持たない場合、納税義務者の捕捉や調査・徴収には自ずと限界があり、税務執行上大きな課題が生じている。 今後も我が国のデジタルサービス市場は大きく成長していくことが見込まれている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	26	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	成長志向の中堅企業等の成長を促進する税制措置の検討		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・ 特例措置の内容 中堅企業は、大企業を上回る売上高・従業員数等の伸びがあるなど、日本経済の成長の担い手であり、地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される企業群であるが、中堅企業から大企業への成長割合は国際的に低い状況にある。 成長志向の中堅企業等の成長を支援すべく、新たな需要獲得等に資する設備投資や、規模拡大・高付加価値化を目的としたグループ化等を促進する措置を検討する。		
関係条文	〔 〕		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 成長志向の中堅企業等が直面する経営課題に対応した所要の措置を行い、成長を後押しするとともに、当該企業の成長を通じた日本経済・地域経済への波及効果が図られることを目的とする。 (2) 施策の必要性 中堅企業は、大企業を上回る売上高・従業員数等の伸びがあるなど、日本経済の成長の担い手であり、地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される企業群である。 他方で、中堅企業から大企業へと成長した中堅企業の割合を国際的に比較してみると、欧米を下回る状況にあり、そのポテンシャルを十分に生かすことができていない状況にある。 この要因の1つとして、我が国の産業政策の支援対象が、中小企業と中小企業以外の企業に二分されたものがほとんどであり、成長志向にある中堅企業が直面する経営課題に対応した支援が十分ではなかったことが考えられる。 このため、成長志向の中堅企業等の成長を支援すべく、新たな需要獲得等に資する設備投資や、規模拡大・高付加価値化を目的としたグループ化等を促進する措置を検討する。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 7. 中小企業及び地域経済の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023[令和5年6月16日閣議決定] 第2章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化 (中堅・中小企業の活力向上) 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。 このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高100億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 [令和5年6月16日閣議決定] Ⅷ. 経済社会の多極化 1. デジタル田園都市国家構想の実現 (2) デジタル田園都市国家を支える地域交通、ヘルスケア、教育の整備 ⑤中堅・中小企業の振興 地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、人手不足の解消に向けた省人化投資や経営戦略作り、人材の獲得・育成・定着に向けた取組や外需獲得、M&A、イノベーション等の取組について、予算・税制等により、集中支援を行う。
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	
有効性	政策目標の達成状況	—
	要望の措置の適用見込み	—
相当性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	27	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	外形標準課税のあり方の検討		
要望内容（概要）	外形標準課税の適用対象法人のあり方に関する検討を行う際には、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行うことが求められる。 なお、令和5年度与党税制改正大綱においても、「法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、上記の法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。」とされている。		
関係条文	—		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 外形標準課税のあり方を検討する際、外形標準課税の適用対象について慎重に検討を行うことで、地域経済・企業経営に影響を及ぼさないようにすること。 （2）施策の必要性 外形標準課税は賃金等に対して課税されるものであり、構造的・持続的な賃上げを実現するためにも、企業の賃上げの取組を含めた経営判断に影響しないよう、見直しにあたっては慎重な検討が必要。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展 (関連する与党税制改正大綱) ○令和5年度与党税制改正大綱(令和4年12月16日) 第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等 4. 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し (3) 外形標準課税のあり方 法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。 外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。 こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。 また、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。 こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、上記の法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。 その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	28	府省庁名 経済産業省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車税、軽自動車税）		
要望項目名	自動車関係諸税のあり方の検討		
要望内容 （概要）	令和５年度与党税制改正大綱における検討事項を踏まえ、自動車関係諸税について、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。 また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。		
関係条文	{ 自動車税 地方税法第145条～第177条の24、附則第12条の2の10～第12条の5、地方税法施行令第44条～第44条の11、地方税法施行規則第9条～第9条の17、附則第5条 軽自動車税 地方税法第442条～第463条の30、附則第29条の8の2～第30条の2、地方税法施行令第52条の18～第52条の23、地方税法施行規則第15条の8～第16条、附則第7条 }		
減収見込額	[初年度]	— （ — ）	[平年度] — （ — ） (単位：百万円)
	[改正増減収額]	—	

要望理由	(1) 政策目的 自動運転をはじめとする技術革新や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がりなど、自動車を取り巻く環境は大きく変化しており、また、自動車産業として 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け積極的な貢献が求められる中で、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図るため、自動車関係諸税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 (2) 施策の必要性 自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、世界的なカーボンニュートラルの動きを受けた自動車の電動化の急速な進展、自動運転をはじめとする技術革新、シェアリング等の保有から利用への変化など、GX（グリーン・トランスフォーメーション）や DX（デジタル・トランスフォーメーション）による 100 年に一度の大きな変革期に直面している。こうした動きは、グローバル競争を激化させる一方で、新たなビジネスの拡大や社会変革の大きなチャンスであり、GX・DX を取り込むことで、「自動車産業」は「モビリティ産業」に大きく進化し、日本経済全体の成長の源泉となるとともに、様々な社会課題の解決に貢献することが可能となる。 ② 令和 5 年度与党税制改正大綱の検討事項においては、 「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時まで検討を進める。 また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」 とされたところ。 ③ 上記を踏まえ、モビリティがもたらす新たな経済・社会像の具体化、その実現に向けた包括的・骨太な政策枠組みの検討を進め、その中で受益の広がりを踏まえた受益と負担の関係の再構築も含め、自動車関係諸税のあり方について、税制の簡素化等の視点も踏まえた検討を行う必要がある。
本要望に対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進

- ① 自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。
- ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5～7 割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割）、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを旨とする。

（関連する与党税制改正大綱、閣議決定等）

○令和 5 年度与党税制改正大綱（令和 4 年 12 月 23 日）

第三 検討事項

5 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえ、**「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。**その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。

また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日）

第 2 具体的な施策

I〔2〕1. エネルギー・環境

（1）KPI の主な進捗状況

《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを旨とする。

（参考）次世代自動車戦略 2010（平成 22 年 4 月 12 日）

2030 年の乗用車車種別普及目標（政府目標）

次世代自動車	50～70%
ハイブリッド自動車	30～40%
電気自動車 プラグイン・ハイブリッド自動車	20～30%
燃料電池自動車	～3%
クリーンディーゼル自動車	5～10%

○GX 実現に向けた基本方針（令和 5 年 2 月 10 日）

参考資料

【今後の道行き】事例 7：自動車産業

■自動車産業のカーボンニュートラル化（例. 2035 年乗用車の新車販売で電動車 100%）を実現するため、今後 10 年で省エネ法などで電動車の開発・性能向上・車両導入への投資を促しつつ、国際ルールへの対応を着実に進めることによりグローバル市場への展開を進める

○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日）

第 2 章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（2）グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速

（グリーントランスフォーメーション（GX））

（前略）

自動車については、2030 年代前半までの商用化を目指す合成燃料（e-fuel）の内燃機関への利用も見据え、2035 年までに新車販売でいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）を 100%とする目標等に向け、蓄電池の投資促進・技術開発等や、車両の購入、充電・水素充てんインフラの整備、中小サプライヤー等の業態転換を支援する。

	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。 <国内自動車販売台数の推移> 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 令和 2 年度 466 万台 令和 3 年度 422 万台 令和 4 年度 439 万台 エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割）とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 <新車販売台数に占める電動車の割合> 平成 29 年度 33.1% 平成 30 年度 34.3% 令和元年度 35.0% 令和 2 年度 37.2% 令和 3 年度 41.7% 令和 4 年度 46.6%
有効性	要望の措置の適用見込み	国内の自動車販売台数は 400～500 万台前後で推移しており、これら自動車ユーザーへの課税のあり方を検討する。 <国内自動車販売台数の推移> 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 526 万台 令和元年度 504 万台 令和 2 年度 466 万台 令和 3 年度 422 万台 令和 4 年度 439 万台
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	令和 5 年度与党税制改正大綱においては、 「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、

		中長期的な視点に立って検討を行う。 その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。 また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」 とされており、この方針の実現を図る。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	令和5年度与党税制改正大綱においては、 「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。 また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」 とされていることを踏まえ、検討を行うものである。

税負担軽減措置等の適用実績	<新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 平成 29 年度 83.3% 平成 30 年度 74.7% 令和元年度 72.6% 令和 2 年度 62.7% 令和 3 年度 68.8% 令和 4 年度 67.2% <エコカー減税（自動車重量税（財務省試算））> 平成 29 年度 ▲720 億円 平成 30 年度 ▲660 億円 令和元年度 ▲620 億円 令和 2 年度 ▲600 億円 令和 3 年度 ▲510 億円 令和 4 年度 ▲400 億円
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用件数を満たす全ての自動車対象であるため、特定の者に偏ってはいない。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	29	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	小規模企業等に係る税制のあり方の検討		
要望内容 (概要)	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 小規模企業等に係る税制のあり方の検討。 ・特例措置の内容 持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。		
関係条文	—		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて逦増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある そのため、個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮しつつ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。 (2) 施策の必要性 上記「政策目的」に同じ。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	シャープ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。 また、令和5年度税制改正大綱においても、小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税バランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すこと

		を含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされており、妥当である。
--	--	--

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—

前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	30	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずる。		
関係条文	—		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずることで、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化等を目指す。 （２）施策の必要性 骨太の方針等にも記載のとおり、行政のデジタル化の着実な推進が求められていることから、行政手続の1つである税務手続に関しても一層のデジタル化が必要である。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） 第 2 章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （略） （2）グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速 （デジタルトランスフォーメーション（DX）、AI への対応） 我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、重点計画 38 に基づき、デジタル 3 原則 39 等を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。 （略） マイナポータルの利便性向上に加えて、個人や法人の税務・社会保障を始めとする各種手続の負担軽減に向けた取組を進めるとともに、デジタル技術の導入により、社会保障給付に要する事務コストを効率化し、行政機関間の情報連携を推進する。
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		—
前回要望時の達成目標		—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯		—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	31	府省庁名	経済産業省										
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）												
要望項目名	償却資産課税の見直し												
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <table border="1"> <tr> <td>課税主体</td> <td>償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）</td> </tr> <tr> <td>課税客体</td> <td>償却資産</td> </tr> <tr> <td>納税義務者</td> <td>償却資産の所有者</td> </tr> <tr> <td>評価方式</td> <td>旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>標準税率 1.4%</td> </tr> </table> ・特例措置の内容 償却資産に係る固定資産税については、国際的にも希な税制であり、企業の投資の阻害要因となっていることから、地方法人課税全体の中で、その廃止を含めた検討が引き続き必要 ・特例措置の内容			課税主体	償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）	課税客体	償却資産	納税義務者	償却資産の所有者	評価方式	旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。	税率	標準税率 1.4%
課税主体	償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）												
課税客体	償却資産												
納税義務者	償却資産の所有者												
評価方式	旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。												
税率	標準税率 1.4%												
関係条文	地方税法 第341条、地方税法施行令 第49条 他												
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）												
要望理由	（1）政策目的 ○ 我が国産業の空洞化とそれに伴う雇用機会の喪失が懸念される中、企業の国際競争力の強化及び国内立地の促進等を図るためには、企業の設備投資環境の改善を図ることが急務であり、赤字の中小企業を含め広く設備投資を喚起することが必要である。 ○ このため、国際的に稀で国内における設備投資の阻害要因となっている償却資産に対する固定資産税のあり方を見直すことで、新規の設備投資を促進し、老朽化した設備の入替による生産性の向上や新規立地の増加を図ることにより産業の空洞化に歯止めをかける。 （2）施策の必要性 ○ 企業は新規投資を行う際、償却資産に係る固定資産税負担を含めて採算性を判断することとなるが、海外には同様の制度を有する国は少ないことから相対的に国内投資の採算性が低下することとなり、企業の設備投資判断に悪影響を与えている。 ○ 国内における設備投資が減少傾向にある中、投資あたりの収益率を改善するとともに、国外から国内へと投資先を変更するための判断要因の一つとして当該措置を実施することは極めて重要である。												
本要望に対応する縮減案	—												

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 (関連する閣議決定等) ○ 法人税の改革について（平成 26 年 6 月 27 日政府税制調査会取りまとめ）（抄） 2. 具体的な改革事項 （8）地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） ② 改革の方向性 （略） また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
	政策の達成目標	国内における新規設備投資を促進し、企業の競争力強化、国内の新規立地と事業継続を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化に資する投資・国内立地の促進
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	当該措置の創設により、機械・装置等の償却資産に対する新規の設備投資促進効果が見込まれ、老朽化した設備の入替や新規設備投資の増加が見込まれる。また、設備投資の増加による国内生産の増加や新規の企業立地等により、雇用機会の創出や雇用者所得の増加等を通じた我が国経済の活性化が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	継続要望

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	32	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地方法人課税の見直し		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 法人住民税 └─┐ 均等割 法人税割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求める。 [税率] 道府県民税 : 2～80万円 市町村民税 : 5～300万円 〔 法人税額に応じた負担を求める。 〕 [税率] 道府県民税 : 法人税額の1.0% 市町村民税 : 法人税額の6.0% 法人事業税 ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (外形課税対象法人) 所得割（税率：1.0%）※年800万円超の所得 外形標準課税（付加価値割：1.2%、資本割：0.5%） ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (所得割（税率：7.0%）※年800万円超の所得) ○ 電気供給業（送配電事業）・ガス供給業（導管事業）・保険業（収入割（税率：1.3%）） ○ 電気供給業（発電及び小売電気事業者） ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (外形課税対象法人) 収入割（税率：1.05%） 外形標準課税（付加価値割：0.37%、資本割：0.15%） ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (収入割（税率：1.05%）所得割（税率：1.85%）) ○ <u>ガス供給業（特定ガス供給業）</u> (収入割（税率：0.78%）外形標準課税（付加価値割：0.77%、資本割：0.32%）) 特別法人事業税 ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (基準法人所得割額 × 260.0%) (外形課税対象法人) ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (基準法人所得割額 × 37.0%) ○ <u>電気供給業（送配電事業）・ガス供給業（ ）・保険業を営む法人</u> (基準法人収入割額 × 30.0%) ○ <u>電気供給業（発電及び小売事業者）</u> ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (基準法人収入割額 × 40.0%) (外形課税対象法人) ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (基準法人所得割額 × 40.0%) ○ <u>ガス供給業（特定ガス供給業）</u> (基準法人収入割額 × 62.5%) ・特例措置の内容 ○地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。		
関係条文	地方税法 第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税、第二節 事業税 ／第三章 市町村の普通税 第一節 市町村民税 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 等		

減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 ・ 地域的な偏在性が大きく、景気の動向に左右され税収が不安定な地方法人二税について地方税全体の中でそのあり方を見直すことにより、日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進、国内雇用の確保を図る。 (2) 施策の必要性 ・ 我が国産業の空洞化とそれに伴う雇用機会の喪失が懸念される中、企業の国際競争力の強化及び国内立地の促進を図るための環境改善が急務。 ・ このため、法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討し、地方法人課税のあり方を見直す必要がある。 ・ また、その際は、以下のような指摘も踏まえつつ、検討していく必要がある。 1. 法人所得の地理的偏在により、自治体間の税収格差につながっている。 2. 他の税項目に比べ変動が大きく、自立的・安定的な地域的経営を行う基幹税として問題がある。 3. 応益性の観点から、行政サービスの受益と企業の税負担のバランスが不明瞭である。 4. 選挙権を行使できない法人に対して、自治体が超過課税を行っている。
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2015 について（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抄） （1）歳入改革 ② 税制の構造改革（改革の基本方針） i）成長志向の法人税改革 ・ 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。 ○ 法人税の改革について（平成 26 年 6 月 27 日政府税制調査会取りまとめ）（抄） 1. 法人税改革の趣旨（略） 国・地方の法人税率の 3 分の 1 を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者に負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討しなければならない。 2. 具体的な改革事項 （8）地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） ② 改革の方向性（略） また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
	政策の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保
有効性	政策目標の達成状況	—
	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	企業立地環境の改善により、企業の競争力の強化、外資系企業の立地促進、国内雇用の確保等の効果が見込まれる。

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
	これまでの要望経緯	継続要望

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	33	府 省 庁 名		経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望 項目名	事業所税のあり方の検討			
要望内容 (概要)	○ 事業所税は、人口30万以上の市で地方税法及び同施行令で定める市において、従業者給与総額（従業者割）と事業所床面積（資産割）に応じて課されるため、企業の担税力や経営状況にかかわらず課税される結果、不合理であるとの指摘がある。また、資本金1億円超の企業においては、課税標準が重複している外形標準課税に加えて、更に過剰な負担であるとの指摘がある。こうした指摘を念頭におきつつ、事業所税の制度創設時の目的を再確認した上で、本制度が本当に存在意義を有するか、速やかに検証することが求められる。			
関係条文	地方税法第4章第5節事業所税 等			
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）			
要望理由	（1）政策目的 （2）施策の必要性			
本要望に 対応する 縮減案	—			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 (関連する税制改正大綱、閣議決定等) 【法人税の改革について】(平成 26 年 6 月 27 日 政府税調とりまとめ) 1. 法人税改革の趣旨 国・地方の法人税率の 3 分の 1 を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討しなければならない。 2. 具体的な改革事項 (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に) また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		—
前回要望時の達成目標		—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯		継続要望

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(**新設** ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他)

No	34		府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設			
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） イノベーションボックス税制は、研究開発の成果として生まれたアウトプットに着目し、特許等の知的財産から生じる所得に優遇税率を適用する制度。 ・特例措置の内容 我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上し、民間企業の無形資産投資を後押しするため、民間企業の課税所得のうち、我が国で開発した知的財産に由来する所得に対して優遇税率を適用する措置を新たに創設する。			
関係条文	地方税法第23条第1項第4号、同法第292条第1項4号、同法附則第8条			
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）			
要望理由	（１）政策目的 我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権で保護されたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。 （２）施策の必要性 民間企業が立地選択の意思決定を行う場合、税制優遇措置を含む事業環境は重要な判断基準となっている。実際、諸外国では2000年代より欧州を中心に、研究開発成果を知財化し、その知財を社会実装することにより得られた収益に対して優遇税率を適用する、すなわち「アウトプット」に着目した税制であるイノベーションボックス税制が導入されてきている。さらに、イノベーションボックス税制は、近年では中国や韓国、インド、シンガポール等、アジア太平洋諸国においても導入・検討が進んでいる。 各国政府による誘致競争が激化する中、収益性の高い事業であればあるほど税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトが大きい。近年、我が国でも民間企業による研究開発拠点の海外シフトの動きが顕在化しており、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化することが急務。このため、我が国においてもイノベーションボックス税制を創設し、海外と比べて遜色ない事業環境を整備するとともに、民間企業による研究開発成果の社会実装を後押しすることで、国内投資を強力に推進する必要がある。			
本要望に対応する縮減案	—			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及 ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （1）官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化 （略）国内投資・研究開発を大胆に促進することが不可欠である。（略）知的財産の創出等を促し、我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する。 ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定） IV. GX・DX への投資 1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み （3）横断的環境整備 ①イノベーション環境・インフラの整備 利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。 ○ 統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日閣議決定） 第1章 総論（国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術。イノベーション） 2. 科学技術・イノベーション政策の3つの機軸 （3）イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 （資金循環の活性化による研究開発投資の拡大） （略）知的財産の創出等を促し我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する観点から、民間企業による知的財産の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の在り方について、引き続き検討を進める。
	政策の達成目標	民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定め無し
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
有効性	政策目標の達成状況	—
	要望の措置の適用見込み	—

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	英国では 2013 年にイノベーションボックス税制を導入。同国担当省庁（歳入税関庁）の報告によれば、イノベーションボックス税制の適用を受ける事業者は資本コストが引き下げられ、投資促進につながり、特許を商業化しようとすることから、結果として英国内への投資を 10% 増加させる効果が示されている。 我が国においても、イノベーションボックス税制を措置し、研究開発環境の国際的イコールフットディングを実現することで、我が国のイノベーション拠点としての競争力を強化するとともに、知的財産の創出に向けた研究開発投資の促進が見込まれる。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。 現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。 イノベーションボックスを導入し国際的イコールフットディングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備することができると考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	35	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	個人から上場ベンチャーファンドへの投資促進に係る税制措置の創設		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 上場ベンチャーファンドとは、東京証券取引所のベンチャーファンド市場に上場する、ミドル・レイトー期を含むスタートアップを主な投資対象とする投資法人を指す。 ・ 特例措置の内容 個人がミドル・レイトー期を含むスタートアップに投資を行うことができる環境を整備するため、東京証券取引所のベンチャーファンド市場に上場する投資法人に対する個人からの投資等に対して、税制上の優遇措置を創設する。		
関係条文	地方税法第32条第2項、313条第2項		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 ミドル・レイトー期を含むスタートアップに対する個人による上場ベンチャーファンドを通じた投資を促進することで、スタートアップが非上場のまま大規模な資金調達を行い、ユニコーン企業へと成長できる環境を整備することを目的とする。 (2) 施策の必要性 スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが重要である。 これまで、創業期のスタートアップにおける資金調達については、エンジェル税制による優遇措置なども含めて一定の環境整備が進められているところ、ユニコーン企業として飛躍的な成長を遂げるために必要な、ミドル・レイトー期の大規模な資金調達が可能な環境の整備については、資金の出し手が少なく大きな課題となっている。 そこで、2,000兆円を超える規模の個人金融資産の一部をスタートアップ・エコシステムに振り向けることにより、ミドル・レイトー期へのスタートアップの資金供給の担い手を創出することが適当である。 ここで、個人がミドル・レイトー期のスタートアップに直接投資を行うことは求められる資金量や株主管理の観点等から困難であるため、個人の資産を集約する投資ビークルを有効活用すべきであるところ、非上場企業に投資する投資法人のための市場として東京証券取引所のベンチャーファンド市場が存在する。しかし、当該ベンチャーファンド市場における上場銘柄は過去に2銘柄存在していたのみでありその役割を十分に果たせているとは言えないところ、税制上の優遇措置を新たに創設することにより、その活用を促進し、ミドル・レイトー期を含めたスタートアップに対する個人からの資金調達環境を整備したい。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定)】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進 2. スタートアップ育成5か年計画の推進 (5) スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化 ⑨個人からベンチャーキャピタルへの投資促進 英国のVCT (Venture Capital Trust) では、一定の要件の下、個人から上場ベンチャーファンドに投資した際に、税優遇措置(投資時の税控除、運用益の非課税、法人税の非課税)が与えられており、年間約1兆円の個人資金がVCTに投資されている。VCTからアーリー期の未上場企業への長期投資という性質を踏まえ、流動性(VCTからの買戻し制度)や情報開示(四半期)にも配慮している。 こうした事例も参照し、投資家保護に留意しつつ、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促進するスキーム(日本版VCT)の具体化について検討を行う。 具体的には、英国及びフランスの事例では投資時の税控除が大きな成功要因の一つとなっていることも踏まえ、エンジェル税制の検討等、優遇税制の投資対象に上場ベンチャーファンドを含めることも含め、個人からベンチャーキャピタルへの投資時の税控除の導入について、必要な措置を検討する。その際、信託からの投資についてもエンジェル税制の対象とすることを検討する。
	政策の達成目標	スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模(10兆円規模)とする。 (スタートアップ育成5か年計画、2022年11月28日新しい資本主義実現会議決定)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	令和4年の国内スタートアップの資金調達額: 9,459 億円 (令和5年7月14日時点、出典: INITIAL)
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	個人によるスタートアップへの投資に対する他の税制として、エンジェル税制がある。 エンジェル税制は、特に資金の集まりにくい創業初期のスタートアップに対する個人投資家からの投資を促進するため、設立年数等の一定要件を満たす特定新規中小企業者に投資を行った個人に対して、所得税の優遇を行うもの。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本施策は、個人から上場ベンチャーファンドを通じた、主にミドル・レイター期のスタートアップへの投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	36	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特別措置法」という。）第二条第二項に規定する発電設備）（※）に係る課税標準の特例について、2年間延長するとともに、措置対象となる太陽光発電設備について、地域と共生した再エネを促進するための所要の見直しを行う。 ※太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備 ・ 特例措置の内容 上記設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する。 ・ 太陽光発電設備（地域と共生した再エネを促進するための一定の設備に限る。） 1,000kW 以上 3/4 (7/12～11/12) 1,000kW 未満 2/3 (1/2～5/6) (以下の4設備は再エネ特別措置法の認定に係るものに限る。) ・ 風力発電設備 20kW 以上 2/3 (1/2～5/6) 20kW 未満 3/4 (7/12～11/12) ・ 中小水力発電設備 5,000kW 以上 3/4 (7/12～11/12) 5,000kW 未満 1/2 (1/3～2/3) ・ 地熱発電設備、 1,000kW 以上 1/2 (1/3～2/3) 1,000kW 未満 2/3 (1/2～5/6) ・ バイオマス発電設備 1万 kW 以上 2/3 (1/2～5/6) 1万 kW 未満 1/2 (1/3～2/3) ※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上記の括弧書の間で設定）。		
関係条文	地方税法附則第15条第25項、同法施行規則附則第6条第52項～第58項		
減収 見込額	[初年度] 精査中 (▲1,195) [平年度] 精査中 (▲1,195) [改正増減収額] — (単位：百万円)		

要望理由	(1) 政策目的 第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）において、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源であることから、S+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すこととしている。 また、2030年度におけるエネルギー需給の見通しとして、再生可能エネルギーについては、「足下の導入状況や認定状況を踏まえつつ、各省の施策強化による最大限の新規案件形成を見込むことにより、3,130億kWh程度の実現を目指す。その上で、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けては、もう一段の施策強化等に取り組むこととし、その施策強化等の効果が実現した場合の野心的なものとして、合計3,360～3,530億kWh程度の導入、電源構成では36～38%程度を見込む。なお、この水準は、上限やキャップではない。今後、現時点で想定できないような取組が進み、早期にこれらの水準に到達し、再生可能エネルギーの導入量が増える場合には、更なる高みを目指す。」としている。 一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストが高いといった経済面での課題が存在するところ、再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と再エネ特別措置法の措置による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。 (2) 施策の必要性 現在、エネルギーミックスの実現や再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、再エネ特別措置法の適切な運用に加え、再エネ特別措置法における入札制度の導入・中長期目標の設定を通じたコスト低減の促進、技術や事業モデルの確立に向けた技術開発・実証、系統制約を克服するための関連制度の見直しなどの総合的な支援を行っているところ。 上記の政策目的を達成し、再生可能エネルギーを我が国に根付いたエネルギーとしていくためには、これらの制度、予算、規制改革等の政策措置に加え、税制面での優遇措置により、発電事業者等に対する政策誘導を行う必要がある。 具体的には、再生可能エネルギーの開発初期には、不具合への対処や様々な技術的調整により追加費用が発生するとともに、売電収入が得られないためにキャッシュフローのひっ迫が生じるところ、これが負担となって発電事業者の投資判断に負の影響を与えている。一方、再エネ特別措置法による支援は、売電収入により長期的な資金回収を担保するものであるため、こうした事業リスクには対応することができない。このため、本制度によって、事業者の初期のキャッシュフロー確保を直接支援することにより、事業開始前後で極大化する事業リスクを低下させ、事業者の投資判断を確実にし、さらには再投資の拡大を図ることが重要である。
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	政策の達成目標	エネルギーミックス（令和3年10月資源エネルギー庁「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」）に掲げられた、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を36～38%とするという野心的な目標の達成を目指し、電源毎の実態に即した再生可能エネルギーを最大限導入する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年3月31日までの2年間の延長
	同上の期間中の達成目標	2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合36～38%に向けて、適用対象年度において着実に再エネ設備の導入を促進する。
有効性	政策目標の達成状況	発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：2030年度に36～38%） （出典：総合エネルギー統計（確報値）） ※（）内は水力を除く数値 2017年度 16.0%（8.1%） 2018年度 16.9%（9.2%） 2019年度 18.1%（10.3%） 2020年度 19.8%（12.0%） 2021年度 20.3%（12.8%） 再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在20.3%（水力を除いて12.8%）であり、目標達成には、本税制措置により一層、再エネ導入を促進する必要がある。
	要望の措置の適用見込み	令和6年の適用件数：精査中
相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。 再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成24年6月末までで約2,060万kWであったところ、令和4年3月末までで累計約6,700万kWの導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。 令和4年度に実施したアンケート調査によると、再エネ特別措置法の認定に係る設備について、全体の約38%が特例措置を活用したと回答しており、本税制措置により太陽光発電については、FIT認定設備を税制の対象としていた平成27年度までは約1,630万kW、自家消費設備を税制の対象としていた平成28年度以降は約5.4万kW、太陽光以外の発電については、制度開始以降に約295万kWの導入促進効果があったとみられる。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし

予算上の措置等の要求内容及び金額	○予算措置（令和5年度） 「需要家主導による太陽光発電導入促進補助金」 （105億円、※経済産業省計上予算） 「地域脱炭素の推進のための交付金」 （350億円、※環境省計上予算） 「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」 （42.6億円、※環境省経常予算、経済産業省連携事業）
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	課税標準の特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すそ野の広い支援措置であることが特徴である。他の支援措置の目的等は以下のとおり。 ○再エネ特別措置法による支援措置（固定価格買取制度等） 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。 ○財政投融資（日本政策金融公庫） 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、低利融資を行うことで、再生可能エネルギー発電設備等の導入に必要な資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利の低減を図ることにより、イニシャル面及びランニング面で支援するもの。 ○予算措置 （１）需要家主導による太陽光発電導入促進補助金 需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援するもの。 （２）地域脱炭素の推進のための交付金 脱炭素先行地域づくりや地域脱炭素に向けた再エネ発電設備・蓄電池の導入などの重点対策を加速的にかつ複合実施する地方公共団体を支援するもの。 （３）民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入の促進を支援し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図るもの。
要望の措置の妥当性	平成24年7月の再エネ特別措置法の施行後、各電源において一定程度導入が進んでいるが、2030年度のエネルギーミックスに向けた導入進捗率は、太陽光発電では約60～68%、中小水力発電では約95%、バイオマス発電では約86%、地熱発電では約40%、風力発電では約22%であり、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上ではさらなる措置を講じていく必要がある。 第6次エネルギー基本計画においては、「再生可能エネルギーに関しては、S+3Eを大前提に、2050年における主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」との方針が示されている。上記の導入状況を踏まえ、この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き再エネ特別措置法の認定に係る設備を特例措置の対象とする。 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。

税負担軽減措置等の適用実績	令和元年度 適用件数 459 件 減収額 3,886 百万円 令和2年度 適用件数 251 件 減収額 1,714 百万円 令和3年度 適用件数 220 件 減収額 2,259 百万円 令和4年度 適用件数 166 件（推計） 減収額 1,508 百万円（推計） 令和5年度 適用件数 169 件（推計） 減収額 1,195 百万円（推計） ＜推計方法＞ 減収額について、令和3年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載の実績値を基に記載。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 【令和元年度】適用総額（課税標準）：277,540 百万円 【令和2年度】適用総額（課税標準）：122,414 百万円 【令和3年度】適用総額（課税標準）：161,338 百万円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。 再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成24年6月末までで約2,060万kWであったところ、令和3年3月末までで累計約6,700万kWの導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。 令和3年度に実施したアンケート調査によると、再エネ特別措置法の認定に係る設備について、全体の約38%が特例措置を活用したと回答しており、本税制措置により太陽光発電については、FIT認定設備を税制の対象としていた平成27年度までは約1,630万kW、自家消費設備を税制の対象としていた平成28年度以降は約5.4万kW、太陽光以外の発電については、制度開始以降に約295万kWの導入促進効果があったとみられる。
前回要望時の達成目標	○長期エネルギー需給見通し（平成27年7月） 2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とする。

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	再生可能エネルギーは、再エネ特別措置法を中心とした様々な支援施策により導入が進みつつあるものの、安定供給やコストの面で課題も残っており、導入量もいまだ目標達成の途上にある。2030 年度のエネルギーミックス達成に向けて、研究開発や規制の合理化等の政策を動員して進めているところであり、本税制措置は設備導入促進を図る措置として、引き続き継続する必要がある。 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：2030 年度に 36～38%） （出典：総合エネルギー統計（確報値））※（）内は水力を除く数値 2017 年度 16.0%（8.1%） 2018 年度 16.9%（9.2%） 2019 年度 18.1%（10.3%） 2020 年度 19.8%（12.0%） 2021 年度 20.3%（12.8%）
これまでの要望経緯	平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を 3 分の 2 とする特例措置が創設 平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を 1 年間延長の上、廃止（サンセット）。 平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設 平成 26 年度 適用期限の 2 年延長 平成 28 年度 適用期限を 2 年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を 1／3 から 1／2 へ深掘り。 平成 30 年度 適用期限を 2 年延長し、5 電源それぞれについて、発電規模に応じて割合を一部縮減 令和 2 年度 適用期限を 2 年延長し、中小水力発電設備については発電規模に応じて割合を一部縮減 令和 4 年度 適用期限の 2 年延長

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	37	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の要件に基づく経営力向上計画の認定を受け M&A を実施した際、M&A 実施後に発生し得るリスクに備えるため、株式取得価額の 70%以下の金額を準備金として積み立てた際、積立額を損金算入できる制度。 ・ 特例措置の内容 適用期限を 3 年延長する。（令和 9 年 3 月 31 日まで） 中小企業の M&A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。 （租税特別措置法第 56 条が措置された場合、国税との自動連動を図る。）		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号		
減収 見込額	[初年度] 精査中 (▲145) [平年度] 精査中 (▲145) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現するため、中小企業による M&A を支援する。 （２）施策の必要性 中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&A が全国的に活発化している中、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現することが重要。 一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。 経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的質上げの実現～（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） 第 2 章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化（中堅・中小企業の活力向上） 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、		

	伴走支援の体制整備等に取り組む。 また、G X、D X、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する1万者の支援を行う。 あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。
本要望に対応する縮減案	—

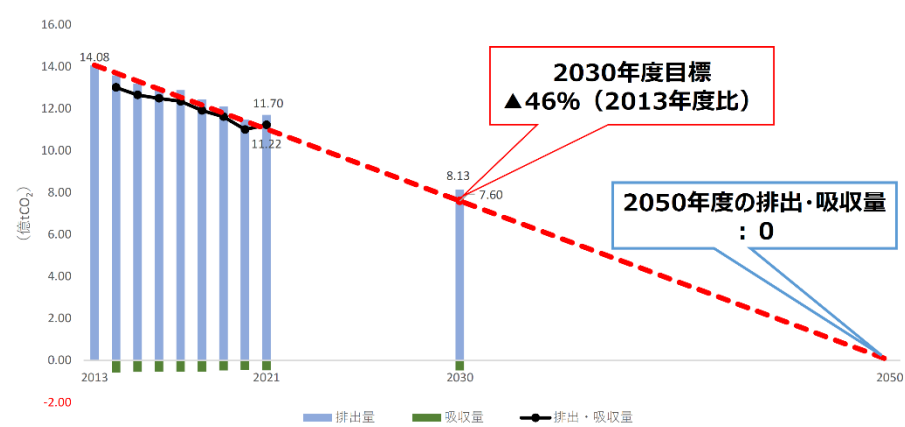
合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 9 年 3 月 31 日まで
	同上の期間中の達成目標	後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。
	政策目標の達成状況	中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、本税制措置の創設当時（令和 3 年）から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制によって中小企業による M&A に対する負担を軽減することで、M&A に伴うリスクを軽減する取組を促す。これによって、先行きが不透明な中でも中小企業による M&A が進み、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性向上が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置（登録免許税、不動産取得税の特例）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和 4 年度第 2 次補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000 億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和 4 年度第 2 次補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67 億円の内数、令和 5 年度当初予算 157 億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置等では、中小企業の M&A に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用、M&A 後の新分野進出に向けた取組を支援している。 他方、M&A 後も含めて、中小企業が M&A を実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
	要望の措置の妥当性	M&A を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。

税負担軽減措置等の適用実績	【適用数】 令和3年度 92 件 令和4年度 98 件 令和5年度 78 件（見込み） （いずれも令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計） 【減収額】 令和3年度 3,287 百万円 令和4年度 3,501 百万円 令和5年度 2,787 百万円（見込み） （いずれも令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、創設当時から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。
前回要望時の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、引き続きリスクが伴う状況。
これまでの要望経緯	令和3年度 創設

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	38	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）の拡充及び延長	
要望内容 （概要）	①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入に関する要望 ・ 技術進展等の動向を踏まえて、産業競争力強化法第二条十四項に基づき省令で定める需要開拓商品の対象商品を拡充及び見直す。 ・ 本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・ 税額控除の繰越制度を新設する。 ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入に関する要望 ・ 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上の両立の一層の推進に向けて、産業競争力強化法におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定要件を見直す。 ・ 本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・ 税額控除の繰越制度を新設する。	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第十条の五の六 租税特別措置法施行令第五条の六の六 租税特別措置法施行規則五条の十二の三 租税特別措置法第四十二条の十二の七 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の七 租税特別措置法施行規則第二十条の十の三	
減収 見込額	[初年度] 精査中 （ ▲500 の内数 ） [平年度] 精査中 （ ▲500 の内数 ） [改正増減収額] ー （単位：百万円）	
要望理由	（１）政策目的 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する GX の実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。 （２）施策の必要性 足下、我が国の温室効果ガスの排出・吸収量は、2013年度比20.3%減少しており、2030年46%減、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて一定の進捗が見られるものの、GXを通して目標を達成するためには、我が国の排出量の約6割を占める産業部門等における更なる脱炭素化と産業競争力の強化及び技術動向等を踏まえた脱炭素分野の新たな需要を開拓するための設備投資を促進する必要がある。	
本要望に 対応する 縮減案	ー	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 3 年 6 月 18 日） 2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。
	政策の達成目標	GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	長期間にわたる適用期間での措置を講じる。
	同上の期間中の達成目標	2030 年度 46%削減目標等を実現すること。
	政策目標の達成状況	2021 年度の温室効果ガスの排出・吸収量は、11 億 2,200 万トンで、2020 年度比 2.0%増加（+2,150 万トン）、2013 年度比 20.3%減少（▲2 億 8,530 万トン）。  (出典) 環境省「2021 年度（令和 3 年度）温室効果ガス排出・吸収量」
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置の適用を受ける事業者は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる商品の生産に専ら使用される設備または生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、特別償却又は税額控除措置を受けることにより、投資初年度の資金負担が軽減されるため、積極的な設備投資が促進される。今回、本措置の対象となる商品について、近年の技術進展等の動向を踏まえて拡充・見直しを行うことで、脱炭素効果が高く、今後の市場拡大が見込まれる商品の生産・供給の拡大につなげるとともに、真に 2030 年目標等に資する炭素生産性を向上させる取組を後押しする。 また、市場がまだ確立されていない分野や生産プロセスを大きく転換する大規模な設備投資は、検討から投資判断に至るまで、また投資判断から実際に投資が行われるまで長い期間が必要となる。他方で、現行の 3 年間の適用期間では十分な検討が行えない場合があることから、こうした脱炭素

		に係る企業の設備投資について、十分な検討期間を確保するため、適用期間を長期にわたって延長することによって、大規模な脱炭素化投資を抜本的に促進する。 加えて、企業の決算が赤字の場合や税額控除額が法人税額の控除限度額を超える場合があることから、企業の投資判断に税メリットを考慮することが難しい。今回、税額控除の適用を繰り越し可能な措置を創設することにより、GX に積極的に投資する企業が税メリットを享受できる可能性を上げることで、大規模な脱炭素化投資を抜本的に促進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本税制措置の適用を受けるためには、 ①産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、 ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備については、①に加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を 1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減（2013 年度比）、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資、新たな需要開拓に向けた設備投資を促進する必要がある。

税負担軽減措置等の 適用実績	令和3年度適用実績 【適用件数】6件 【減収額】約87百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	①根拠条文：租税特別措置法第四十二条の十二の七 ②適用件数：(特別償却) 0件 (税額控除) 6件 ③適用総額：(特別償却) 0円 (税額控除) 約87百万円

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	炭素生産性向上率（計画ベース） <table><thead><tr><th>項目</th><th>基準年度</th><th>目標年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>炭素生産性の向上率（計画ベース）</td><td>0%</td><td>20.4%</td></tr><tr><td>炭素生産性10%</td><td>0%</td><td>10%</td></tr><tr><td>炭素生産性7%</td><td>0%</td><td>7%</td></tr></tbody></table> 事業適応計画の認定を受けた事業者において、炭素生産性を平均 20.4%向上させる見込み。(2023 年 8 月時点。事業者から申請のあった事業適応計画を基に算出)	項目	基準年度	目標年度	炭素生産性の向上率（計画ベース）	0%	20.4%	炭素生産性10%	0%	10%	炭素生産性7%	0%	7%
項目	基準年度	目標年度											
炭素生産性の向上率（計画ベース）	0%	20.4%											
炭素生産性10%	0%	10%											
炭素生産性7%	0%	7%											
前回要望時の達成目標	2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。												
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	2021 年度（令和 3 年度）温室効果ガスの排出・吸収量については、2019 年度から 3.4% 減少しており、2030 年度目標の達成及び 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた取組については一定の進捗が見られる。												
これまでの要望経緯	令和 3 年度：創設												

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	39	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（エンジェル税制）の拡充		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 【エンジェル税制の地方税分について】 地方税においては、地方税法附則第35条の3に基づき特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等が優遇の対象となる。 ・ 特例措置の内容（拡充要件の概要） エンジェル税制は、令和5年度税制改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設したが、株式譲渡益が発生した年内に投資を行う必要がある等、課題が残る。 創業間もないスタートアップに必要なリスクマネーの供給に当たっては個人からの投資が引き続き重要であり、スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から更なる利活用拡大のために必要な措置を講じる。具体的には、①株式譲渡益を元手とする再投資期間（現行は同一年内）の延長、②信託を活用して投資事業有限責任組合（LPS）に出資し、スタートアップに投資する場合等の対象化等を検討する。		
関係条文	所得税：租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2、第37条の13の3、第41条の19 租税特別措置法施行令第25条の12、第25条の12の2、第25条の12の3、第26条の28の3 租税特別措置法施行規則第18条の15、第18条の15の2、第18条の15の2の2、第19条の11 個人住民税：地方税法第32条第2項、313条第2項、地方税法附則第35条の3		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面について、起業家の創出やエンジェル投資家等の個人のリスクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・エコシステムに循環させることを目的とする。 (2) 施策の必要性 スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが重要である。そのために、令和5年度税制改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設したが、株式譲渡益が発生した年内に投資を行う必要がある等、課題が残る。そこでスタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点からエンジェル税制の更なる利活用拡大のために必要な措置を講じる。具体的には、①株式譲渡益を元手とする再投資期間（現行は同一年内）の延長、②信託を活用して投資事業有限責任組合（LPS）に出資し、スタートアップに投資する場合等の対象化等を検討する。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	スタートアップへの投資額について、2022 年度と比較して、5 年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模（10 兆円規模）とする。 （スタートアップ育成 5 か年計画、2022 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めなし
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	令和 4 年の国内スタートアップの資金調達額：9,459 億円 （令和 5 年 7 月 14 日時点、出典：INITIAL）
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	スタートアップの起業及び創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難。ベンチャーキャピタル等からのまとまった資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資であり、そのようなリスクを取った個人からの出資を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備することは非常に重要。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本施策は、個人からスタートアップの起業・投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である

税負担軽減措置等の適用実績	【税制適用を受けた投資額】※直近 5 年間の実績を記載 平成 29 年度：約 47 億円 平成 30 年度：約 54 億円 令和元年度：約 78 億円 令和 2 年度：約 89 億円 令和 3 年度：約 153 億円
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 9 年度 創設 平成 12 年度 拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充） 平成 14 年度 拡充（投資事業有限責任組合経由の投資を適用） 平成 15 年度 拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充） 平成 16 年度 拡充（経済産業大臣認定制度導入（認定対象：投資事業有限責任組合のみ）、売却益圧縮特例の拡充） 平成 17 年度 延長（売却益圧縮特例の延長） 平成 19 年度 延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、対象要件及び手続の拡充） 平成 20 年度 拡充（所得控除制度創設、売却益圧縮の特例廃止） 令和 2 年度 拡充（対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充（少額電子募集取扱業者の追加）、申請書類の一部削減） 令和 5 年度 拡充（株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減）

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	40	府 省 庁 名		経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）				
要望項目名	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長				
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 法人の支出した交際費等は、原則損金不算入とされているが、中小企業（資本金 1 億円以下の法人）については、定額控除限度額（800 万円）までの損金算入を認める措置。 ・ 特例措置の内容 交際費課税の特例の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第 61 条の 4 において措置された場合、国税との自動連動を図る。）				
関係条文	地方税：地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号 国税：租税特別措置法第 61 条の 4、租税特別措置法施行令第 37 条の 4、第 37 条の 5、租税特別措置法施行規則第 21 条の 18 の 4				
減収見込額	[初年度] 精査中 （ － ） [平年度] 精査中 （ － ） [改正増減収額] － (単位：百万円)				
要望理由	（１）政策目的 中小企業は我が国雇用の 7 割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。 （２）施策の必要性 一般的に中小企業は、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られている。そのため、交際費を支出することによって、取引の拡大や事業活動の円滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進手段となっている。 そのため、本税制措置を延長し、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化を支援することが必要である。				
本要望に対応する縮減案	－				

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	本税制措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的としており、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵が行き渡ることを確認するため、中小企業の業況判断DI（中小企業景況調査）の数値等を参考にする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲10.8（令和5年4～6月）となっている。 （出典）中小企業庁「中小企業景況調査」
有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度 2,332,265社（2,348,159百万円） 令和7年度 2,332,265社（2,348,159百万円）
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	交際費は取引先との関係維持・拡大、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費について、税制上の優遇を施すことで、営業活動を支援することは手段として有効である。 なお、中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「交際費等の支出が、経営においてメリットになっていると思う」という回答が71%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが把握できる。

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費を損金に算入することは認められていない。これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。 しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、取引の拡大や事業活動の円滑化の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。 中小企業は、我が国雇用の 7 割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本税制措置の適用期限を延長することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を支援することは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	○過去5年間の交際費等支出法人数及び損金算入額（資本金1億円以下） 平成30年度 2,327,153社(2,780,092百万円) 令和元年度 2,337,377社(2,843,009百万円) 令和2年度 2,330,095社（2,405,859百万円） 令和3年度 2,376,749社（2,290,459百万円） 令和4年度 2,332,265社（2,348,159百万円） （出典）平成30年度～令和3年度 国税庁「会社標本調査」 令和4年度は「会社標本調査」から推計															
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—															
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額（800万円）が小さくなった場合、9.8%の企業が交際費の支出額が減少すると回答した。また、飲食費が減少した場合に生じる悪影響として、12%の企業が「既存顧客との取引の減少」、7.7%の企業が「現状の売上・販売の減少」と回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。 これらのことから、中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について定額控除限度額までの損金算入を認める 本税制措置は中小企業の経営安定化や事業の活性化に寄与しており、有効な税制措置である。															
前回要望時の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。															
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲10.8（令和5年4～6月）となっている。 （上記「政策目標の達成状況」参照）															
これまでの要望経緯	（昭和29年創設）															
		<table><tr><td>対象法人 （資本金別）</td><td>損金算入限度額等</td></tr><tr><td>5,000万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>5,000万円以下</td><td>定額控除（300万円）</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>定額控除（400万円）</td></tr><tr><td>5,000万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>5,000万円以下</td><td>定額控除（300万円）×90%</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>定額控除（400万円）×90%</td></tr></table>	対象法人 （資本金別）	損金算入限度額等	5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除（300万円）	1,000万円以下	定額控除（400万円）	5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除（300万円）×90%	1,000万円以下	定額控除（400万円）×90%
	対象法人 （資本金別）	損金算入限度額等														
	5,000万円超	全額損金不算入														
	5,000万円以下	定額控除（300万円）														
	1,000万円以下	定額控除（400万円）														
	5,000万円超	全額損金不算入														
5,000万円以下	定額控除（300万円）×90%															
1,000万円以下	定額控除（400万円）×90%															
昭和57年度	5,000万円超	全額損金不算入														
	5,000万円以下	定額控除（300万円）														
	1,000万円以下	定額控除（400万円）														
平成6年度	5,000万円超	全額損金不算入														
	5,000万円以下	定額控除（300万円）×90%														
	1,000万円以下	定額控除（400万円）×90%														

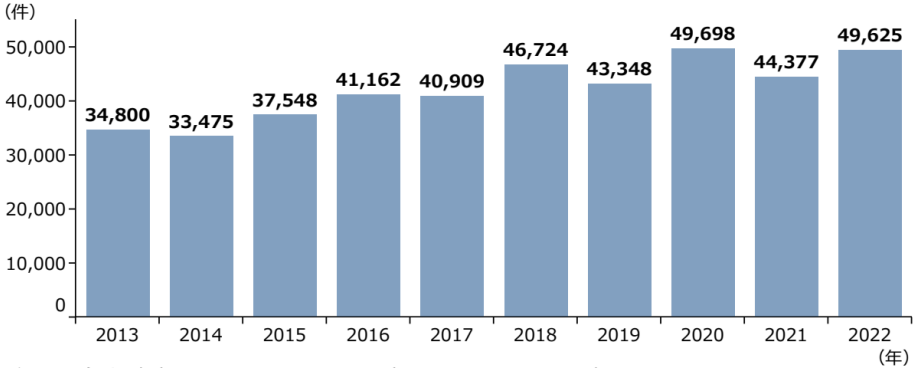
	平成 10 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
		5,000 万円以下	定額控除（300 万円）× 80%
		1,000 万円以下	定額控除（400 万円）× 80%
	平成 14 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
		5,000 万円以下	定額控除（400 万円）× 80%
	平成 15 年度	1 億円超	全額損金不算入
		1 億円以下	定額控除（400 万円）× 90%
	平成 18 年度	全法人	一人当たり 5000 円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
	平成 21 年度 （経済危機 対策）	1 億円超	全額損金不算入
		1 億円以下	定額控除（600 万円）× 90%
	平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入
		1 億円以下	定額控除（800 万円） （定額控除限度額までの 10%の損金不算入措置を廃止）
	平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50%まで損金算入
		1 億円以下	定額控除限度額（800 万円）までの損金算入又は 飲食費 50%まで損金算入の選択適用
	平成 28 年度	2 年間の延長（平成 29 年度末まで）	
	平成 30 年度	2 年間の延長（令和元年度末まで）	
	令和 2 年度	対象法人から資本金の額等が 100 億円を超える法人を除外した上で 2 年間の延長（令和 3 年度末まで）	
	令和 4 年度	2 年間の延長（令和 5 年度末まで）	

令和 6 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	4 1	府 省 庁 名	経済産業省								
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）										
要望 項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長										
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡等の再編・統合を行った際に発生する不動産取得税を以下のとおり軽減する。 <table><tr><td></td><td>計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)</td><td>計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)</td></tr><tr><td>土地住宅</td><td>3.0%</td><td rowspan="2">取得した不動産の価格 の 1/6 に相当する額を 控除</td></tr><tr><td>住宅以外の家屋</td><td>4.0%</td></tr></table> ・ 特例措置の内容 適用期限を 2 年延長する。(令和 8 年 3 月 31 日まで)				計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)	土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格 の 1/6 に相当する額を 控除	住宅以外の家屋	4.0%
	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)									
土地住宅	3.0%	取得した不動産の価格 の 1/6 に相当する額を 控除									
住宅以外の家屋	4.0%										
関係条文	地方税法附則第 11 条第 14 項、地方税法施行令第 7 条第 24 項 租税特別措置法第 80 条第 3 項										
減収 見込額	[初年度] — (▲5) [平年度] — (▲5) [改正増減収額] — (単位：百万円)										
要望理由	(1) 政策目的 親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。 (2) 施策の必要性 平成 29 年には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 4 年には、この年齢層（70 代前半）の経営者が 3 割程度減少した。 他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。 加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、平成 29 年と同規模存在している。 このような状況において、平成 30 年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成 31 年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。 事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をよ										

	り一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。 経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的質上げの実現～ (令和5年6月16日閣議決定) 第2章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化（中堅・中小企業の活力向上） 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高100億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&Aや外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。 また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する1万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ
	政策目標の達成状況	休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件となっている。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。  資料：東京商工リサーチ「2022年『休廃業・解散企業』動向調査」
有効性	要望の措置の適用見込み	【適用数】 令和6年度 3件 令和7年度 3件 ※令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計 【減収額】 令和6年度 5百万円（推計） 令和7年度 5百万円（推計） ※令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業の経営資源の集約化に資する税制（中小企業投資損失準備金、中小企業経営強化税制）

	予算上の措置等の要求内容及び金額	・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和４年度第２次補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000 億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和４年度第２次補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67 億円の内数、令和５年度当初予算 157 億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる本特例は移転する不動産の登録免許税の軽減措置であり、重複した措置とはなっていない。
	要望の措置の妥当性	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。 また、経営者の高齢化や後継者不足等を背景にして休廃業・解散件数が増加しており、第三者への事業承継を行う必要性が強まっている中で、事業承継時の不動産移転に伴う事業者の負担を軽減することにより円滑な事業承継を可能とするための措置であり、円滑な事業承継の促進という目的に照らし妥当な措置である。
税負担軽減措置等の適用実績		【適用数】 令和３年度 ５件（実績値） 令和４年度 １件（実績値） 【減収額】 令和３年度 ６百万円 令和４年度 ４百万円 ※令和３年度、令和４年度認定実績を基に中小企業庁推計
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		【令和２年度】適用総額（課税標準（不動産の価格））：143,751 千円 【令和３年度】適用総額（課税標準（不動産の価格））：132,238 千円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組みを行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
前回要望時の達成目標		本税制措置は、中小企業・小規模事業者の事業再編等の活性化と、それを通じた円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、地域経済の活力維持を実現する。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあること等から目標達成に至っていない。
これまでの要望経緯		平成 30 年度 創設 令和 2 年度 2 年延長 令和 4 年度 2 年延長

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	4 2	府 省 庁 名	経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設（汚水又は廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。 ・ 特例措置の内容 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率（1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額を課税標準とする。		
関係条文	地方税法附則第15条第2項第1号、地方税法施行令附則第11条第4項、 地方税法施行規則附則第6条第12項		
減収 見込額	[初年度] — (▲62) [平年度] — (▲62) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 環境基本法で定める環境基準を達成・維持するため、水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準が適用されている事業者の公害防止対策に対する一層の取組を促進し、産業公害の防止及び我が国の環境対策の推進、良好な生活環境の保全を図る。 (2) 施策の必要性 環境基準の達成による、環境と経済が両立した経済社会の構築に向けては、暫定排水基準を一般排水基準に引き上げていくことが必要であり、そのためには、事業者が暫定排水基準の厳格化に対応していくことが必要であるが、非収益投資かつ継続的な設備投資は事業者にとって重い負担となっている。仮にこうした取組への事業者の対応が遅れる場合、排水による環境・人体への悪影響や事業者の社会的信用力の低下による立地地域における雇用の喪失に繋がるおそれがある。 なお、環境基本法及び水質汚濁防止法においては、環境負荷低減のための設備導入その他適切な措置に対しては、国も必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。このため、法令に基づく規制措置だけでなく、税制等による経済的措置も組み合わせることで、事業者の負担を軽減し、継続的な設備投資を促す必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
	政策の達成目標	環境基本法に基づく環境基準の達成・維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。具体的には、水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して適正な排水処理を促し、全業種で一般排水基準を遵守することにより、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の適用期限の延長を要望。
	同上の期間中の達成目標	水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して、適正な排水処理を促し、一般排水基準への移行を促進する。
有効性	政策目標の達成状況	環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目のBOD、CODについては、昭和50年頃の環境基準達成率55%程度と比較して、令和3年度の環境基準達成率は全体で88.3%（前回要望時（令和元年度。以下同じ）：89.2%）と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。 なお、平成13年以降、水質汚濁防止法による一般排水基準が追加・強化された際に暫定排水基準が適用されていたのべ78業種のうち、67業種が一般排水基準に移行しており、一定の成果が見られる。
	要望の措置の適用見込み	令和5年度（見込）：適用件数678件、取得価額4,220百万円、減収額127百万円 令和6年度（見込）：適用件数601件、取得価額3,559百万円、減収額84百万円 （経済産業省推計）
相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	水質分野の環境基準については、昭和50年頃の生活環境項目のBOD、CODに関する全体の環境基準達成率は55%程度であったところ、令和3年度の環境基準達成率は88.3%と大きく改善しており、水質環境の改善が図られてきたところである。 他方で、今後、更なる規制強化が見込まれる中、全業種が一般排水基準に移行し、公共用水域における更なる水質環境基準の達成・維持を図るためには、本制度の延長が必要。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	事業所税の課税標準の特例措置 事務所等を対象としている事業所税の課税標準の軽減措置と併せ措置することによって、事業者に対するインセンティブの効果を高め公害防止用設備の取得を促進。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	【財政投融資】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要：中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る設備の導入・更新等を行う場合に、特別利率による融資を受けることができる。 （限度額：中小企業事業7億2千万円以内、国民生活事業7200万円以内、期間：20年以内）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	【財政投融資】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 当該融資制度は、中小企業が公害防止設備の導入やPCB廃棄物の処理等を実施するために必要な資金を円滑に調達できるようにするための制度となっている。 一方の本税制は、上記融資制度の対象となっていない中堅企業等を含めた幅広い範囲の企業が公害防止設備を導入した際のランニングコストの低減に寄与するものである。
相当性	要望の措置の妥当性	環境対策設備の導入は事業者が取り組むべき課題の一つであるものの、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。 加えて環境対策設備の導入は幅広い業種に求められており、かつ、非収益設備であることから、環境規制の円滑な施行の観点から、税制優遇による措置が必要である。

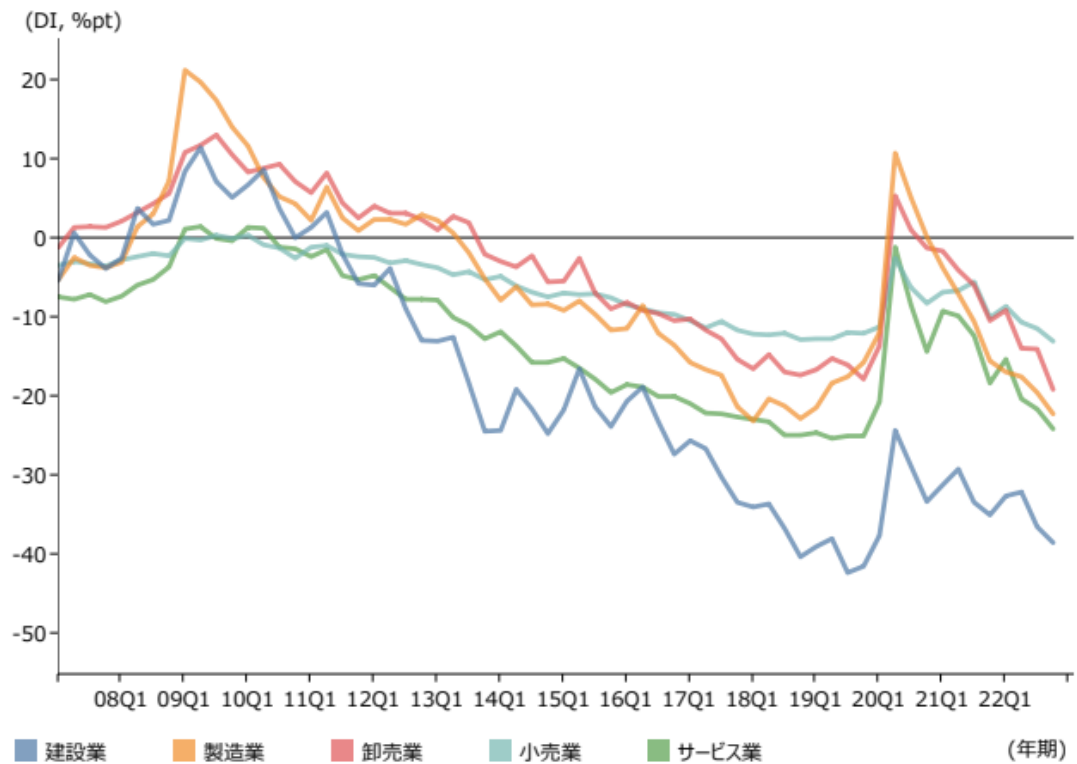
税負担軽減措置等の適用実績	【過去5年間の実績】 平成30年度：適用件数3,594件、取得価額23,585百万円、減収額180百万円 令和元年度：適用件数3,623件、取得価額28,653百万円、減収額277百万円 令和2年度：適用件数1,380件、取得価額16,735百万円、減収額270百万円 令和3年度：適用件数1,138件、取得価額15,436百万円、減収額259百万円 令和4年度：適用件数764件、取得価額5,004百万円、減収額192百万円 (平年度ベース、経済産業省調べ)
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ②適用実績：公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項） 令和元年度：401,789,160千円 令和2年度：377,096,464千円 令和3年度：368,607,591千円 汚水又は廃液処理施設に係る適用金額は、上記額の内数
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、CODについては昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったところ、令和3年度には88.3%にまで改善しており、前回要望時の高い水準も維持しているなど、水質環境の改善が着実に行われてきているところである。直近5年間の適用件数は年平均約2,100件程度の実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。
前回要望時の達成目標	環境基本法に基づく環境基準の維持により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。具体的には、水質汚濁防止法における暫定排水基準が適用されている業種に対して適正な排水処理を促し、全業種で一般排水基準を遵守することにより、公共用水域における水質環境基準の達成・維持を目指す。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	暫定排水基準の適用業種については、令和3年度以降、2業種対象の2項目が一般排水基準に移行し、のべ5業種について暫定排水基準の基準値が厳格化された。また、令和6年4月に1業種対象の1項目について暫定排水基準が強化される見込みである。 なお、対象事業者が暫定排水基準の適用業種に限定されて以降、過去2年間の適用件数は年平均で約700件となっており、本制度を活用した公害防止設備の導入が進められている。
これまでの要望経緯	昭和35年度 創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行（非課税→1/6） 平成22年度 軽減税率引下げ（1/6→1/3） 平成26年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入（特例率：1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合） 平成30年度 対象装置からバーク装置を除外。軽減税率の引下げ（特例率を「1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合」に変更） 令和2年度 脱有機酸装置及び脱フェノール装置を適用対象から除外。電気供給業を営む者が取得し電気供給業の用に供する施設を適用対象から除外。 令和4年度 対象事業者を暫定排水基準が適用される業種に限定。

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	43	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。 ・ 特例措置の内容 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税及び事業税についても同様の効果を適用する。（国税との自動連動を図る。）		
関係条文	（所得税）租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5 （法人税）租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28		
減収見込額	[初年度] — （ ▲17, 981 ） [平年度] — （ ▲19, 024 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。 （２）施策の必要性 中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であることから、本税制措置により減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減を図ることは不可欠である。 中小企業庁が実施した委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、59.7%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。 そのため、本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担 の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図ることが必要不可欠である。		

＜参考＞中小企業の従業員数過不足DIの推移



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）従業員数過不足DIとは、従業員の今期の状況について、「過剰」と答えた企業の割合（％）から、「不足」と答えた企業の割合（％）を引いたもの。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率20%以下の水準に到達することを目指す。
	政策目標の達成状況	売上高に対する販売費及び一般管理費（資本金1億円未満の企業）の比率 平成29年度 26.5% 平成30年度 27.8% 令和元年度 28.5% 令和2年度 29.7% 令和3年度 29.7% （参考）資本金1億円以上の企業における当該比率の状況 平成29年度 16.0% 平成30年度 15.1% 令和元年度 16.0% 令和2年度 16.9% 令和3年度 16.5% （出典）財務省「法人企業統計調査（年次別）」より試算
有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度 法人：786,940社、個人：64,784者 令和7年度 法人：832,582社、個人：68,542者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	○主な少額減価償却資産の特例の利用業種（令和３年度） <table border="1" data-bbox="387 293 831 831"> <thead> <tr> <th>業種</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>サービス業</td><td>31.0%</td></tr> <tr><td>建設業</td><td>18.9%</td></tr> <tr><td>製造業</td><td>12.1%</td></tr> <tr><td>小売業</td><td>8.8%</td></tr> <tr><td>不動産業</td><td>8.7%</td></tr> <tr><td>卸売業</td><td>7.3%</td></tr> <tr><td>料理飲食旅館業</td><td>4.6%</td></tr> <tr><td>運輸通信公益事業</td><td>3.1%</td></tr> <tr><td>その他の製造業</td><td>2.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2.2%</td></tr> <tr><td>農林水産業</td><td>1.9%</td></tr> <tr><td>金属製品製造業</td><td>1.8%</td></tr> </tbody> </table> （出典）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和５年２月国会提出）」	業種	割合	サービス業	31.0%	建設業	18.9%	製造業	12.1%	小売業	8.8%	不動産業	8.7%	卸売業	7.3%	料理飲食旅館業	4.6%	運輸通信公益事業	3.1%	その他の製造業	2.4%	その他	2.2%	農林水産業	1.9%	金属製品製造業	1.8%
業種	割合																										
サービス業	31.0%																										
建設業	18.9%																										
製造業	12.1%																										
小売業	8.8%																										
不動産業	8.7%																										
卸売業	7.3%																										
料理飲食旅館業	4.6%																										
運輸通信公益事業	3.1%																										
その他の製造業	2.4%																										
その他	2.2%																										
農林水産業	1.9%																										
金属製品製造業	1.8%																										
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	道府県民税 : 556,950 千円 事業税 : 15,386,171 千円 市町村民税 : 3,341,701 千円 特別法人事業税 : 5,692,883 千円 （出典）「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（令和３年度）																										
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置は、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることによる減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本税制措置創設以降、中小企業庁が実施した委託調査によると、税務申告書類の作成等について、平均約 3 時間の事務負担の軽減につながっている。																										
前回要望時の達成目標	中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。																										
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制措置による事務負担の軽減により、中小企業における間接部門にかかる費用は一定程度軽減に寄与していると考えられる。しかし、人手不足等に直面している中小企業において、人件費の増加等により、売上高に対する販売費及び一般管理費比率は 20%を上回る状況であり、目標達成には至っていない。 （上記「政策目標の達成状況」参照）																										
これまでの要望経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末まで） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末まで） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末まで）																										

	平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末まで） 平成 26 年度 2 年間の延長（平成 28 年 3 月末まで） 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（平成 30 年 3 月末まで） 平成 30 年度 2 年間の延長（令和 2 年 3 月末まで） 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（令和 4 年 3 月末まで） 令和 4 年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した 上で 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末）
--	--

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	4 4	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 法人（発行者以外の第三者）の継続的な保有等に係る暗号資産を対象とする。 ・ 特例措置の内容 上記の対象に関して、期末時価評価課税の対象外とすること。		
関係条文	法人税法第 61 項第 3 項 法人税法施行令第 118 条の 7		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。 （２）施策の必要性 内国法人が有する暗号資産（活発な市場が存在するもの）（注）については、税制上、期末に時価評価し、評価損益（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）は、課税の対象とされている。 こうした取扱い、ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、暗号資産を継続的に保有するような内国法人に対して、キャッシュフローが伴わない（＝担税力がない）暗号資産についても課税がなされるものとなっていることから、所要の措置を講ずる必要がある。 （注）特定自己発行暗号資産（当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるもの）を除く。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （2）グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速 （デジタルトランスフォーメーション（DX）、AIへの対応） 分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、Web3.0に係るトークンの利活用³⁵やコンテンツ産業の活性化に係る環境整備、担い手やアイデアの裾野の拡大に必要な取組などを行う。 ³⁵ ステ이블コインやセキュリティトークンの円滑な発行・流通に向けた必要な取組を進めるほか、暗号資産・トークンを通じた資金調達の実態について調査・整理を進め、事業者の円滑な資金供給の促進に資するものについては、投資事業有限責任組合契約に関する法律（LP S法、平成10年法律第90号）上で投資対象とすることを検討する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日） IV. GX・DX等への投資 5. DX （1）Web3.0の推進に向けた環境整備 ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、検討を進める。 暗号資産に係る税制上の取扱いについて、第三者が短期売買目的以外で暗号資産を継続的に保有する場合を、他の暗号資産の保有と区別して取り扱うことが可能かどうか、法令上・会計上の在り方を含め、速やかに検討する。
	政策の達成目標	Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進すること

	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、ブロックチェーン分野におけるイノベーションの国内集積が促進され、ひいては国際競争力を向上させることが見込まれたため、手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	内国法人が有する暗号資産に関する税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	45	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。 しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は道半ば。 ・ 特例措置の内容 「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。		
関係条文	地方税法第71条の5、第71条の6 地方税法附則第35条の2の6、第35条の4の2 租税特別措置法第3条、第37条の12の2、第41条の14、第41条の15		
減収 見込額	[初年度] ▲2,750 （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。 （2）施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われことで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
	政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：93 万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,493 万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度 株式5 属性別株主数」）
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 17 年度からの継続要望。

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4 6	府 省 庁 名		経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）				
要望 項目名	土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長				
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） （商業地等及び住宅用地に係る負担調整措置） 商業地等及び住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税を対象とする。 （商業地等に係る減額措置） 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税を対象とする。 （税負担急増土地に係る減額措置） 税負担急増土地に係る固定資産税及び都市計画税を対象とする。 ・ 特例措置の内容 ○ 現行の負担調整措置及び、以下の特例措置の適用期限を3年間（令和9年3月31日まで）延長する。 （商業地等及び住宅用地に係る負担調整措置） 商業地等及び住宅用地について、負担水準（＝前年度の課税標準額÷当年度の評価額）に応じて、当年度の課税標準額を調整し、評価替えによる地価の上昇に伴う税負担の大幅な増加を緩和する。 ＜商業地等＞ ア 負担水準が70%以上の場合：当年度の評価額の70% イ 負担水準が60%以上70%未満の場合：前年度の課税標準額と同額に据置 ウ 負担水準が60%未満の場合：当年度の課税標準額に「当年度の評価額の5%」を加算した額 ＜住宅用地＞ ア 負担水準が100%以上の場合：当年度の評価額の100% イ 負担水準が100%未満の場合：前年度の課税標準額に「当年度の本則課税標準額の5%」を加算した額 （商業地等に係る減額措置） 商業地等の固定資産税等の負担調整措置において一律に課税標準額を評価額の70%まで引き下げる措置（課税標準額の法定上限率）を地方公共団体の条例により、さらに60～70%の範囲で引き下げることを可能とする。 （税負担急増土地に係る減額措置） 住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税について、地方公共団体の条例により、前年度税額に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することを可能とする。				
関係条文	地方税法附則第18条、第25条 地方税法附則第21条、第27条の4 地方税法附則第21条の2、第27条の4の2				
減収 見込額	[初年度] — (▲ 1,772,305) [平年度] — (▲ 1,772,305) [改正増減収額] — (単位：百万円)				

要望理由	(1) 政策目的 負担調整措置や条例減額制度による固定資産税の負担軽減を通じて、新型コロナウイルス感染症からの経済回復の歩みを着実なものとする。 (2) 施策の必要性 我が国における地価は、バブル崩壊以降ほぼ一貫して長期的な下落傾向にあり、リーマンショックを契機として平成 21 年以降再び下落傾向が続いたものの、近年の地価公示においては、全国的に上昇傾向となっており、令和 6 年度は固定資産税評価替えにより、引き続き税負担は増加する。 足元の経済は、コロナ禍前の水準まで回復しておらず、物価上昇の影響等も懸念される中、経済回復の歩みを着実なものにしていくことが重要。これまで長らく行ってきた負担調整措置等が縮減・廃止された場合、地価上昇に伴う固定資産税の大幅な負担増加となり、経済回復に大きく影響する。 このため、評価替えによる課税標準額の上昇に伴う税負担の大幅な増加を緩和する負担調整措置、地域の実情に応じて地方公共団体の判断により商業地の負担水準の上限を 60～70%の範囲で引き下げることが可能とする制度、固定資産税の負担の上昇幅を 1.1 以上で条例で定める範囲内で抑制出来ることを可能とする制度を引き続き措置することにより、都市再生、地域活性化や土地の有効利用を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症からの経済回復を着実に進めるため、引き続き措置する必要がある。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	・「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定） 「持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていく。」 ・経済産業省政策評価体系 7. 中小企業及び地域経済の発展
	政策の達成目標	・経済回復・経済成長 ・都市再生・地域再生の推進 （本制度は、固定資産税の大幅な負担を軽減することで、新型コロナウイルス感染症からの経済回復に水をさすことを防ぐものである。本制度がなかった場合の経済実態を把握することはできず、本目標は様々な政策の効果が相まって達成されるものであるため、数値目標を設定し、本措置の効果を定量的に評価することは困難である。）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和6年4月1日～令和9年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同一
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	（負担調整措置） — （商業地等に係る減額措置） 1 地方公共団体において適用が見込まれる。 （税負担急増土地に係る減額措置） 9 地方公共団体において適用が見込まれる。 ※地方公共団体へのアンケート調査による。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	近年の地価上昇をそのまま反映した固定資産税の負担は、国民にとって大幅な負担増加となり、新型コロナウイルス感染症からの経済回復に大きく影響する。本特例措置は、こうした税負担の大幅な増加を軽減し経済回復の歩みを着実にするものであるため、有効性の高い措置である。 また、条例減額制度について、都市再生・地域再生の推進に向けて、当該地域の実情に通じた地方公共団体の判断により事業者等の税負担を軽減することを可能とするため、本制度は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、固定資産税の大幅な負担増加を緩和することで、新型コロナウイルス感染症からの経済回復の歩みを着実なものとするうえで有効な手段であり妥当である。 また、負担調整措置は平成6年度の固定資産税評価額を地価公示の7割とした際に、税負担の急増を緩和するため導入された措置であり、塩川自治大臣書簡で「今回の見直しは、固定資産税にとっては抜本的な改正に等しいものですが、この見直しが、いやしくも増税の目的で行うとの誤解を受けるようなことになれば大変なことになります。(中略) このように今回の固定資産税の見直しは、土地評価の均衡化・適正化を図ることが目的であり増税を目的としたものではありません。」とされているところ。前述より、急激な増税となるようなことは避けるべきであり、引き続き、負担調整措置をとることが妥当であると考えられる。 また、条例減額制度は、地方公共団体の判断により、地方公共団体の財政の安定性や課税の公平性に悪影響を及ぼさない範囲内において、都市再生・地域再生の推進のために、地方公共団体独自の負担軽減措置を許容するものであり、施策手段として妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	(負担調整措置) — (商業地等に係る減額措置) 1 地方公共団体において実施 (令和5年度) (税負担急増土地に係る減額措置) 9 地方公共団体において実施 (令和5年度) ※地方公共団体へのアンケート調査による。	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—	
税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	税負担の大幅な増加が緩和されることで、新型コロナウイルス感染症からの経済回復の歩みを着実なものとするにつなげるため、本措置は手段として有効である。 また、都市再生・地域再生の推進に向けて、当該地域の実情に通じた地方公共団体の判断により、事業者等の税負担を軽減することを可能とする本条例減額制度は有効である。	
前回要望時の達成目標	・ 名目 GDP600 兆円の実現 ・ デフレ脱却・経済再生 ・ 都市再生・地域再生を推進する	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯	平成 16 年度 商業地等に係る減額措置 創設 平成 18 年度 延長 平成 21 年度 延長 (商業地等に係る減額制度) 税負担急増土地に係る減額措置 創設 平成 24 年度 延長 (商業地等に係る減額措置及び税負担急増土地に係る減額措置) 平成 27 年度 延長 (同上) 平成 30 年度 延長 (同上) 令和3 年度 延長 (同上)、 令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く据置 令和4 年度 令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の 2.5% (現行：5%) とする措置	

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	47	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 耐震改修※、バリアフリー改修、省エネ改修※が行われた住宅 ※改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるもの（長期優良住宅化リフォーム）を含む ・ 特例措置の内容 上記の対象について、以下のとおり固定資産税額を軽減する。 ・ 耐震改修：翌年度 1/2 軽減 ・ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修については、翌年度から 2 年間 1/2 軽減 ・ 耐震改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度 2/3 軽減 ・ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度 2/3 軽減、翌々年度 1/2 軽減 ・ バリアフリー改修：翌年度 1/3 軽減 ・ 省エネ改修：翌年度 1/3 軽減 ・ 省エネ改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度 2/3 軽減 <要望内容> 適用期限の 2 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）延長		
関係条文	地方税法附則第 15 条の 9、第 15 条の 9 の 2、地方税法施行令附則第 12 条第 18 項～第 46 項、 地方税法施行規則附則第 7 条第 6 項～第 11 項		
減収 見込額	[初年度] — （ ▲174 ） [平年度] — （ ▲ 175 ） [改正増減収額] —		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	・「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成に向けた基本的な施策として「長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進」「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新」「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充」と位置づけられている。 ・「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「徹底した省エネルギーの推進に向け、（中略）省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進する」と位置づけられている。 （政策評価体系における位置づけ） 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 業績指標6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 ＜耐震化＞ 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標35 ①住宅の耐震化率 ＜バリアフリー＞ 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する 業績指標11 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 ＜省エネ＞ 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標23 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 ＜長期優良化＞ 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 業績指標4 認定長期優良住宅のストック数
	政策の達成目標	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年）→14兆円（令和12年） ・住宅の耐震化率 約87%（平成30年）→耐震性の不足するものをおおむね解消（令和12年） ・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成30年度）→25%（令和12年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6%（平成25年度）→30%（令和12年度） ・認定長期優良住宅のストック数 113万戸（令和元年度）→約250万戸（令和12年度）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

	同上の期間中の達成目標	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模約 13.1 兆円（令和 7 年度） ・耐震性の不足するものをおおむね解消（令和 12 年度） ・高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約 21.6%（令和 7 年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約 22%（令和 7 年度） ・認定長期優良住宅のストック数 約 186 万戸（令和 7 年度）
	政策目標の達成状況	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12 兆円（平成 30 年） ・住宅の耐震化率 約 87%（平成 30 年） ・高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成 30 年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14%（令和 2 年度） ・認定長期優良住宅のストック数 約 148 万戸（令和 4 年度）
有効性	要望の措置の適用見込み	令和 6 年度 耐震：6,587 件、バリアフリー：2,488 件、省エネ：2,642 件、長期優良住宅化：74 件 令和 7 年度 耐震：6,626 件、バリアフリー：2,502 件、省エネ：2,657 件、長期優良住宅化：74 件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することは、政策目標の達成のために有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（租税特別措置法第 41 条の 3 の 2） 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（同法第 41 条の 19 の 2） 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（同法第 41 条の 19 の 3）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・住宅・建築物安全ストック形成事業（令和 6 年度予算概算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数） ・環境・ストック活用推進事業（省エネ関係）（令和 6 年度予算概算要求額：81.49 億円の内数） ・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和 6 年度予算概算要求額：424.17 億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、性能向上リフォームを推進する。
	要望の措置の妥当性	耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導するため、その工事に係る負担を税制上軽減することは効果的である。

税負担軽減措置等の適用実績	平成30年度 耐震：9,141件（129,853千円）、バリアフリー：2,989件（35,344千円）、省エネ：1,683件（24,543千円）、長期優良住宅化：81件（2,055千円） 令和元年度 耐震：6,797件（91,368千円）、バリアフリー：2,497件（26,817千円）、省エネ：1,219件（18,756千円）、長期優良住宅化：115件（4,323千円） 令和2年度 耐震：6,193件（75,549千円）、バリアフリー：2,800件（31,047千円）、省エネ：1,231件（20,306千円）、長期優良住宅化：92件（12,209千円） 令和3年度 耐震：4,787件（60,287千円）、バリアフリー：2,295件（23,658千円）、省エネ：2,420件（36,653千円）、長期優良住宅化：121件（3,954千円） 令和4年度 耐震：6,511件（96,212千円）、バリアフリー：2,459件（27,925千円）、省エネ：2,611件（46,842千円）、長期優良住宅化：73件（2,144千円） ※括弧内は軽減税額 （総務省「固定資産の価格等の概要調書」より）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	（適用総額の種類：税額） 令和元年度 耐震：91,356千円、バリアフリー：26,682千円、省エネ：18,722千円 長期優良住宅化：4,323千円 令和2年度 耐震：75,549千円、バリアフリー：31,047千円、省エネ：20,306千円 長期優良住宅化：3,220千円 令和3年度 耐震：60,287千円、バリアフリー：23,658千円、省エネ：36,653千円 長期優良住宅化：3,954千円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	税負担軽減措置の適用件数は堅調に推移しており、本特例措置は、性能向上リフォームの促進に寄与している。
前回要望時の達成目標	令和12年までに既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14兆円（平成30年12兆円） 耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成30年）→おおむね解消（令和12年） 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成30年度）→25%（令和12年度） 住宅ストックのエネルギー消費量の削減率（平成25年度比） 3%（平成30年）→18%（令和12年）
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円（平成30年） 住宅の耐震化率 87%（平成30年） 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%（平成30年度） 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14%（令和2年度） 認定長期優良住宅のストック数 約148万戸（令和4年度） 政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。

これまでの要望経緯	【耐震改修（長期優良住宅化リフォームを含む）】 平成 18 年度：創設 平成 25 年度：拡充・縮減 平成 28 年度：2 年 3 ヶ月延長 平成 29 年度：拡充 平成 30 年度：2 年延長 令和 2 年度：2 年延長 令和 4 年度：2 年延長 【バリアフリー改修】 平成 19 年度：創設 平成 22 年度：3 年延長 平成 25 年度：3 年延長・縮減 平成 28 年度：2 年延長・拡充・縮減 平成 30 年度：2 年延長・縮減 令和 2 年度：2 年延長 令和 4 年度：2 年延長 【省エネ改修（長期優良住宅化リフォームを含む）】 平成 20 年度：創設 平成 22 年度：3 年延長 平成 25 年度：3 年延長・縮減 平成 28 年度：2 年延長・縮減 平成 29 年度：拡充 平成 30 年度：2 年延長・縮減 令和 2 年度：2 年延長 令和 4 年度：2 年延長・拡充
------------------	--

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	48	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準 ・特例措置の内容 昭和57年度から令和5年度までの各事業年度分の固定資産税に限り、当該償却資産（事務所および宿舍の用に供するものを除く。）に係る固定資産税の課税標準を2/3とする措置を、3年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第15条 第4項 地方税法施行令附則第11条 第5項		
減収見込額	[初年度] — (▲1, 172) [平年度] — (▲1, 235) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 沖縄は、電力需要が小さいことや地理的・地形的制約から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的不利性を抱えていることから、本措置により、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。 (2) 施策の必要性 沖縄における電気事業については、 1) 地理的・地形的・需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料（主に石炭、LNG）に大きく依存せざるを得ない。 2) 本土の電力系統と連系されておらず、本土の電力会社との電力相互融通が不可能であり、高い供給予備力が必要等の理由から設備投資負担が大きい。 3) 多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が必要。（離島部門は構造的な収支不均衡） 等の容易に解決できない構造的不利性を有しており、本土と比べ電気料金が割高となっている。事業者においても電気料金の上昇抑制に努めているものの、事業者の自助努力のみで構造的不利性を克服するには限界があるため、政策的支援が必要となる。 加えて、今後、2050年カーボンニュートラルの実現に多額の設備投資が必要となることが見込まれる観点からも、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のために、本措置の継続が必要不可欠である。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

6. 鉱物資源およびエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進

政策の達成目標

沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保

税負担軽減措置等の適用又は延長期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間の延長）

同上の期間中の達成目標

沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保

政策目標の達成状況

本措置により、平成30年度から令和4年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.15円の電気料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じることが必要である。

<電気料金に与える影響> (単位:百万 kWh、百万円、円/kWh)

	H30	R1	R2	R3	R4
適用額	1,178	1,144	1,112	1,111	1,146
影響単価	0.16	0.15	0.15	0.15	0.15

※沖縄電力(株)による実績報告

<電気料金（単価）の推移> (単位:円/kWh)

	H30	R1	R2	R3	R4
沖縄電力(株)	23.85	23.50	21.62	20.87	24.24
9社平均	19.78	19.39	18.10	16.68	23.16
単価差	4.06	4.11	3.52	4.19	1.08

※料金単価の算出方法:電灯・電力料収入÷各社の販売電力量
(9社平均については、沖縄電力(株)を除く旧一般電気事業者9社の電灯・電力料収入(9社合計)÷販売電力量(9社合計)によって算出した加重平均)

※出典:各社有価証券報告書から作成

※令和4年度の単価差の縮小については、電気料金における燃料費調整制度の上限額の影響による一時的な事象

有効性

要望の措置の適用見込み

適用事業者:1社(沖縄電力(株))

要望の措置の効果見込み
(手段としての有効性)

本措置による固定資産税の軽減分は、電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減に繋がっている。例えば、令和5年度における一般家庭のモデルケース（400kWh/月）では、月額約60円の負担軽減の効果がある。

<電気料金に与える影響> (単位:百万 kWh、百万円、円/kWh)

	R5	R6	R7	R8
適用額	1,136	1,172	1,262	1,271
影響単価	0.15	0.16	0.17	0.17

※沖縄電力(株)の計画に基づく

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・ 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置（石油石炭税） ・ 沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（国税：法人税等、地方税：法人事業税等） ・ 沖縄の産業イノベーション促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置（地方税：事業所税）					
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—					
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—					
	要望の措置の 妥当性	本措置によって、構造的不利性に伴う供給コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。 また、本措置による免税分については電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっている。					
税負担軽減措置等の 適用実績		(単位：百万円)					
		年度	H30	R1	R2	R3	R4
		軽減額	1,178	1,144	1,112	1,111	1,146
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績		適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） 適用総額（千円）：R1 年度 81,773,734 R2 年度 88,530,864 R3 年度 87,964,980					
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）		措置による固定資産税の軽減分については、電気料金の料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民負担の軽減に繋がっている。例えば、令和5年度における一般家庭のモデルケース（400kWh/月）では月額約60円の負担軽減の効果がある。					
前回要望時の 達成目標		沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保					
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由		目標に関しては概ね達成している。					
これまでの要望経緯		昭和57年度 創設 昭和60年度 2年間の延長 昭和62年度 5年間の延長 平成4年度 // 平成9年度 // 平成14年度 // 平成19年度 // 平成24年度 3年間の延長 平成27年度 5年間の延長 令和2年度 2年間の延長 令和4年度 2年間の延長					

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	49	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（以下、「被災償却資産」という。）の所有者等のうち、当該被災償却資産に代わる償却資産（以下、「被災代替償却資産」という。）を一定の被災地域内において取得又は改良する者は、固定資産税の特例措置を受けることができる。 ・ 特例措置の内容 現在、被災償却資産の所有者が、令和6年3月31日までの間に、一定の被災地域内において被災代替償却資産を取得又は改良した場合、その後4年度分の固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置を受けることができるが、今後も被災者による被災代替償却資産の取得が継続すると見込まれることから、本特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで2年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第56条第12項		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ ▲0.6 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 地震・津波被災地域では、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。 また、福島原子力災害被災地域では、帰還困難区域の一部で避難指示の解除や立入規制の緩和がされるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。今後、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。 （2）施策の必要性 ① 事業活動の状況 ○ 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R2.10)、宮城県 80% (R3.3)、福島県 85% (R5.6) となっており、また、中小機構仮施設入居事業者等状況調査 (R5.3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して（回答事業者数 82 者）、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 7 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14 者いるという状況にある。 このような事業活動の状況下において、岩手県、宮城県及び福島県の市町村に対して復興庁が実施したアンケート調査結果 (R5.5) によると、被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の適用実績は減少傾向にあるものの、現状においても一定数の適用がある。(R2：44 件、R3：43 件、R4：46 件) ② 面整備の状況 ○ 事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和5年度に約 42.8ha、令和6年度以降に約 106.8ha の供給予定 (R5.5) となっており、令和6年度以降も事業再開等のための被災代替償却資産の取得等が見込まれる。		

	また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和２年３月末時点で約７割だったところ、令和４年９月末時点では９６％と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和３年１２月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに２～３年程度を要することが一般的であり、被災事業者等が事業再開する場合にも同程度の時間を要すると考えられることから、公共インフラの復旧・復興を契機とした事業再開等のための被災代替償却資産の取得等は令和６年度以降も見込まれる。 このように、令和６年度以降も事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例措置を令和８年３月３１日まで２年間の延長を要望する。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年 12 月 20 日閣議決定）（抄） Ⅱ.「復興・創生期間」後の基本方針 2. 復興を支える仕組み （2）法制度 ① 東日本大震災復興特別区域法 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。 ■令和 3 年度以降の復興の取組について（令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議決定）（抄） 2. 復興期間 復興期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を含む 15 年間とした上で、令和 3 年度からの 5 年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第 1 期復興・創生期間」（平成 28 年度から令和 2 年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第 2 期復興・創生期間」と位置付ける。 ■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定）（抄） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 （1）地震・津波被災地域 地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。 （2）原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。 ■経済産業省政策評価体系 政策（施策）「7. 中小企業及び地域経済の発展」
	政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 2 年間（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	・岩手県の被災 12 市町村の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：86%（令和 2 年 10 月 1 日現在） ・宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：80%（令和 3 年 3 月 31 日現在） ・福島県の避難指示区域等所在商工会会員の事業再開率：85%（令和 5 年 6 月 20 日現在）
有効性	要望の措置の適用見込み	令和 6 年度 20 件 令和 7 年度 1 件

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開や事業拡大する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	被災代替資産の特別償却（震災特例法第 11 条の 2、第 18 条の 2）
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	本特例措置は、被災代替償却資産を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。
税負担軽減措置等の 適用実績		「固定資産の価格等の概要調書」（総務省調べ）から減収額を算出 平成 24 年度 6 5 0 百万円 平成 25 年度 1, 4 1 8 百万円 平成 26 年度 2, 0 7 0 百万円 平成 27 年度 1, 7 2 2 百万円 平成 28 年度 1, 2 0 8 百万円 平成 29 年度 7 9 9 百万円 平成 30 年度 3 5 8 百万円 令和元年度 4 5 百万円 令和 2 年度 2 0 9 百万円 令和 3 年度 2 0 百万円 令和 4 年度 1 2 百万円
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）		—
前回要望時の 達成目標		—

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	平成 23 年度 創設 平成 28 年度 適用期間を 3 年間延長（平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで） 令和元年度 適用期間を 2 年間延長（平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで） 令和 3 年度 適用期間を 3 年間延長（令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	50	府 省 庁 名 経 済 産 業 省												
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）													
要望 項目名	特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長													
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 令和6年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資時期</td> <td>R3.4.1～R6.3.31</td> <td>R3.4.1～R6.3.31</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>50%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table> ・ 特例措置の内容 本特例措置の適用期限（令和6年3月31日）を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。			特別償却	税額控除	投資時期	R3.4.1～R6.3.31	R3.4.1～R6.3.31	機械・装置	50%	15%	建物・構築物	25%	8%
	特別償却	税額控除												
投資時期	R3.4.1～R6.3.31	R3.4.1～R6.3.31												
機械・装置	50%	15%												
建物・構築物	25%	8%												
関係条文	○東日本大震災復興特別区域法第37条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条、第17条の2 ○地方税法第23条第1項第4号、第72条の14、第72条の23第1項及び第292条第1項第4号													
減収 見込額	[初年度] —（ ▲35 ） [平年度] —（ ▲35 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）													
要望理由	(1) 政策目的 地震・津波被災地域では、第2期復興・創生期間において復興事業がその役割を全うすることを目指し、総仕上げの段階に入っている。著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。 (2) 施策の必要性 「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第2期復興・創生期間においても、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。 ①人口の状況 岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており（R5.4.1人口推計/H22国調人口：3県沿岸等88%、全国平均97%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、女川町61%、南三陸町67%、大槌町68%、山元町70%、山田町73%等） ②事業活動の状況 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県86%（R2.10）、宮城県80%（R3.3）、福島県85%（R5.6）となっており、中小機構仮施設入居事業者等状況調査（R5.3）によれば、仮設入居事業者の今後に関して（回答事業者数82者）、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が7者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が14者いるという状況にある。 ③雇用の状況 岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、（R3経済センサス/H22工業統計：3県沿岸等86%、全国平均97%）非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、松島町35%、女川町41%、田野畑村53%、大槌町54%、陸前高田市62%等） ④面整備の状況													

	事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和6年度以降、約106.8haの供給予定（R5.5）となっている。 また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月時点で約7割だったところ、令和4年9月末時点では96%と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和3年12月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。 企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに2～3年程度を要することが一般的であり、公共インフラの復旧・復興を契機とした事業再開等は令和6年度以降も見込まれる。 こうした被災地における経済社会情勢を踏まえると、被災地の経済活性化に必要な産業の本格的な復興については引き続き取り組まなければならない課題である。 このため、令和6年度以降も事業者等の設備投資を支援し産業復興の下支えをすることは依然として必要であり、本特例措置を令和8年3月31日まで2年間の延長を要望する。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（抄）（令和元年12月20日閣議決定） Ⅱ.「復興・創生期間」後の基本方針 2. 復興を支える仕組み （2）法制度 ① 東日本大震災復興特別区域法 ・ 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 ■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄） 2. 復興期間 復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。 ■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定）（抄） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 （1）地震・津波被災地域 地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。 （2）原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。 ■経済産業省政策評価体系 政策（施策）「7. 中小企業及び地域経済の発展」		
	政策の達成目標	沿岸地域等（復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内。以下同じ。）において設備投資を行う事業者の増加とそれに伴う雇用機会の確保等。		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）		
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ		
政策目標の達成状況	令和4年度までの復興特区法第37条に基づく指定の件数は以下のとおり。 件数（令和5年3月末）（沿岸地域等に限る。） 法人 1,840件 個人 483件（合計2,323件）			
有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度 令和7年度 2年計	法人 38件 20件 58件	個人 30件 16件 46件（合計104件）

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物への設備投資を促進し、雇用機会の確保等に資することができる。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第 38 条、第 39 条及び第 40 条）
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	本特例措置の延長は、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ事業の用に供されたことのない新規の設備投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	令和４年度までの沿岸地域等における復興特区法第 37 条に基づく指定の件数は以下のとおり。（令和５年３月末） 法人 1,840 件 個人 483 件 （合計 2,323 件）																													
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—																													
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、沿岸地域等において、設備投資を促進し、雇用機会の確保等に資することができる。																													
前回要望時の達成目標	沿岸地域等において投資を行う事業者の増加																													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	個人事業者の件数は見込みを達成しているが、法人は見込みを達成できていない。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、法人による機械等の新規取得が進まなかったことによるものと考えられる。 ○前回要望時の見込み（指定件数） <table><tr><td></td><td>法人</td><td>個人</td><td>合計</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>75 件</td><td>13 件</td><td></td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>60 件</td><td>8 件</td><td></td></tr><tr><td>令和５年度</td><td>48 件</td><td>5 件</td><td></td></tr><tr><td>３年計</td><td>183 件</td><td>26 件</td><td>209 件</td></tr></table> ○令和３、４年度の実績（同） <table><tr><td></td><td>法人</td><td>個人</td></tr><tr><td>令和３年度（実績）</td><td>48 件</td><td>17 件</td></tr><tr><td>令和４年度（実績）</td><td>22 件</td><td>6 件</td></tr></table>		法人	個人	合計	令和３年度	75 件	13 件		令和４年度	60 件	8 件		令和５年度	48 件	5 件		３年計	183 件	26 件	209 件		法人	個人	令和３年度（実績）	48 件	17 件	令和４年度（実績）	22 件	6 件
	法人	個人	合計																											
令和３年度	75 件	13 件																												
令和４年度	60 件	8 件																												
令和５年度	48 件	5 件																												
３年計	183 件	26 件	209 件																											
	法人	個人																												
令和３年度（実績）	48 件	17 件																												
令和４年度（実績）	22 件	6 件																												
これまでの要望経緯	平成 23 年度 創設 平成 26 年度 適用期限を２年間延長 平成 28 年度 福島県以外の措置率を見直したうえ適用期限を５年間延長 平成 31 年度 雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限り、平成 30 年度までと同水準の措置率として２年間拡充 令和 2 年度 事項要望 令和 3 年度 対象地域を沿岸地域等（特定復興産業集積区域の区域内）に重点化の上、３年間延長																													

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	51	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （ 地方消費税 ）		
要望 項目名	外国人旅行者向け消費税免税制度のあり方の検討		
要望内容 (概要)	【制度の概要】 消費税法第8条等に基づき、輸出物品販売場（以下「消費税免税店」という。）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税が免除される。 【要望の内容】 訪日外国人旅行消費額の更なる増加に向けて、外国人旅行者の利便性向上や免税店事業者の手続きの簡素化、国内における転売目的利用による不正対策等に資する外国人旅行者向け消費税免税制度のあり方について検討を行う。		
関係条文	消費税法第8条 消費税法施行令第18条 消費税法施行規則第6条～第10条		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	(1) 政策目的 外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の手続きの簡素化を進め、旅行消費額単価の引き上げや地方も含めた免税店数増加を通じた購入機会の拡大に繋げることで、訪日外国人旅行消費額を増加させる。 (2) 施策の必要性 「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）において、訪日外国人旅行消費額を、コロナ前の水準を超えて年間5兆円とする目標を早期に達成する旨の目標が掲げられている。 このため、インバウンドの本格回復に向けて、訪日外国人旅行消費額を引き上げに寄与してきた外国人旅行者向け消費税免税制度について、外国人旅行者の利便性や免税店事業者の事務負担の軽減等を一層進める必要があるところ、「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）において「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載されたことを踏まえて検討する必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
	政策の達成目標	観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に年間5兆円
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定） ・訪日外国人旅行消費額 早期に年間5兆円
	政策目標の達成状況	訪日外国人旅行消費額 2020年：7,446億円 2021年：1,208億円 2022年：8,987億円
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本要望は、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの簡素化を進めることで、外国人旅行者の旅行消費額単価の引き上げや、地方も含めた免税店数の増加による購入機会の増加を通じて、外国人旅行消費額の増加に繋げるものであり、「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載された「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）の方針の実現に資する検討で、有効である
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本要望は、外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの簡素化を進めることで、外国人旅行者の旅行消費額単価の引き上げや、地方も含めた免税店数の増加による購入機会の増加を通じて、外国人旅行消費額の増加に繋げるものであり、「外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。」と記載された「令和5年度税制改正大綱」（令和4年12月16日自由民主党・公明党）の方針の実現に資する検討で、有効である

税負担軽減措置等の適用実績	2013 年： 5,777 店（2014 年 4 月 1 日時点） 2014 年： 18,779 店（2015 年 4 月 1 日時点） 2015 年： 35,202 店（2016 年 4 月 1 日時点） 2016 年： 40,532 店（2017 年 4 月 1 日時点） 2017 年： 44,646 店（2018 年 4 月 1 日時点） 2018 年： 50,198 店（2019 年 4 月 1 日時点） 2019 年： 54,667 店（2020 年 3 月 31 日時点） 2020 年： 54,772 店（2021 年 3 月 31 日時点） 2021 年： 52,271 店（2022 年 3 月 31 日時点） 2022 年： 53,650 店（2023 年 3 月 31 日時点）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	○免税対象品目の拡大・手続簡素化（平成 26 年 10 月開始） 免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、消費税免税店の拡大に繋がった。 ○免税手続カウンター制度の開始（平成 27 年 4 月開始） 免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。 ○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ（平成 28 年 5 月開始） 免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 ○「一般物品」と「消耗品」の合算（平成 30 年 7 月開始） 一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が 5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 ○臨時免税店制度の創設（令和元年 7 月開始） 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手續により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 ○免税販売の無人化（令和 3 年 10 月 1 日開始） 免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。 ○免税対象者の明確化（令和 5 年 4 月 1 日開始）
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—